

– 令和2年版 –

新型コロナウイルス感染症に対する
武藏野市の対応報告書

令和3年3月
武藏野市

目次

ページ

1	はじめに	1
2	感染拡大の経過と感染者数の推移	2
	(1)国内の感染状況について(p.2)	
	(2)市内における感染者数の推移(p.3)	
	(3)新型コロナウイルス感染症について(p.4)	
	(4)感染者数データ(p.5)	
3	国、東京都、武蔵野市の対応(時系列)	8
4	武蔵野市の対応(分野別)	16
	(1)対策本部、全体的事項(p.16)	
	(2)情報発信等(p.20)	
	(3)市民生活支援(p.23)	
	(4)事業者支援(p.30)	
	(5)医療機関支援(p.34)	
	(6)高齢者・障害者関連施設(p.36)	
	(7)子ども関連施設・保育園等(p.38)	
	(8)学校・教育(p.40)	
	(9)市関連施設、文化・体育等施設(p.45)	
	(10)イベント、会議等の中止・延期・方法の変更(p.50)	
	(11)感染拡大防止対策(p.63)	
	(12)議会(p.68)	
	(13)組織体制(p.71)	
5	資料編	75
	資料1 新型コロナウイルス感染症対策本部会議の記録(令和2年1月～12月)(p.76)	
	資料2 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言(令和2年4月7日)(p.84)	
	資料3 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等 (令和2年4月10日)(p.85)	
	資料4 武蔵野市内における感染者の公表の考え方(第3版)(p.87)	
	資料5 武蔵野市公共施設等の再開に関するガイドライン(令和2年10月1日第6版)(p.89)	
	資料6 「武蔵野市公共施設等の再開に関するガイドライン」に基づく施設利用基準 (令和2年6月)(p.92)	
	資料7 武蔵野市新型インフルエンザ等対策本部条例 武蔵野市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則(p.94)	
	資料8 武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員・事務局名簿 (令和2年12月31日現在)(p.96)	

本報告書における感染者人数等のデータの出典は、下記のとおりである。
なお、掲載した数値は、令和3年3月時点で公表されている数値であり、その後修正される場合がある。

武蔵野市…東京都公表区市町村別患者数(東京都公表日別)

東 京 都…東京都新型コロナウイルス感染症対策サイト
オープンデータ(報告日別)

全 国…厚生労働省公表オープンデータ(報告日別)

※報告日…保健所に発生届が提出された日

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症が、令和元年12月に中国で確認されてから、1年以上が経過した。

令和3年3月15日時点の国内外を含む累計感染者数は、1億1,987万5,270人、累計死亡者数は265万3,647人¹にのぼり、令和3年3月現在も、世界的な感染拡大が続いている。

本市においては、「武蔵野市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成27年3月）」及び「武蔵野市新型インフルエンザ対応マニュアル（第二版）（平成22年4月）」に基づき、令和2年1月31日に、市長を本部長とする「武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置した。その後、同年4月7日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条の規定による緊急事態宣言が東京都に発出されたため、同法第34条に基づく対策本部へ移行した。

これまでに61回の対策本部会議を開催²（令和3年3月24日現在）し、日々変わりゆく状況のなか、様々な課題について協議を重ね、東京都、武蔵野市医師会及び武蔵野赤十字病院等と連携し、対応に取り組んできた。

人々の行動が行政区域に留まらない状況において、感染拡大を一つの基礎自治体のみで抑え込むことは困難であるが、市民のいのちと暮らし、経済を守り、安心と活力を取り戻すために、市民に最も身近な基礎自治体としてできる取組みを、今後も進めていく必要がある。

この報告書は、令和2年1月から12月までの期間における、新型コロナウイルス感染症に対する武蔵野市の対応についてとりまとめた記録である。

これまでに経験のない事態に対する対応について記録し、今後の対策に反映をさせるための課題抽出を行った。

令和3年3月現在、新型コロナウイルス感染症の収束は見通せていない状況であり、すべての対応について総括することはできないが、現時点における対応を振り返り、今後の対応に活用していきたい。

¹ 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について」（令和3年3月15日版）

² 緊急対策本部会議、運営部会会議等を除く。

2 感染拡大の経過と感染者数の推移

(1) 国内の感染状況について

－感染のはじまり－

令和元年12月、中華人民共和国湖北省武漢市において、原因不明の肺炎が複数確認されたことが、世界保健機関（WHO）に報告された。その後、WHOにより、同肺炎は新型のコロナウイルスに起因する肺炎であることが確認された。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19¹）は、短期間のうちに世界中に感染が拡大し、令和2年1月15日、国内において初めての感染者が確認され、1月28日に「指定感染症」に指定された。

－緊急事態宣言の発出－

国内における感染者数は、2月から4月にかけて急激に増加した²。国内における感染者の急増を受けて、4月7日、東京都を含む7都府県³を対象として、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言⁴が発出された（4月16日に対象区域を全国に拡大）。当初は5月6日までの期間を対象としていたが、その後、5月31日まで延長となった。

全国の小中高校等に対する臨時休業の要請や、人が多く集まる施設の使用制限、休業・時短営業の要請などが行われ、外出の自粛等が行われた結果、4月10日時点で、国内の1日の新規感染者数は708人（東京都199人）とピークを迎えた後、新規感染者数は徐々に減少していった。

5月19日に39県が、21日には2府1県で緊急事態宣言が解除され、同月25日に東京都を含む残りの5都道県⁵も解除となった。

－再び感染者数の増加（第2波、第3波）－

緊急事態宣言の解除から約1か月経過した6月下旬頃から、再び新規感染者が増加し始めた。8月7日時点で、1日の新規感染者数が1,595人（東京都461人）を記録し、4月のピーク時⁶の約2倍以上の人数となった。「第2

¹ 新型コロナウイルス感染症の正式名称（令和2年2月11日、WHOにより命名）

² 令和2年2月29日時点…累計感染者数224人（東京都37人）

〃 3月31日時点…累計感染者数2,124人（東京都526人）

³ 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県

⁴ 緊急事態宣言及び東京都緊急事態措置の内容はp.84、85参照

⁵ 北海道、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

⁶ 令和2年4月10日時点…新規感染者数708人（東京都199人）

波」と呼ばれたこの感染拡大は、接待を伴う飲食店等から地域内（職場や家庭等）で感染が拡がり、その後、高齢者施設等に感染が拡大したと見られ、東京都から首都圏、その後地方都市へと感染が拡大していったと考えられている⁷。

その後、新規感染者数は徐々に減少していくが、10月下旬以降に再び新規感染者数が急増し、令和3年にかけての感染拡大は「第3波」と呼ばれることとなる。要因としては、多様な場での感染が相対的に増え、「3密」（密閉・密集・密接）や「感染リスクが高まる「5つの場面」」⁸の回避が十分に行われなかつたことや、感染しても軽症又は無症状であることも多く、感染に気が付かず家庭内や高齢者施設で感染を広げてしまったことなどが考えられている⁹。

11月以降は、国内の1日あたり新規感染者数は1,000人を超える日が続き、11月下旬以降2,000人、3,000人と1日あたり新規感染者数は急増していき、12月31日時点では、1日あたり新規感染者数は4,322人（東京都1,353人）と、最多人數を記録した。

国内の累計感染者数は12月31日時点で23万3,785人となり、全人口¹⁰の約0.2%となった。

また、新型コロナウイルス感染症による死者数は、12月31日時点で国内の累計3,459人（東京都683人）となり、感染者の約1.5%となっている。

（2）市内における感染者数の推移

市内の感染者数¹¹は、4月1日に東京都が市区町村別の感染者数の公表を開始したことから把握が可能となったため、市公式ホームページでも公表を開始した。

新規感染者数の推移は、国・東京都の増減に比例している。4月から11月にかけては、1日の新規感染者数の月平均は約0人～2.4人であったが、12月に限っては、月平均が約5.4人となるなど、市内においても感染拡大の傾向は顕著であった。12月31日時点で、市内の累計感染者数は455人となり、人口¹²の約0.3%となった。

⁷ 新型コロナウイルス感染症対策分科会「大都市の歓楽街における感染拡大防止対策ワーキンググループ 当面の取組方策に関する報告書」（令和2年10月）

⁸ 飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりの5つの場面（新型コロナウイルス感染症対策分科会）

⁹ 第20回新型コロナウイルス感染症対策分科会提言（令和3年1月5日）

¹⁰ 令和2年12月1日現在（概算値）1億2,571万人（総務省統計局）

¹¹ 武藏野市に住民登録がある方のうち、感染した人数であり、市内で感染が発生した人数とは異なる。

¹² 147,662人（令和2年12月1日人口、武藏野市 市民課）

なお、市内における新型コロナウイルス感染症による死者数や重症患者数は、東京都より市区町村別の人數が公表されていないため、不明である。

(3)新型コロナウイルス感染症について¹³

新型コロナウイルス感染症の主な症状としては、発熱や咳などの呼吸器症状、強いだるさ（倦怠感）、頭痛、嘔吐、下痢、結膜炎、臭覚・味覚障害等がある。また、感染していても無症状である事例も報告されている。

国内における人口当たりの感染者数、死者数は、全世界の平均や主要国と比べて低い水準で推移していることが分かっている。

また、重症化する人の割合や死亡する人の割合は年齢によって異なり、高齢者は高く、若者は低い傾向にあることや、特に重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患のある方であることがこれまでに確認されている。

新型コロナウイルスに感染した人が他の人に感染させてしまう可能性がある期間は、発症の2日前から発症後7～10日間程度とされ、主に飛沫感染や接触感染によって感染するため、マスクの着用により、感染者と接する人のウイルス吸入量が減少することがわかっている。

これまでの経験により、「3密」（密閉・密集・密接）の環境において、感染リスクが高まることが確認されており、具体的には、飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面において感染が起きやすいとされている。

12月下旬以降、国外ではすでに確認されている新型コロナウイルスの変異株による感染が、国内でも確認されており、今後の新たな感染拡大への影響が懸念されている。

なお、世界的に新型コロナウイルスに対するワクチンの開発が急がれており、早期の接種とその効果による本感染症の収束が期待されている。

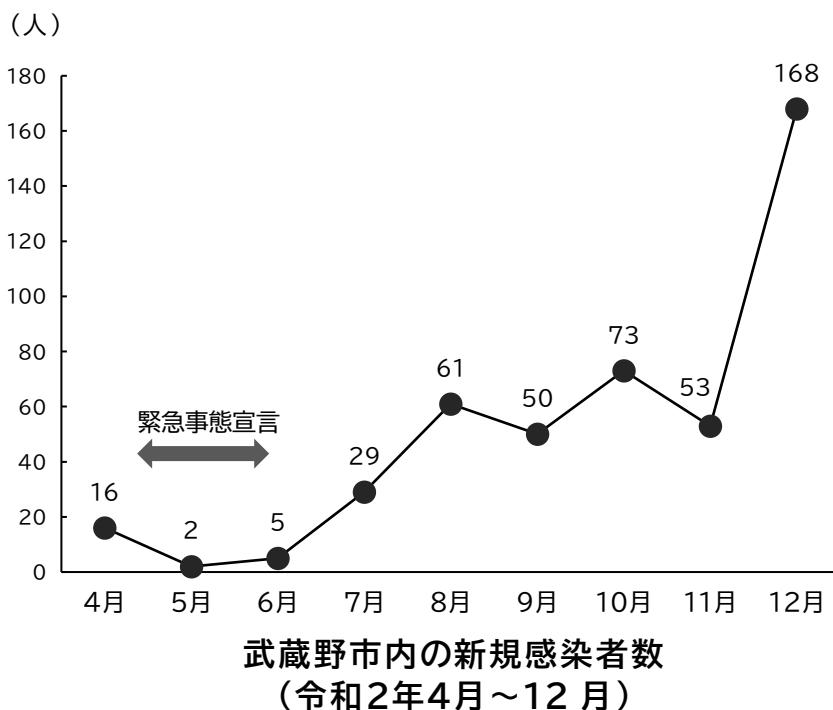
¹³ 「新型コロナウイルス感染症の“いま”についての10の知識」（厚生労働省 令和3年1月）

(4) 感染者数データ

①新規感染者数

(単位：人)

	武藏野市	東京都	全国
令和2年1月	※	3	12
2月	※	34	212
3月	※	489	1,900
4月	16	3,748	12,361
5月	2	957	2,488
6月	5	994	1,748
7月	29	6,464	17,367
8月	61	8,125	32,000
9月	50	4,918	15,091
10月	73	5,350	17,583
11月	53	9,861	47,132
12月	168	19,369	85,891
合計	455	60,312	233,785



注1) 令和2年1月から3月までは、東京都による市区町村別の感染者数の公表がないためデータなし。

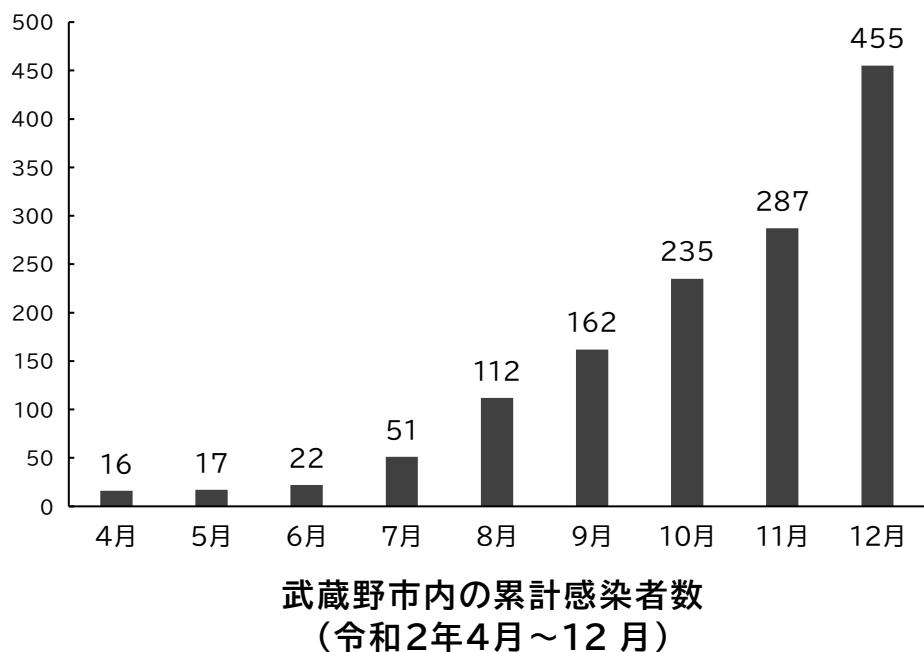
注2) 東京都の公表数に変更があったため、武藏野市内の各月の人数の合計と「合計」欄の数値は一致しない。

②累計感染者数

(単位：人)

	武藏野市	東京都	全国
令和2年1月	※	3	12
2月	※	37	224
3月	※	526	2,124
4月	16	4,274	14,485
5月	17	5,231	16,973
6月	22	6,225	18,721
7月	51	12,689	36,088
8月	112	20,814	68,088
9月	162	25,732	83,179
10月	235	31,082	100,762
11月	287	40,943	147,894
12月	455	60,312	233,785

(人)



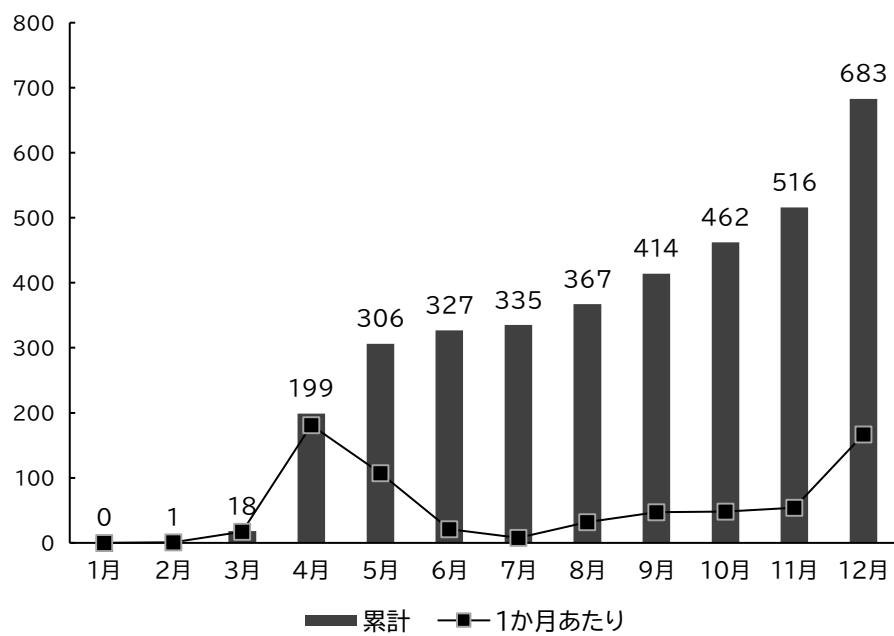
注) 令和2年1月から3月までは、東京都による市区町村別の感染者数の公表がないためデータなし。

③累計死者者数(全国・東京都)

(単位：人)

	東京都		全国	
	累計	1か月あたり	累計	1か月あたり
令和2年1月	0	0	0	0
2月	1	1	5	5
3月	18	17	56	51
4月	199	181	415	359
5月	306	107	892	477
6月	327	21	973	81
7月	335	8	1,010	37
8月	367	32	1,295	285
9月	414	47	1,570	275
10月	462	48	1,765	195
11月	516	54	2,138	373
12月	683	167	3,459	1,321

(人)



注1) 東京都の死者者数は死亡日別の人数。全国の死者者数は、各自治体の報告日別。上記人
数は、後日修正される場合がある。

注2) 市内の新型コロナウイルス感染症による死者者数は、東京都による市区町村別の公表が
ないためデータなし。

3 国、東京都、武藏野市の対応(時系列)

令和2年1月～12月の主な動き

	国など	東京都	武藏野市
1月	6日 厚生労働省による中国の武漢で発生した原因不明の肺炎についての注意喚起文書発出		
	14日 世界保健機関(WHO)が新型コロナウイルスが検出されたと認定		
	15日 国内で初めての感染者を確認	24日 新型コロナウイルス関連の東京都危機管理対策会議開催(第1回)	27日 ホームページに「新型コロナウイルスに関連した肺炎について」を掲載し、市民への注意喚起を実施
	28日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症に指定	29日 新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口開設	
	30日 新型コロナウイルス対策本部設置	30日 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置(第1回対策本部会議開催)	31日 <ul style="list-style-type: none"> ・武藏野市新型コロナウイルス感染症対策本部設置 ・第1回対策本部会議にて、市庁舎・市関連施設の感染防止対策の徹底を指示
2月	11日 WHOが新型コロナウイルス感染症の正式名称「COVID-19」を発表	7日 帰国者・接触者電話相談センター開設	6日 市立小中学校に手指消毒液とマスクを配布
	13日 国内で初めて感染により死亡した症例が発生	18日 新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算(案)発表	
	25日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」策定	26日 「新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組」策定	25日 市主催事業を3月17日まで中止・延期を決定
	27日 首相が全国の小中高校等に3月2日から春休みに入るまでの臨時休業を要請	28日 3月2日から春休みまでの都立学校の休業を決定	28日 <ul style="list-style-type: none"> ・3月3日から25日まで市立小中学校の休業を決定 ・3月2日から17日まで文化施設・生涯学習施設・体育施設等の休館等を決定 ・医師会・市内医療機関にマスク、防護服等を配布開始

	国など		東京都		武蔵野市	
3月	2日	全国の小中高校等で臨時休業開始	6日	・新型コロナウイルス感染症対応緊急融資制度等中小企業支援を開始 ・都内市区町村にマスク20万枚を配布	2日	学童クラブの特別措置を決定
	14日	「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」施行 (以下、「特措法」)	12日	東京都緊急対応策(第3弾)発表	3日	第28回武蔵野桜まつりの中止決定
	24日	第32回オリンピック競技大会・東京2020パラリンピック競技大会の延期を決定	24日	水道料金・下水道使用料の支払い猶予の開始	9日	新型コロナウイルス感染症専門家会議開催
	25日	海外への渡航自粛を要請	25日	都知事、都民に対し夜間・週末の外出自粛を要請	10日	JA東京むさしより依頼を受け、学校給食用市内産野菜の購入あつせん
	26日	特措法第15条第1項の規定に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本部」へ移行	26日	特措法第22条の規定に基づく、「東京都新型コロナウイルス感染症対策本部」へ移行	11日	市主催事業の中止・延期の措置及び市施設の休館を3月31まで延長を決定
	28日	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定(以降、隨時改定)			12日	介護事業所・障害者福祉事業所にマスク・消毒液を配布
					19日	・中学校の卒業式を短時間・少人数で実施 ・市主催事業の中止・延期の措置及び市施設の休館を4月14日まで延長を決定
4月			1日	・都立学校の5月6日までの休業の方針を公表 ・都内市区町村別の感染者数の公表開始	24日	水道料金・下水道使用料の支払い猶予の実施を決定
					25日	小学校の卒業式を短時間・少人数で実施
					1日	「市内における感染者の公表の考え方」策定
					2日	・市主催事業の中止・延期の措置及び市施設の休館を5月10日まで延長 ・市立小中学校の暫定再開の方針を決定
					4日	市立小中学校の暫定再開を見直し、5月6日までの休業を決定

	国など	東京都	武藏野市
4月	7日 ・7都府県に特措法第32条に基づく緊急事態宣言発出(4/7~5/6) ・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策決定(布製マスクの配布、医療提供体制・検査体制の強化についての決定など)	7日 ・東京都新型コロナウイルス感染症対策条例専決処分による制定 ・感染者の宿泊施設における療養開始 ・東京都緊急事態措置相談センター(コールセンター)開設 10日 「東京都における緊急事態措置等」策定	6日 市立小学校入学式・市立小中学校始業式を短時間・少人数で実施 7日 ・市立中学校入学式を短時間・少人数で実施 ・学童クラブを5月6日まで臨時休所を決定(延長により31日まで) 8日 ・特措法第34条に基づく武藏野市新型コロナウイルス感染症対策本部へ移行 ・職員の交代制在宅勤務を開始 ・防災行政無線による外出自粛を呼びかける放送を開始 11日 認可保育施設を5月6日まで臨時休園(延長により31日まで) 13日 ムーバスの平日における休日ダイヤを導入
	16日 緊急事態措置の対象区域を全都道府県に拡大	15日 ・東京都緊急対策(第4段)発表 17日 東京都外国人新型コロナ生活相談センター(略称:TOCOSトコス)」を設置	17日 外出自粛を呼び掛ける巡回を開始 20日 レモンキャブ特例運行開始 21日 中央市政センターの窓口業務中止 25日 市立公園内の遊具・砂場などの使用中止
	20日 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の変更(1人10万円を給付する特別定額給付金事業実施の決定など)	22日 「東京都感染拡大防止協力金」申請受付開始	30日 妊娠を対象としたマスク配布を開始
	30日 特別定額給付金対応予算成立		
	1日 持続化給付金の申請受付開始		1日 ・特別定額給付金のオンライン申請受付開始 ・補正予算(第1回)専決
	4日 ・緊急事態措置を実施すべき期間を5月31日まで延長することを決定 ・政府専門家会議「新しい生活様式」提言	5日 都立学校の5月31日までの休業延長を決定	6日 ・市立小中学校、保育施設等の休業・休園延長を決定(5月31日まで) ・市主催事業の中止・延期の措置と市施設の休館を5月31日まで延長を決定
	7日 新型コロナウイルス治療薬(レムデシビル)の特例承認	9日 特措法第24条に基づく施設の使用停止等の要請に応じない施設の公表を開始	8日 補正予算(第2回)可決・成立(令和2年第1回臨時会)

	国など	東京都	武蔵野市
5月	39県で緊急事態宣言の解除(8都道府県は継続) 3府県で緊急事態宣言の解除 東京都を含むすべての区域で緊急事態宣言の解除	14日 「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」(以下、「ロードマップ」)公表 22日 ロードマップにおけるステップ1開始 26日 感染症対策と学校運営に関するガイドライン(都立学校)策定	13日 「武蔵野市新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の延長に伴う対応方針」の策定・公表 14日 感染拡大防止中小企業者等申請サポート窓口開設 18日 ・学童クラブに給食弁当を提供開始 ・地域飲食店応援CFプロジェクト「エール！むさしの」の参加店募集開始(支援者募集は6月1日～) 20日 ・補正予算(第3回)可決・成立(令和2年第2回臨時会) ・令和3年度都市計画税の減税の改正条例を議決 21日 ・武蔵野市PCR検査センターの開設 ・高齢者等緊急訪問介護事業(レスキューヘルパー)の拡充 22日 特別定額給付金の郵送申請受付開始 25日 ・感染拡大防止中小企業者等緊急支援金の申請受付開始 ・職員の交代制在宅勤務終了 26日 ・市立小中学校の段階的再開の決定 ・中央市政センターの窓口業務再開 29日 公共施設等の再開に関するガイドライン(第1版)を策定
			1日 ロードマップにおけるステップ2開始
			2日 都民へ警戒呼びかける「東京アラート」発動
			11日 「東京アラート」解除
			8日 ・飲食店テイクアウト・デリバリー情報サイト開設 ・市立小中学校を再開(分散登校による再開) ・学童クラブ・認可保育施設の再開(30日までは自粛期間) ・ムーバスの通常ダイヤ運行再開 ・公共施設等の再開に関するガイドライン改定(第2版)※12日修正 ・吉祥寺美術館展示室の再開
			12日 ・ロードマップにおけるステップ3開始 ・「感染防止徹底宣言ステッカー」の発行
			文化施設・生涯学習施設・体育施設の貸出しを条件付き再開

国など		東京都		武蔵野市			
6月	19日 ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)利用開始 ・都道府県をまたぐ移動の自粛要請を全面解除 ・コンサート等のイベントの参加人数の上限を1,000人に緩和	19日 ・「東京版新型コロナ見守りサービス」運用を開始 19日 休業要請を全面的に解除し、ライブハウスや接待を伴う飲食店の営業を解禁	15日 ・市立小中学校の一斉登校開始 ・学校給食を再開(小1のみ22日～) ・飲食店テイクアウト・デリバリー事業補助金申請受付開始 ・図書館、テンミリオンハウスの段階的再開 ・0123施設、桜堤児童館を段階的再開 22日 補正予算(第4回)可決・成立(令和2年第2回定例会) 26日 補正予算(第5回)専決				
7月	10日 ・コンサート等のイベントの参加人数の上限を5,000人に緩和 22日 ・国内需要回復策の一環としてGOTOトラベルキャンペーン開始(東京都発着除外) 23日 ・「8月1日以降における催物の開催制限等について」通知発出	5日 ・都知事選挙 9日 ・第1回新型コロナウイルス感染症モニタリング会議開催 13日 ・新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業(食料品等支援)実施公表 22日 ・都内の累計感染者数が1万人を超える 28日 ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療・介護・障害分)受付開始 30日 ・8月3～31日の間、酒類を提供する飲食店とカラオケ店に対して午後10時までの営業時間短縮を要請	1日 ・公共施設等の再開に関するガイドライン改定(第3版) 5日 ・都知事選挙投開票 6日 ・コミュニティセンターを段階的に再開 ・文化施設使用料の50%減額を決定 9日 ・いきいきサロンの段階的再開 16日 ・「武蔵野市新型コロナウイルス感染症に係る安心と活力を未来につなげる対応方針」策定・公表 20日 ・武蔵野市PCR検査センターの検査数を拡大 21日 ・補正予算(第6回)可決・成立(令和2年第3回臨時会) 28日 ・公共施設等の再開に関するガイドライン改定(第4版) ・中学校修学旅行・小学校移動教室の中止を決定				

国など		東京都		武蔵野市	
7月		31日	<ul style="list-style-type: none"> ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」公表 ・第1回新型コロナウイルス感染症対策都区市町村協議会の開催 	31日	市立小中学校1学期終業式(夏季休業7/21～8/26→8/1～8/23に短縮)
8月		1日	東京都新型コロナウイルス感染症対策条例(一部改正)専決処分により施行	1日	感染拡大防止中小企業者等緊急支援金の申請受付延長
		17日	「東京都家賃等支援給付金」申請開始	3日	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者支援コールセンター「ほつとらいん」開設 ・感染拡大防止インフラ中小企業者等支援金の申請受付開始 ・小中学校夏季休業期間中の学習動画「M-MET(エムメット)」公開 ・武蔵野市介護職・看護職Reスタート支援金の受付開始
	24日	「9月1日以降における催物の開催制限等について」通知発出	27日	11日	商店会活性出店支援金の申請受付開始
	28日	「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」公表(厚生労働省)		17日	中小企業者等テナント家賃支援金の申請受付開始
				21日	特別定額給付金の申請受付終了
				27日	<ul style="list-style-type: none"> ・市内のPCR検査可能医療機関を公表開始 ・公共施設等の再開に関するガイドライン改定(第5版)
9月	11日	「11月末までの催物の開催制限等について」通知発出	1日	1日	武蔵野市内における感染者発生時の公表の考え方改定(第3版)
	15日	検査体制拡充に向けた「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針」公表		11日	武蔵野市PCR検査体制整備支援補助金を創設
	16日	安倍内閣が総辞職し、菅内閣が発足		16日	補正予算(第7回)可決・成立(令和2年第3回定例会)

国など		東京都		武藏野市	
9月		28日	「雇用安定化就業支援事業」を開始	25日	令和2年度成人式「未来をひらくはたちのつどい」の2回入替制での実施を決定 (令和3年1月4日中止決定)
10月	<p>1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GOTOトラベルキャンペーンの東京発着分対象へ ・出入国制限の一部緩和(中長期滞在者対象) <p>23日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策分科会「感染リスクが高まる「5つの場面」」等提言 ・「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について」通知発出(厚生労働省) <p>31日</p> <p>国内の累計感染者数が10万人を超える</p>	<p>1日</p> <p>東京iCDC専門家ボード設置</p> <p>9日</p> <p>都内観光促進事業実施公表(10/23～R3.3/31出発分)</p> <p>15日</p> <p>「東京都新型コロナウイルス感染症対策条例(改正)」施行</p> <p>25日</p> <p>都内の累計感染者数が3万人を超える</p> <p>30日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制整備計画」策定 ・東京都発熱相談センター開設 	<p>1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の再開に関するガイドライン改定(第6版) ・高齢者等に対する季節性インフルエンザ定期予防接種の全額助成を開始 ・市立小中学校の消毒作業に対するシルバー人材センターによる支援拡充の開始 <p>16日</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策業務継続計画(BCP)策定</p> <p>27日</p> <p>避難所運営における感染症対応訓練実施</p> <p>28日</p> <p>感染症指定及び救急医療機関支援補助開始</p>		
11月	<p>9日</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策分科会が対策強化についての緊急提言</p> <p>12日</p> <p>「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」通知発出</p> <p>17日</p> <p>「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の創設について通知発出</p>	<p>2日</p> <p>自宅療養者フォローアップセンターによる食料品支援を開始(都保健所圏域から開始)</p> <p>18日</p> <p>自宅療養者フォローアップセンターによる24時間対応の医療相談を開始(都保健所圏域から開始)</p>	<p>1日</p> <p>事業者支援「ほっとらいん」を令和3年1月29日まで延長決定</p> <p>8日</p> <p>感染防止対策を実施したうえで、環境啓発施設「むさしのエコeゾート」開館</p>		

	国など		東京都		武蔵野市	
11月	24日	GOTOトラベルの対象から札幌市と大阪市を目的地とする旅行の一時除外について公表(11/27～12/15)	19日	1日の新規感染者が500人を超える	25日	「武蔵野市新型コロナウイルス感染症に係るくらしの安心をまちの活力につなげる対応方針」策定・公表
			25日	・23区・多摩地域市町村の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店の午後10時までの営業時間短縮要請(11/28～12/17) ・都内観光促進事業新規予約の一時停止		
			28日	都内の累計感染者数が4万人を超える		
12月	14日	GOTOトラベル事業を全国一斉停止について公表(12/28～1/11)	14日	・23区・多摩地域市町村の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店の午後10時までの営業時間短縮要請(12/18～R3.1/11) ・都内観光促進事業新規予約の一時停止延長	16日	補正予算(第8回、第9回)可決・成立(令和2年第4回定例会)
	18日	厚生労働省による自治体向け説明会「新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について」実施	17日	「新型コロナウイルス感染症都民向け感染予防ハンドブック」作成		
	22日	国内の累計感染者数が20万人を超える	18日	都内の累計感染者数が5万人を超える		
	25日	国内で初めてウイルスの変異株が検出される	31日	1日の新規感染者が1,353人で過去最多	21日	武蔵野市くらし地域応援券の使用可能店舗の募集開始・特設サイト開設
	28日	全ての国・地域からの新規入国の一時停止				

4 武藏野市の対応(分野別)

(1) 対策本部、全体的事項

－令和2年の主な動き－

1月30日に、国及び東京都の新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されたことを受け、市においても、1月31日付けて「武藏野市新型コロナウイルス感染症対策本部」¹を設置し、全序的な情報共有・協議を行う体制を整えた。これは、平成27年3月に策定した「武藏野市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づいた初めての対策本部の設置であった。

4月7日、感染者の急増を受けた国による緊急事態宣言の発出後、同対策本部は新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条に基づく対策本部へと移行した。5月25日の東京都における緊急事態宣言解除に伴い、法に基づく対策本部から行動計画に基づく対策本部に戻し、12月31日までに、計47回²の対策本部会議を開催した。

市では、新型コロナウイルスの感染を判定するPCR検査³を行うことができる医療機関が少ない状況を受けて、5月21日に「武藏野市PCR検査センター」を開設した。国や東京都からの情報提供も少ないなか、武藏野市医師会等との調整を行いながら手探りでの開設準備となつた。その後、市内の医療機関や民間企業による検査体制が徐々に整つてきたが、当センターは、初期における市内の検査体制を支える役割を果たした。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う市民生活支援、事業者支援、医療機関支援及び様々な感染拡大防止対策等を実施するにあたつては、3度の対応方針を策定し、市の対応方針や国などの対策に対応し、12月までに計9回の補正予算案を編成した（令和2年度としては、計11回の補正）。



対策本部会議



武藏野市PCR検査センター

¹ 武藏野市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年7月4日）に基づく。

² 緊急対策本部会議、運営部会会議等を除く。

³ 新型コロナウイルスの検査方法（SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出検査）。その他に抗原検査、抗体検査がある。

【対策本部、全体の事項】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
1	武藏野市新型コロナウイルス感染症対策本部設置	「武藏野市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成27年）」に基づき、対策本部を設置し、対策本部会議を開催。4月8日から新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）第34条第1項に規定する対策本部へ移行（～5/25）。事務局は安全対策課・健康課。	1月31日（第1回）～	■	■	■	対策本部会議47回開催。緊急対策本部会議4回開催。うち、特措法に基づく対策本部会議13回開催（緊急含む）。協議・報告・情報共有を速やかに行う全庁的な体制を整えた。対策本部会議における決定・報告事項は速やかに公表した。	国・東京都の対応方針の決定を受けた後に市の対応を対策本部会議で協議する必要があり、4～5月の緊急事態宣言に伴う対応の決定においては、時間的余裕が全くない状況にて会議の運営、対応の協議をしていく必要があった。	安全対策課
2	武藏野市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議開催	市医師会、武藏野赤十字病院等の医師などで構成する専門家会議（委員5名）を設置し、会議を開催。	3月6日要綱施行 3月9日開催	■			会議は情報共有、意見交換を行い、専門家の意見を参考しながら、各関係機関との連携・協力・情報共有を密にしながら市の対策方針を決定していく。	委員構成が医療現場の第一人者であるため、会議の開催が頻繁にはできない。	健康課
3	「武藏野市内における感染者発生時の公表の考え方」策定	市職員等や市が管理者である施設等で感染者が発生した場合の公表の考え方について整理した。	4月1日(第1版) 4月2日(第2版) 9月1日(第3版)	■	■		—	感染者のプライバシー保護への配慮や、感染拡大のリスクなどを総合的に勘案したうえで判断する必要がある。	安全対策課
4	PCR外来検討プロジェクトチーム設置	武藏野市PCR検査センター設置に向け、府内プロジェクトチームを設置（副市長、健康課部課長、健康課担当職員）。	4月22日		■		4月22日から随時開催 武藏野市PCR検査センターの設置に向けた実施体制をはじめ、実施スキーム、実施期間、実施場所、経費等を検討し、関係医療機関との調整を経て、センター設置に向けた準備を行った。	まだPCR検査ができる医療機関が少なく、国や都からの情報提供も十分ではない中、PCR検査センターの設置に向けた検討を行った。	健康課
5	武藏野市PCR検査センター開設	感染拡大リスクに備え、唾液による検体採取やウォータースルー方式などによるPCR検査体制を整備。 ・実施日：3日（原則、月、水、木）／週 ・実施時間：13:00～15:00 ・最大検査件数：15件／日（最大）	5月21日～		■	■	検査実施件数（※12月28日現在） ・365件 ・陽性26件(7.1%)	各クリニックにてPCR検査を開始したため、10月以降検査数が減少傾向である。	健康課
6	「武藏野市新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の延長に伴う対応方針」策定・公表	緊急事態宣言の延長に伴う対応方針を策定・公表した。 ①いのちを守る感染拡大防止に向けた対策、②市民の暮らしを守るセーフティネット施策、③まちの経済を守る支援策、④子ども・子育て・教育などを支える取り組み、⑤市民生活を支える行政活動を継続するための対策	5月13日		■		対応方針に基づき、総額14億5,997万3千円の補正予算（第3回）案をまとめた。	—	企画調整課

【対策本部、全体的事項】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
7	「武蔵野市新型コロナウイルス感染症に係る安心と活力を未来につなげる対応方針」策定・公表	感染拡大防止対策に引き続き取り組むとともに、ひととまちを守り、武蔵野市の安心と活力を未来につなげるための対応方針を策定・公表した。 ①まちの経済を守り、未来につなげる支援策、②未来に向けた持続可能な医療・福祉体制の構築、③子どもたちの未来を守る子育て・教育への支援、④市民生活を支える議会や行政の活動を継続するための対策	7月16日			■	対応方針に基づき、総額8億6,239万6千円の補正予算（第6回）案をまとめた。	—	企画調整課
8	「武蔵野市新型コロナウイルス感染症に係るくらしの安心をまちの活力につなげる対応方針」策定・公表	「武蔵野市くらし地域応援券事業」を中心とした、市民の日常生活を支援し、まちの活力につなげるための対応方針を策定・公表した。 ①くらしを守り、まちの活力につなげる支援策、②いのちを守るための感染拡大防止対策の拡充、③誰もが安心して暮らし続けられるための福祉体制の充実、④くらしと心を豊かにする芸術文化等を楽しむ環境づくり	11月25日			■	対応方針に基づき、総額8億3,169万円の支援策をまとめた。	—	企画調整課
9	武蔵野市生活安全会議の開催	第7回対策本部会議を兼ねて開催し、警察署、消防署、保健所と情報の共有化を図った。	2月28日	■			—	—	安全対策課
10	市民からの問い合わせ対応		随時	■	■	■	12月31日現在 1,118件 主な内容：小中学校の休校、吉祥寺の人出、経済支援策、PCR検査ほか。	—	市民活動推進課
11	コロナ対策やPCR検査関係における窓口・電話・調査対応	国や都からのQ&Aをもとに問い合わせに関する案内ガイダンスを実施。	1月下旬～	■	■	■	2月～4月が問い合わせ件数が多かった。年末年始のPCR検査実施状況など合わせて多数の電話対応あり。 市長への手紙（要望書含む）124件、ホームページからの問い合わせ対応52件	窓口・電話対応に関しては随時、全庁的に情報共有を行う必要がある。 また、市長への手紙、ホームページからの問い合わせ、内外部からの調査・問い合わせなどにてもある程度の分担が必要であった。	健康課
12	市民からの問い合わせ対応	電話、ホームページ、市長への手紙等による問い合わせの対応。市の対応や、緊急事態宣言下における吉祥寺地域の人出についてのご意見等。	随時	■	■	■	4月が問い合わせ件数が最も多かった。感染者数、吉祥寺地域の人出など。	状況が刻々と変化する状況において正確な情報の収集、交代制勤務における引継ぎや情報共有の体制。	安全対策課
13	経済対策等調整部会、経済支援分科会、生活支援分科会の開催	本市における経済対策等の総合調整を図るため、新型コロナウイルス感染症対策本部の下に部会、分科会を設置した。	【経済対策等調整部会】4月24日、5月12日、6月25日、11月18日、【経済支援分科会】4月27日、4月30日、5月6日、【生活支援分科会】4月28日書面開催、5月19日		■	■	本市における経済支援や生活支援等の総合調整を行い、対応方針の協議及びとりまとめを行った。	—	企画調整課

【対策本部、全体的事項】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
14	東京都北多摩南部保健医療圏における宿泊療養施設の確保に関する東京都への要望書提出	東京都北多摩南部保健医療圏を管轄する東京都多摩府中保健所が所管する6市（武蔵野市・三鷹市・府中市・小金井市・狛江市・調布市）が、新型コロナウイルス感染症の軽症者を受け入れる宿泊療養施設の確保を要請するため、6市のうち本市を含む5市の市長が東京都梶原副知事を訪れ、都知事あての要請文を提出した。	5月1日		■		—	—	秘書広報課 (秘書担当)
15	都知事と区市町村長との意見交換の実施	各区市町村における取組や課題等を各首長が都知事へ説明を行い、都が今後策定する新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等の検討に活かしていく。	9月16日～11月4日 (本市は10月6日実施)		■		都知事へ主に次の3点について要望した。 ・多摩府中保健所の体制強化 ・新型コロナにより影響を受ける医療機関への補助 ・PCR検査体制の強化	—	秘書広報課 (秘書担当)

(2)情報発信等

－令和2年の主な動き－

市による最初の情報発信は、市が対策本部を設置する以前の1月27日の、市公式ホームページへの「新型コロナウイルスに関連した肺炎について」の注意喚起であった。

その後、感染拡大に伴う市民生活への影響が次第に大きくなり、市民への情報提供を速やか、かつ的確に行うため、市公式ホームページに新型コロナウイルス感染症に関する特設トップページを設け、情報整理を行った。市立小中学校の休業に関する情報や、市の関連施設の休館及び再開等の情報、各種相談窓口、市民及び事業者支援情報、対策本部会議における協議・報告結果など、発信すべき情報は多岐に及んだ。

併せて、市報や防災・安全メール、LINE（ライン）やツイッター等のSNSを活用し、速やかな情報発信に努めた。



ツイッターによる情報発信



市報むさしの(令和2年4月15号)

【情報発信等】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
1	市公式ホームページに「新型コロナウイルスに関連した肺炎について」を掲載	対策本部設置前に速やかに周知・注意喚起を行った。	1月27日～ ※随時更新	■	■	■	—	—	健康課
2	市公式ホームページに特設トップページを開設し情報を整理	ホームページのセカンドトップページとしてコロナ関連をまとめたページを作成した。	4月17日		■		—	—	秘書広報課 (広報担当)
3	市内の感染者数の公表・更新	東京都による市区町村別の感染者数の公表を受けて、市ホームページに感染者数の掲載を開始し、平日は毎日更新を行った。	4月1日～	■	■	■	平日毎朝更新を実施	—	安全対策課
4	施設閉館情報や小中学校等の休業情報をまとめ、市公式ホームページへ掲載	公共施設等の開館・閉館情報、小中学校等の休業情報を掲載した。	2月28日～随時	■	■	■	—	—	秘書広報課 (広報担当)
5	令和元年度末までに実施（予定）する事業等の状況調査を実施し、中止等情報の市公式ホームページへの掲載開始	事業等の中止・延期情報をとりまとめてホームページで周知した。	2月26日正午～順次 第2回：3月12日～順次 第3回：3月23日～順次 第4回：5月6～順次 緊急事態宣言解除後：5月29日～順次	■	■	■	—	—	秘書広報課 (広報担当)
6	武蔵野市公共施設等の再開に関するガイドラインの公表に合わせて、ホームページに施設・業務の再開情報まとめページを作成・公開	緊急事態宣言解除に伴う再開情報をホームページに掲載した。	5月29日			■	—	—	秘書広報課 (広報担当)
7	防災・安全メールによる新型コロナウイルス関連情報の配信	緊急事態宣言や感染防止の注意喚起について配信を行った。	2月21日～	■	■	■	15回発信（Facebook等のSNSにも連動して発信）	より効果的に市民へ伝えるための発信内容の精査や発信頻度の検討	安全対策課
8	新型コロナウイルス感染拡大防止のためのごみの捨て方を市報・市公式ホームページで周知	適切な排出方法等について市報等に掲載	3月31日～	■	■	■	市報4/15、5/1、8/1号に掲載 HPは掲載継続中	—	ごみ総合対策課
9	防災行政無線による外出自粛を呼びかける放送の実施		4月8日～5月25日		■		1日1回（4月：11時、5月：12時）	—	防災課
10	「武蔵野安心・安全ニュース」発行に合わせて感染症予防啓発チラシを同時配布	老人クラブ、民生児童委員、地域社協、市民社協、見守り・孤立防止ネットワーク連絡会関係団体、多摩信用金庫、市議会議員等に配布	2月20日	■			7,000部配布	—	高齢者支援課
11	新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージの発信	ホームページ、SNSにて市長によるメッセージを発信した。	2月25日、3月3日、4月1日、4月9日、5月26日、11月30日、12月10日	■	■	■	7回	—	秘書広報課 (秘書担当)
12	市報に関連記事を掲載	感染防止対策の周知や支援制度の周知などを適宜実施した。	2月15日号～	■	■	■	2月15日号、3月1日号、3月15日号、4月1日号、4月15日号、5月1日号、5月15日号、6月1日号、6月15日号、7月1日号、7月15日号、8月1日号、8月15日号、9月1日号、10月1日号、10月15日号、11月1日号、11月15日号、12月1日号、12月15日号	—	秘書広報課 (広報担当)
13	プレスリリースの実施		2月25日～	■	■	■	72件	—	秘書広報課 (広報担当)

【情報発信等】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
14	新型コロナウイルス感染症対策に係る寄付に関する情報の市公式ホームページ掲載	新型コロナウイルス感染症対策に係る寄付（マスク等）の内、市報掲載の同意を得たものについて、通常の寄付と別ページで寄付者・寄付品の活用先等を掲載した。	5月21日～随時		■	■	5月21日から随時更新	—	管財課
15	市内のテイクアウト・デリバリー情報発信	飲食店支援として、市内のティクアウト・デリバリー情報について、専用サイトにて発信。 ※10月1日に商工会議所から観光機構に事業移管	6月1日～		■		掲載118店（吉71 中25 境22） ※令和3年1月12日現在	掲載情報の更新、未掲載店舗への周知	産業振興課
16	PCR検査実施可能な市内医療機関の情報を市公式ホームページに掲載	武藏野市医師会で公表しているPCR検査可能な市内の医療機関について、市ホームページにリンクを貼り掲載した。	8月27日～		■		—	—	健康課
17	市内の鉄道3駅周辺、吉祥寺地域商店街、市庁舎に横断幕を設置	緊急事態宣言が発出された旨を示す横断幕を設置。緊急事態宣言解除後は、感染防止対策啓発の内容に変更。	4月15日～		■	■	吉祥寺駅（北口・南口）、三鷹駅（北口）、武藏境駅（北口・南口）、吉祥寺地域の商店街（ダイヤ街・サンロード）、市役所庁舎東側	より効果的な市民への注意喚起、啓発の方法の検討	安全対策課
18	吉祥寺駅周辺の商店街にて外出自粛の放送・緊急事態宣言解除後の感染防止啓発の放送の実施	吉祥寺駅周辺の商店街に協力をいただき、緊急事態宣言が発出された旨の放送を実施。緊急事態宣言解除後は、感染防止対策啓発の内容に変更。	外出自粛の放送：4月23日～5月25日 緊急事態宣言解除後の感染防止啓発の放送：5月26日～		■	■	平和通り商店街、サンロード商店街、ダイヤ街商店街	より効果的な市民への注意喚起、啓発の方法の検討	安全対策課
19	「感染予防啓発ポスター（カラー版）」の印刷・配布、データの市公式ホームページ公表	周知・啓発を実施。	ポスター2月5日 ホームページ2月12日	■			<市関係施設等にて周知> ・ポスター2,000部 ・チラシ4,000部	情報が随時更新（連絡先など）されるため、紙媒体による周知は戦略が必要。	健康課
20	「感染予防啓発ポスター」の掲示	公園のトイレ全個所に掲示	2月5日～	■	■	■	—	—	緑のまち推進課
21	「新型コロナウイルス感染症に関するよくある質問」を市ホームページに掲載	よくある質問及び回答をとりまとめ、ホームページに掲載、随時更新を行った。	4月14日～		■	■	掲載66件掲載 ※令和3年1月19日現在	—	市民活動推進課
22	聴覚障害者向けの市公式ホームページ配信	聴覚障害者向けに特別定額給付金に関する手話動画を市公式ホームページにて配信した。	6月		■		—	—	障害者福祉課
23	広報誌「つながり」及び「こころのつながり」による情報提供	広報紙「つながり」に、特別定額給付金や新型コロナウイルス感染症対策、PCR検査が可能な医療機関の案内等を掲載した。 「こころのつながり」で、PCR検査が可能な医療機関の案内等を掲載した。	「つながり」8月、10月発行分 「こころのつながり」12月発行分		■		つながり 約4,000名 こころのつながり 約1,500名	—	障害者福祉課
24	子育て応援サイト「むさしのすくすくナビ」メール等による情報発信	民間団体の実施するオンライン親子ひろばについての情報を発信	4月以降、毎月1日に実施中	■	■	■	—	—	子ども政策課
25	市公式ホームページに、「おうちで楽しめる子育て支援情報」のページを作成	地域の子育て支援団体が発信しているオンライン親子ひろば等の情報をまとめたページを作成	5月1日～		■	■	—	—	子ども政策課
26	施設の休館、イベント中止情報等を子育て応援サイト「むさしのすくすくナビ」メールにより登録者へ配信		随時		■	■	—	—	子ども政策課

(3)市民生活支援

－令和2年の主な動き－

感染拡大に伴う外出自粛の長期化に伴い、全国的に人や物の流れは大きく停滞した。それらの影響により、収入が大きく減少する世帯や、職を失う方、こころの不安を抱える方が増えるなど、市民生活に対する負の影響も拡大した。

収入の減少など家計の急変に対する支援策のうち、「特別定額給付金事業」は、実施主体は市区町村とされた。4月20日の閣議決定の後、5月1日からオンライン申請が開始となるなど、十分な準備期間がないなかでの実施となった。新たな職や応援職員の配置を行い、感染防止に留意しつつ、速やかに市民への支援が行えるよう体制を整え、9月中旬までに約77,000件（世帯ベース）の給付を完了した。

その他、ひとり親世帯等に対する臨時給付金の支給、子ども・子育て応援券の拡充、生活困窮者への住宅確保給付金の対象者拡大、高齢者等緊急訪問介護（レスキューヘルパー）の感染症に対応した拡充、障害者を在宅で介護している家族が感染した場合の緊急一時的な施設受入体制の整備、収入の減少等による支払いが困難な世帯に対して、市税、国民健康保険税、介護保険料、水道料金、下水道使用料の支払い猶予など、市民生活を支える様々な支援を実施した。

相談窓口の拡充としては、メンタルヘルスの問題を抱える方が増えていることを受けた市民こころの健康相談支援事業の拡充や、生活困窮者への支援体制の強化等を実施した。

また、市内の店舗で使用可能な割引券を配布する「武藏野市くらし地域応援券事業」の実施決定（応援券の使用開始は令和3年2月）を行い、応援券を使用できる取扱加盟店の募集を開始した。



特別定額給付金事業の実施



高齢者等緊急訪問介護事業(レスキューヘルパー)

【市民生活支援】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
1	特別定額給付金の申請受付、給付	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）の趣旨を踏まえ、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みでの確に家計への支援を行うため、国の定めた方針に沿って、特別定額給付金事業を実施した。	オンライン申請受付 開始5月1日 郵送申請書発送5月20日 郵送申請受付開始5月22日～8月21日 ※オンライン申請については、5月30日から一時停止後、7月20日再開した。		■	■	申請件数：オンライン申請4,650件、郵送申請等73,042件、計77,692件 ※重複している申請を含む。 給付件数及び金額：計77,370件、14,719,600,000円（9月17日給付完了）	—	企画調整課
2	子ども・子育て応援券の拡充	既存制度の1万円分の子ども・子育て応援券に加え、4/28～5/12までに出産した産婦と5/13以降にゆりかごむさしの面接を行った妊婦に対し、妊産婦の感染防止のために必要な衛生資材の購入や、健診時等のタクシー移動で使用できる「子ども・子育て応援券」を2万円分を追加配布。（1万円は都補助。1万円は市独自上乗せ補助）	5月21日～令和3年3月31日 (5/13より面接開始)		■	■	①アンケート回答者に 対して郵送 714件 ②面接来所時に手渡し 610件	令和2年度限りで終了す事業のため、令和3年度以降にゆりかごむさしの面接を行った方からの問い合わせが予想される。（追加分をもらえないことについて）	健康課
3	若年層健康診査の受診期間延長	4、5月の受診期間だったものを7月末まで延長、12月から3月末まで追加で実施。	6月～7月、12月～3月		■		延長分 申込数632人、受診者数431人 追加実施分 申込数215人 受診者数61件（R 3/2/26現在）	令和2年度、受診期間を延ばす対応をしたため、令和3年度も対応が必要となる。	健康課
4	高齢者インフルエンザ予防接種の全額公費負担	新型コロナウイルス感染症との同時流行に配慮して、東京都の補助金により全額公費負担（例年は2,500円の自己負担）	令和2年10月1日から 令和3年1月31日		■		令和2年度実績：約23,000人（集計中）	—	健康課
5	高齢者肺炎球菌の接種期間の延長	令和元年度の対象者の接種期間を令和2年3月31日までから一年間延長して令和3年3月31日までとした	令和2年6月26日から 令和3年3月31日		■		令和元年度対象者数：3,560人	—	健康課
6	子どもの予防接種期間の延長	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年3月19日以降、やむを得ず対象期間内に接種できなかつた方は令和3年3月31日まで接種期間の延長とした	令和2年6月26日から 令和3年3月31日		■		令和2年度実績：37件	—	健康課
7	新型コロナウイルス感染症の影響による休業・失業等に係る生活資金の特例貸付制度を実施	市民社協にて実施。緊急小口資金、総合支援資金 生活支援費が対象。	3月25日～令和3年3月末	■	■	■	緊急小口資金 907件 総合支援資金 518件 総合支援資金（延長貸付） 272件	国の制度変更（総合支援資金の再貸付や償還免除）への対応	地域支援課
8	シニア支え合いポイント制度に係るポイント交換期間を延長	3月31日～6月30日へ変更	4月1日～6月30日	■	■	■	—	—	地域支援課
9	市内産野菜の無償配布	小中学生がいる生活保護世帯に対し、学校給食用として配給予定だった市内産野菜を無償配布	3月初旬	■			対象36世帯	—	生活福祉課
10	臨時電話相談の実施	生活困窮に関する臨時電話相談を実施	5月3日、5月5日		■		17件	—	生活福祉課
11	レモンキャブ特例運行開始	感染防止対策を強化しつつ、通院等でレモンキャブ以外の交通手段の代替が困難な方に限り、特例運行を実施	4月20日～当面の間		■	■	—	送迎先に陽性者が発生した場合の情報をタイムリーに得ることが難しく、運行協力員の安全確保に不安がある。	高齢者支援課

【市民生活支援】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
12	レモンキャブ運行協力員に対する市独自の慰労金支給	緊急事態宣言期間中に市民生活を支えていただいた、レモンキャブ運行協力員に対して慰労金を支給	8月		■		10回以上乗務（27名）…3万円、10回未満乗務（9名）…1万円 計36名が乗務し90万円を支出	—	高齢者支援課
13	レモンキャブ運行継続への支援の実施	レモンキャブ運行協力員の加入する保険を、新型コロナウイルス感染症に対応した保険へ切り替え	5月22日契約		■	■	5月22日から1年間の契約を市民社会福祉協議会にて契約済み	—	高齢者支援課
14	再開したいきいきサロンに対して、感染症対策に必要な費用への補助金を追加支給	サロンの利用登録者数が18人以上の場合8万円、18人未満の場合6万円を申請のあったサロンに対し追加支給	7月9日～		■	■	9サロンに支給（12月1日現在） 新型コロナウイルス感染症の影響により、活動場所が利用できないなどの理由のため、再開できていないサロンがある。	高齢者支援課	
15	要介護認定の有効期間の延長	3月31日更新分から延長	3月～	■	■	■	—	—	高齢者支援課
16	高齢者等緊急訪問介護事業（レスキューヘルパー事業）の拡充	家族介護者等が新型コロナウイルス感染症に罹患した際に、緊急に必要となる訪問介護サービスを提供	5月21日～		■	■	—	—	高齢者支援課
17	新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免を実施	新型コロナウイルス感染症により、 (1) 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方 (2) 主たる生計維持者の事業収入等が著しく減少した方は、保険料の一部又は全部が減免される場合がある。	7月1日～令和3年3月31日		■	■	①承認 令和2年度分38件：2,503,700円 令和元年度分21件：222,000円 ②不承認なし	令和3年度の取り扱いについては国から方針が示されていないため、令和3年度の取扱は未定。 また、令和3年度に引き続き実施する場合、税制改正等に伴い減免の適用基準が変更される可能性がある。	高齢者支援課
18	市民こころの健康相談支援事業の拡充	外出自粛等の長期化に伴い、メンタルヘルスの問題を抱える市民の増加が見込まれることから、電話相談の回数を増やし、市民の問題解決や不安の軽減を図った。	5月26日～		■	■	令和2年度（4～12月） 実績 232件（うちコロナ関係の相談 44件） ※前年度同月期間実績 72件	・相談の増加に伴う電話のつながりにくさ ・相談員の負担感	障害者福祉課
19	障害福祉サービスの代替サービスに係る利用者負担の減免	障害福祉サービスの利用を自粛している障害者児に対し、代替サービス利用に係る利用者負担を減免することで、今まで支援を受けていた施設や職員から継続した支援を受けることができた。	3月～	■	■	■	R2.12.31時点なし。その後、放課後等デイサービス（690名）や児童発達支援事業など（10名程度）で実績あり。	—	障害者福祉課
20	自立支援医療費等の受給者証の有効期間延長（原則1年間）	自立支援医療や特定医療など、公費負担医療費等について、全国の受給者を対象（令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期限が満了する者。）に有効期間の満了日を原則1年間延長した。	3月1日から令和3年2月28日	■	■	■	—	—	障害者福祉課
21	視覚障害者（1～2級）への情報保障	視覚障害者（1～2級）に対する特別定額給付金のお知らせに点字シールを貼付した。	6月		■	■	152名	—	障害者福祉課
22	人工呼吸器使用者への情報提供	医療的ケア児へのアルコール綿や精製水などの配布に関する情報提供を行った。	3月～	■	■	■	18名	—	障害者福祉課

【市民生活支援】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
23	障害者（児）の移動支援事業の臨時的な取り扱いを実施	移動支援事業の業務継続支援及び支援者研修の実施等、事業者の取り組みを評価することを目的に臨時的な取り扱いを実施した。	3月から6月までの取組みを対象	■	■	■	42事業所	—	障害者福祉課
24	手話通訳者に対する市独自の慰労金を支給	緊急事態宣言期間中も市民生活を支えた手話通訳者に対し、感謝の意を表し、市独自の慰労金を支給した。	7月			■	11名	—	障害者福祉課
25	武蔵野市介護職・看護職Reスタート支援金の支給	介護施設等への人材不足への対応、コロナ失業等の雇用対策、介護人材の確保・定着などを目的に、介護職員等として就職した方に対し、支援金を支給した。	8月3日申請開始			■	申請件数41件	—	高齢者支援課 障害者福祉課
26	障害者を在宅で介護している家族が新型コロナウイルスに感染した際の緊急一時的な施設受入体制の整備	障害者への感染防止と家族が安心して療養に専念できる環境を整備する。	12月～			■	—	—	障害者福祉課
27	国保被保険者における新型コロナウイルスに感染した被用者に対する傷病手当金制度を実施	新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者に対して傷病手当金を支給する	7月1日～			■	1件 519,987円	—	保険年金課
28	新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免制度を実施	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者について、令和2年度または元年度の国民健康保険税を申請に基づき減免する	7月1日～令和3年3月1日			■	①承認 令和2年度分268件、元年度分234件、②不承認 令和2年度分14件、元年度分15件、審査中12件 令和2年 41,838,900円 令和元年 4,289,100円 (12/10時点)	—	保険年金課
29	国民健康保険税の令和2年度年度当初納税通知書の発送に合わせ、新型コロナウイルスに係る各種申請の相談・受付を行う専用窓口を設置	主に減免制度、徴収猶予についてその受付を一か所で行えるよう専門窓口を設置	7月1日～10月30日			■	—	—	保険年金課
30	新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の徴収猶予の「特例制度」を実施		7月13日～			■	徴収猶予許可 89件 14,228千円	—	保険年金課 納税課
31	個人市民税の申告期限の取扱い変更及び法人市民税の申告期限・納期限の延長	法人市民税476件	4月17日～		■	■	個人市民税：不明 法人市民税：476件	—	市民税課
32	令和3年度に都市計画税の減税を実施	令和3年度に都市計画税減税の実施を決定し、市報及び市公式ホームページで広報・周知をした。	5月20日議決		■	■	—	令和3年度の税収減	資産税課
33	納税の猶予制度や納税相談の周知広報	納税の猶予制度や分割納付などの納税相談について市ホームページに掲載し、各種市税等を一時に納付することが困難な方に対し周知広報を実施	4月27日～		■	■	徴収猶予許可 397件 143,330千円	—	納税課
34	武蔵野市くらし地域応援券事業実施の決定	税込1,000円ごとに1枚使える500円割引券（購入補助券）を10枚1セットとし、令和3年1月1日時点で住民登録のある在住市民全員に、特定記録郵便で配付するもの。第4回武蔵野市議会定例会において、本事業にかかる補正予算案が可決され、実施が決定した（令和3年2月20日から令和3年3月31日）。応援券を使用可能な取扱加盟店の募集を開始した。	12月16日可決			■	—	—	産業振興課

【市民生活支援】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
35	市及びMIAホームページでの外国人向け新型コロナウィルス感染症関連情報の掲載及び給付金などの相談対応	外国人の生活相談は継続して実施し、市民社会福祉協議会の緊急小口資金及び総合支援資金、特別定額給付金の申請対応等を実施。	4月～随時		■	■	—	—	多文化共生・交流課
36	小学校の臨時休業等により、新たにファミリー・サポート・センター事業を利用した場合に、費用の全部または一部を助成	小学校の臨時休業や幼稚園・民間学童保育所などが閉園や閉所になったことにより、代替として新たにファミリー・サポート・センター事業を利用した場合に、費用の全部または一部を助成	3月2日～	■	■	■	延べ11世帯に対して補助を実施	—	子ども政策課
37	市内在住の妊娠中の方に対し、子ども・子育て応援券2万円分を上乗せして配付	4月28日時点で妊娠中の方、その日以降に妊娠された方が対象	継続実施中		■	■	1,417件	—	子ども政策課
38	「子どもの食の確保」緊急対策補助事業の実施	子どもとその保護者に無料または安価に弁当または食材を提供する取り組みを行う事業者に補助金を交付（4月1日以降の取り組みが対象）	令和2年度中	■	■	■	計4事業者に対して補助を実施	—	子ども政策課
39	オンラインひろばの実施及び補助金交付	コミセン親子ひろば事業の中止に伴い、共助による子育てひろば事業を実施している団体等に対し、インターネット環境下における親子ひろば（オンラインひろば）を実施した場合に補助金を交付	3月～（実施） 9月～（補助金交付開始）	■	■	■	計3団体に対し補助金を交付	—	子ども政策課
40	認可保育施設4月以降の入所者の保護者の育児休業復職日等の期限延長	5月1日までに復職→8月1日までに期間延長	4月1日～8月1日		■	■	—	—	子ども育成課
41	認可保育施設の自主的な欠席における3月及び4月分から6月分の保育料の減額の決定	（全認可施設）3月分から6月分について欠席日数に応じて日割りで還付 （一部保育施設）8月11日から8月15日までと12月24日から12月28日までについて欠席日数の応じて日割りで還付	3月1日～6月30日 （一部保育施設）8月11日～8月15日、12月24日～12月28日	■	■	■	—	—	子ども育成課
42	保育所等の臨時休園等に伴うベビーシッター利用を支援	保育の縮小や臨時休園等により、仕事を休むことが困難な方への対応として、ベビーシッター利用料の一部を補助する。 6月30日まで→令和3年3月31日まで期間延長	5月1日～令和3年3月31日		■	■	—	—	子ども育成課
43	学童クラブの令和2年4月入会児童保護者の「育児休業からの復職日」の延長	「5月1日まで」を「8月1日まで」に延長	8月1日まで延長	■	■	■	—	—	児童青少年課
44	学童クラブの令和2年4月入会児童保護者の「4月から就労等を開始する予定者の開始日」の延長	「4月30日まで」を「7月31日まで」に延長	7月31日まで延長	■	■	■	—	—	児童青少年課
45	子育て世帯への臨時特別給付金の一般対象者（公務員以外）へお知らせ発送、公務員対象者からの申請書類受付、給付金の支給	4月分（新高校1年生の場合は3月分）の児童手当（本則給付）を受給している世帯に対象児童1人当たり1万円の支給を行う。	お知らせ発送：5月29日 申請受付：6月1日～ 給付金支給：6月26日～		■	■	12月末までの支給額 112,910千円 【一般支給対象者】 対象数7,002人（児童数10,534人） 支給額105,340千円 【公務員支給対象者】 対象数454人（児童数757人） 支給額7,570千円	—	子ども家庭支援センター

【市民生活支援】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
46	ひとり親家庭等支援臨時給付金の対象者へお知らせ発送、給付金の支給	5月分の児童育成手当を受給している世帯の児童1人につき3万円の支給を行う。	お知らせ発送：5月29日 給付金支給：6月29日～			■	12月末までの支給額 29,010千円(967人) 育成手当受給者26,610千円(887人) 障害手当受給者 1,710千円(57人) 育成・障害手当併給者 690千円(23人)	—	子ども家庭支援センター
47	ひとり親等世帯臨時特別給付金の対象者へお知らせ発送、申請受付、給付金の支給	【基本給付】：対象世帯に5万円。第2子以降1人につき3万円（児童扶養手当受給者、公的年金給付等受給者、家計急変者のうち基準に該当する方） 【追加給付】：対象世帯に5万円（基本給付対象者のうち、家計が急変し、収入が減少した方） 【基本給付の再支給】：対象世帯に5万円。第2子以降1人につき3万円（基本給付の対象者）	お知らせ発送：6月30日 申請受付：8月3日～ 給付金支給：7月29日～ 【再支給】 お知らせ発送：12月17日 申請受付：12月14日～ 給付金支給：12月25日～			■	12月末までの支給額 82,910千円 【基本給付】 31,300千円 (521世帯) 【追加給付】 20,650千円 (413世帯) 【基本給付の再支給】 30,960千円 (516世帯)	—	子ども家庭支援センター
48	新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業（カタログ送付事業）	児童扶養手当の支給を受けている（受けたことになった）世帯を対象に、食料品を提供する。 【追加実施】 ひとり親等世帯臨時特別給付金の支給が決定した世帯、新たに児童扶養手当を受給することになった世帯を対象に食料品を提供する。	7月21日～			■	464件（内5件は紛失による再送） 追加実施分 85件	—	子ども家庭支援センター
49	市営住宅及び福祉型住宅の入居者へ使用料の支払い期限延長又は減免制度についての周知チラシを配布	市営住宅及び福祉型住宅の入居者のうち、収入減少による使用料の支払い期限延長又は減免の対象となる可能性のある世帯に対して、同制度についての周知チラシを配布	5月15日		■		115世帯に配布 住宅使用料の減免申請：2件 そのうち減免：2件	—	住宅対策課
50	就学援助費（小・中学校の給食費・学用品費などの支援制度）支給対象者の臨時的拡大	新型コロナウイルスの影響による収入減・失業があった方を対象とした認定審査の特例措置	4月1日～適用	■	■	■	特例認定数：13名	—	教育支援課
51	高等学校等修学給付金支給対象者の臨時的拡大	新型コロナウイルスの影響による収入減・失業があった方を対象とした認定審査の特例措置	7月1日～			■	特例認定数：10名	—	教育支援課
52	就学援助費及び特別支援教育奨励費にて市立小中学校臨時休業中の給食費相当額を支給	4月7日～6月14日の臨時休業中の給食費相当額を8月31日に支給（奨励費は給食費相当額の1/2を11月9日に支給）	8月31日、11月9日			■	約760人に支給	—	教育支援課
53	下水道使用料の支払い猶予	一時的に下水等使用料の支払いが困難な方に対して、申し出日より最長1年間、支払いを猶予。	3月25日～受付開始	■	■	■	支払猶予件数：176件 支払猶予額：403,783円	—	下水道課
54	水道料金の支払い猶予	一時的に水道料金の支払いが困難な方に対して、申し出日より最長1年間、支払いを猶予。	3月25日 受付開始 【猶予期間の最長4か月】 7月29日 猶予期間を最長1年に延長	■	■	■	176件 1,011,202円	—	水道部総務課
55	生活保護受給者への予防啓発	「福祉だより」送付時にチラシ同封	2月26日	■			1,545件	—	生活福祉課

【市民生活支援】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
56	住居確保給付金	家賃額相当（上限あり）を家主や管理会社に振込3か月（9ヶ月まで延長可） ※R2はコロナ特例で12か月可 離職2年以内又はコロナにより離職同様の状況・世帯別の収入・資産要件あり。	4月1日～	■	■	■	新規申込404件 (令和2年1月～3月10件、令和2年4月～12月394件)	—	生活福祉課
57	フレイル予防啓発チラシ配布・動画作成	①6月21日、「武藏野安心・安全ニュース」の発行に合わせてフレイル予防啓発チラシを同時配布。 ②武藏野市PT・OT・ST協議会が作成・監修を行った「お家で体操」チラシを配布。 ③在宅できるフレイル予防の動画を作成し、市ホームページへの掲載や、武藏野シティニュースでの放映した。	6月～12月			■	①7,000部（配布先：老人クラブ、民生児童委員、地域福祉活動推進協議会、市民社会福祉協議会、見守り・孤立防止ネットワーク連絡会関係団体、多摩信用金庫、市議会議員等） ②35,000部（介護保険料決定通知書（7月発送）に、同封し、65歳以上の被保険者に送付。） ③むさしのシティニュースは7月後半の放映	—	高齢者支援課
58	東京都知事選挙投票事務学生アルバイトの募集	当日投票の募集人数枠を拡大するとともに募集対象に期日前投票事務を追加し、学生アルバイトを積極的に活用	5月13日～6月8日		■	■	当日投票事務応募者119名、期日前投票事務応募者45名	—	選挙管理委員会事務局

(4)事業者支援

－令和2年の主な動き－

新型コロナウイルス感染症の拡大は、事業を営む方にも深刻な影響をもたらした。外出自粛に伴う人出の減少に加え、店舗等の休業・営業時間短縮要請等の影響により、全国的に閉店や廃業を余儀なくされる店舗・事業所が発生した。

市独自の事業者支援の取組みとして、特別融資等の本人負担利率引き下げのほか、武蔵野市感染拡大防止中小企業者等緊急支援金（東京都制度の対象外となる事業者に対する給付）、感染拡大インフラ中小企業者支援金（農業や建設業など市民生活を基盤の部分で支えている事業者への支援）、商店会活性出店支援金（商店会を活性化するため、空き店舗への出店を支援）、中小企業者等テナント家賃支援金（国の家賃支援給付金への上乗せ支給）、飲食店テイクアウト・デリバリー事業補助金（新たに「持ち帰り」や「宅配」を始める初期費用の補助）などを実施し、国や東京都における支援策のみでは補えない部分に対する支援を充実させた。

併せて、「武蔵野市感染拡大防止中小企業者等申請サポート窓口」や、事業者支援専用コールセンター「ほっとらいん」の開設など、各種申請手続きの支援や、多岐にわたる支援制度の適切な窓口の案内など、サポート体制を整備した。



感染拡大防止中小企業者等申請サポート窓口

市報むさしの（令和2年8月15日号）

【事業者支援】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
1	市公式ホームページにて、中小企業・小規模事業者の各種相談窓口開設について広報		2月14日	■			—	—	産業振興課
2	緊急対策として、中小規模事業者事業資金の特別融資及び小口零細特別融資につき、利子の本人負担率を0.1%引き下げ	当初実施期間は9月30日までだったが、令和3年3月31日までに延長。	3月30日条例施行規則改正 4月1日施行	■	■	■	4月1日から12月28日までの特別融資及び小口零細特別融資の申請件数は115件（前年同期34件）	—	産業振興課
3	武蔵野商工会議所、武蔵野市商店会連合会、武蔵野市観光機構、武蔵野市勤労者互助会、JA東京むさし武蔵野支店等へ協力依頼	市主催イベントの原則中止または延期対応と同様の扱いを依頼	3月～	■			—	—	産業振興課
4	令和2年度第1回武蔵野市産業・経済政策懇談会を開催し、商工関係団体と対策を協議	・市内店舗における営業時間、営業方法の変更による感染拡大防止策の検討について ・既存の融資制度における融資上限額や利子補給期間等の拡大について 等	4月15日		■		—	—	産業振興課
5	武蔵野市感染拡大防止中小企業者等申請サポート窓口開設	各種支援金等の手続き等が負担となり受給が滞ることを防ぐため、武蔵野商工会議所が専門家を配置し、申請に不安のある事業者に対してのサポート窓口を開設	吉祥寺・武蔵境は5月14日～7月10日 中央地区は6月8日～7月10日	■	■		相談数内訳（吉祥寺170 中町13 武蔵境97）	—	産業振興課
6	武蔵野商工会議所、武蔵野市商店会連合会に「武蔵野市新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の延長に伴う対応方針」に沿い、「まちの経済を守る支援策」として市が実施する緊急経済対策について説明・意見交換をした。	「武蔵野市新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の延長に伴う対応方針」に沿い、「まちの経済を守る支援策」として市が実施する緊急経済対策について説明・意見交換をした。	5月14日～15日		■		—	—	産業振興課
7	市内飲食店支援プログラム【フードスクラムむさしの】スタート	市単補助金、会議所事業補助、情報発信、他制度案内など市内飲食店事業者向け支援を総称。	6月1日～8月31日		■		—	今後の新型コロナ拡大への対応	産業振興課
8	飲食店テイクアウト・デリバリー事業補助金交付事業の実施	業態転換に必要な経費上限10万円を補助（補助率10/10）	6月15日～8月31日		■		147店舗 支給合計 12,189千円	今後の事業転換店舗への支援	産業振興課
9	地域飲食店応援クラウドファンディング【エール！むさしの】	市内飲食店への寄付額の20%プレミアム付き食事券発行業務（地域支援はリターンなし）。当市はプレミアム分を補助。主催は商工会議所	参加店募集：5月18日～6月8日 支援者募集：6月1日～6月19日	■	■		店舗支援：店舗数151 支援件数1,281 地域支援：支援件数29 支援金合計： 16,848,000円 ※キャンセル等除く	今後の新型コロナ拡大への対応	産業振興課
10	武蔵野商工会議所・武蔵野市商店会連合会と、市が実施している緊急経済対策及び今後の対策等について意見交換を実施	市が実施する第1弾緊急経済対策の状況報告及び、第2弾緊急経済対策の説明・意見交換を行った。	商工会議所：6月8日 商店会連合会：6月17日		■		—	—	産業振興課
11	武蔵野市感染拡大防止中小企業者等緊急支援金	「東京都感染拡大防止協力金」の対象外事業者のうち、感染拡大防止に協力いただける中小企業者等を対象とした武蔵野市独自の支援金を支給。 受付期間を5月25日～7月31日から8月3日～10月30日まで延長した。	5月25日～10月30日	■	■		申請数：2,340件 支給件数：2,001件 支給金額：504,600,000円	—	産業振興課

【事業者支援】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
12	事業者支援「ほっとらいん」	国、都、市の様々な経済支援制度について、適切な窓口を案内するための専用コールセンター・窓口を開設。開設期間を8月3日～10月30日から令和3年1月29日まで相談受付延長した。 QuOla visionを活用して広報を実施。	8月3日～令和3年1月29日			■	8月3日～12月28日までのコールセンター、窓口相談件数は、590件	給付金受給後に案内できる制度等が少ないこと、随時変化する制度に対する理解、必要とする市民への周知	産業振興課
13	感染拡大防止インフラ中小企業者等支援金	農業、建設業等の環境整備に寄与するインフラ関連事業者等に対し、感染拡大防止の取組と事業活動の継続支援を目的とした支援金を支給。	8月3日～10月30日		■		申請数：768件 支給件数：723件 支給金額：151,950,000円	—	産業振興課
14	商店会活性出店支援金	新規の出店を促し、まちのシャッター街化の防止と商店会の活性化に寄与する事業者を応援することを目的とした支援金を支給。 事業開始時と事業開始後6か月経過時の2回申請が必要	8月11日～令和3年10月1日		■		8月3日～12月28日までの申請数：27件 支給件数：20件 支給金額：6,000,000円	—	産業振興課
15	中小企業者等テナント家賃支援金	高額の家賃を支払う事業者で緊急事態宣言の延長・解除後も、売上減の影響が大きい事業者に対する家賃負担の軽減を目的として、家賃支援金を給付。	8月17日～令和3年1月29日		■		申請件数（1/12現在）：102件 支給件数（1/12現在）：84件 支給金額（1/12現在）：39,745,152円	・支給対象の選定 ・審査の仕方（国の家賃支援給付金の受給者という要件を設け、本市の審査業務負担を軽減した） ・国の家賃支援給付金の申請期限延長に伴う、申請期限の延長検討（広報含む）	産業振興課
16	追加経済対策チラシの市報への折込み	事業者支援「ほっとらいん」、商店会活性出店支援金、中小企業者等テナント家賃支援金、感染拡大防止インフラ中小企業者等支援金の4事業をまとめたチラシを作成。感染拡大防止中小企業者等緊急支援金の受付期間延長についても記載した。	9月1日号		■		—	—	産業振興課
17	中小規模事業者事業資金の特別融資及び小口零細特別融資につき、令和2年3月31日までのあっせん申請者に対する利子の本人負担率0.1%軽減申請（特例利率適用申請）	新型コロナウイルス感染症の影響は早い事業者では12月頃に出ていたため、当該融資ご利用者に案内を送付、希望申請者につき、4月1日以降に発生する利子の本人負担率を軽減。	6月15日受付開始		■		適用希望有申請187件	—	産業振興課
18	中小規模事業者事業資金の特別融資及び小口零細特別融資の契約書印紙税につき、一定要件下での非課税措置調整	新型コロナ税特法で定める金銭消費貸借証書が対象。税務署と協議の上、6月26日に取扱金融機関へ通知。契約済の事業者については過誤納申請による印紙税還付が可能。	4月1日～令和4年3月31日。ただし、令和3年3月31日までに斡旋申請を受け付けたものに限る。		■		4月から12月まで特別融資及び小口零細特別融資の実行件数は、99件	—	産業振興課
19	セーフティネット保証・危機関連保証・売上減少の認定書の受付及び発行	経済環境の急激な悪化により経営に支障を生じている中小企業者が信用保証協会の保証付き融資を申し込む際に必要な認定書を発行する。この認定書により、融資及び保証の審査上有利となり、融資・保証金額の上限も倍に拡大。市は経済産業大臣の定める要件に該当するか確認し、認定する。	指定期間 S N 5号：1月1日～152業種、5月1日～ほぼ全業種 S N 4号：2月18日～危機関連：2月1日～	■	■	■	1月から12月までに1236件の申請受付	当市の申請方法は窓口・郵送のみ。横浜市では、オンラインでの申請受付を導入。	産業振興課

【事業者支援】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
20	小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)の新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業(国)対象外の事業者につき、補助を商工会議所と協議	要件非該当の事業者への利子補給と申請案内依頼につき商工会議所と協議、決定、広報。	8月			■		—	産業振興課
21	道路占用許可基準の緩和	国、都の依頼に基づき、市道におけるテラス営業などのための道路占用許可基準の緩和について武藏野警察署と協議のうえ対応できるようにした。	8月～			■	—	対応可能としているが、商店会等のニーズに合致していない。	道路管理課

(5) 医療機関支援

－令和2年の主な動き－

国内において、新型コロナウイルスの感染が拡大するに伴い、全国的なマスク不足が深刻な状況となり、医療機関においても、マスクや防護服等の感染防止資材が不足する状況となった。

市では、令和2年2月下旬頃から武蔵野市医師会を通じて、市内の医療機関に対して、市で備蓄していたマスク及び防護服等の配布・貸与を行った。

6月からは、武蔵野市ふるさと応援寄附に「新型コロナウイルス感染症対策」の使い道を追加し、「医療従事者を感染リスクから守る事業」として医療従事者を感染から守るとともに、施設内での感染拡大を防止するため、医療用品（防護服、フェイスシールド、消毒液など）の調達資金等に活用することとした。

また、市民が身近な地域の医療機関でPCR検査を受けることのできる体制を整えるため、8月からPCR検査を実施する市内の医療機関に対する施設整備補助金交付を開始し、武蔵野市医師会との連携のもと、目標に掲げた1日最大500件の検査が可能な体制を整備した。

新型コロナウイルスに感染した患者を受け入れる感染症指定病院及び救急医療機関に対する支援補助金の交付も行い、医療機関への支援を実施した。



武蔵野赤十字病院への防護服等の配布、貸与

◆ 選べる使い道

【新型コロナウイルス感染症対策】武蔵野赤十字病院や市内救急病院の医療体制を支援します（お礼の品はありません）

【この使い道を選択された方には『お礼の品』をお送りできませんので、予めご了承ください。】

武蔵野市内の感染症指定医療機関である武蔵野赤十字病院は、防護服やフェイスシールドなどが不足する厳しい状況の中、さまざまな苦労をしながら新型コロナウイルス感染症患者を受け入れ対応をしていただいております。また、市内で救急患者を受け入れている救急病院でも、医療用品が不足する中、感染予防の観点でゾーニングを行うなど、感染症対応を行っていただいております。

武蔵野市とともに、各医療機関と医療関係者に深く感謝するとともに、引き続き第二波、第三波に向けて防護服やフェイスシールドなどの支援を行ってまいります。最前線で感染症に対応する医療機関と医療関係者を支援するためにも、皆様のお力添えをお願いします。

ふるさと応援寄附
「医療従事者を感染リスクから守る事業」

【医療機関支援】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
1	医師会、医療機関にマスク・防護服等の配布、貸与	全国的なマスク等の不足が生じたため、市で備蓄していたマスク等を配布、貸与した。	2月28日～4月9日	■	■		医師会マスク約20,000枚（2月28日等）、吉祥寺南病院マスク2,000枚（3月6日）、森本病院マスク2,000枚（3月9日）、陽和会病院マスク5,000枚（3月18日）、武藏野赤十字病院防護服800着・医療用手袋1,000双（4月9日）	—	健康課
2	赤十字奉仕団員による武藏野赤十字病院の事務職用マスクの製作、医療現場用ビニールエプロンの製作を試行を実施	日本赤十字社東京都支部依頼により、武藏野市赤十字奉仕団が製作。（資材の提供、製作物の回収等は東京都支部が実施）	4月20日～6月18日	■	■		—	—	地域支援課
3	市内各クリニックにおけるPCR検査実施及び施設整備補助	8月下旬より、市内の各クリニック（武藏野市医師会加盟）でPCR検査を随時実施。 検査実施施設には施設整備補助金として公表施設に@300,000、非公表施設に@100,000を支出	8月下旬		■		医師会と協議を重ねて、各クリニックでPCR検査ができるよう調整を行った。年末年始においても複数のクリニックにてPCR検査を実施。 実施医療施設（※12月28日現在） 52施設（公表25施設、非公表27施設）	感染拡大に伴い、臨機応変な検査体制が必要となる。	健康課
4	感染症指定及び救急医療機関支援補助	感染症患者の受け入れを行う感染症指定病院や市民のPCR検査等を行う救急病院へ補助金を支出	10月28日		■		武藏野赤十字病院 90,000千円、陽和会病院 30,000千円、吉祥寺南病院30,000千円、森本病院 20,000千円	—	健康課
5	武藏野市ふるさと応援寄附に【新型コロナウイルス感染症対策】の使い道を追加	「医療従事者を感染リスクから守る事業」 医療従事者を感染から守るとともに、施設内での感染拡大を防止するため、医療用品（防護服、フェイスシールド、消毒液など）の調達資金等に活用する。	6月5日		■		206件 5,891,330円(申込みベース)	—	産業振興課

(6)高齢者・障害者関連施設

－令和2年の主な動き－

高齢者や障害者は、新型コロナウイルスに感染した場合に重症化しやすいことから、市内の不特定多数の方が利用する施設のうち、不急の事業については、2月下旬から閉館・休止をする対応を行った。

ただし、日中に在宅での生活が困難な方を対象としたデイサービス等の事業は継続をした。

また、高齢者等の重症化するリスクの高い利用者にサービスを提供する市内の介護事業所及び障害者福祉事業所に対し、市で備蓄しているマスクや消毒液、手袋等を、3月上旬から配布を行った。

高齢者及び障害者施設において、利用者及び職員を対象としたPCR検査等を実施した場合の費用を助成する事業について実施を決定した（実施は令和3年以降）。



市内事業所へのマスク等の配布に向けた仕分け作業

【高齢者・障害者関連施設】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
1	市内の介護事業所・障害者福祉事業所にマスク、消毒液を配布、貸与	重症化リスクの高い高齢者・障害者が利用する施設に対し、消毒液とマスクを配布、貸与（東京都から配布されたマスク含む）	3月12日、13日、27日、5月29日、7月2日	■		■	マスク 約182,000枚 消毒液 約150本	—	高齢者支援課 障害者福祉課
2	社会活動センター（高齢者総合センター内）の休止	高齢者向け各種講座の休講、新年度開講の延期	2月27日～8月14日	■	■	■	—	—	高齢者支援課
3	介護サービス事業所へのエプロン、手袋、ゴーグルの配布	市内の介護サービス事業所へ郵送で配布	10月～12月			■	177事業所（エプロン 105,500枚、手袋 105,500双、ゴーグル 3,515個）	衛生用品は当面は継続的に必要な物資となるため、継続した配布や補助が課題である。	高齢者支援課
4	障害者施設における利用者・職員を対象としたPCR検査費用の助成の実施	感染拡大と重症化リスクの高い障害者施設において利用者・職員を対象としたPCR検査等を実施した場合の費用を助成する。	12月～			■	—	検査の実施体制や実施回数	障害者福祉課
5	高齢者施設における利用者・職員を対象としたPCR検査費用の助成の実施	感染拡大と重症化リスクの高い高齢者施設において利用者・職員を対象としたPCR検査等を実施した場合の費用を助成する。	12月～			■	—	検査の実施体制や実施回数	高齢者支援課
6	放課後等デイサービス事業所への協力依頼	放課後等デイサービス事業所に学校休業中の対応について協力依頼を行った。	4月7日～5月25日			■	市内の放課後等デイサービス事業所 12ヶ所	—	障害者福祉課

(7)子ども関連施設・保育園等

－令和2年の主な動き－

4月の緊急事態宣言発出以前は、保育園等の保育施設は開園とし、感染拡大防止のため、自宅等での保育が可能な場合は、利用を控えていただくよう依頼を行った。

学童クラブは、市立小中学校の臨時休業に伴い、3月3日から夏季休業など長期休業中と同様の対応とした。

緊急事態宣言発出後は、認可保育施設及び学童クラブは休園・休所とし、保護者がともに医療・介護従事者など市民の生命、安全の確保に関する業務又は食料品や医薬品販売など社会生活の維持に関する業務に従事している場合及び家庭での保育が特に困難な家庭の児童について、特例措置として受け入れを行った。

緊急事態宣言解除後は、認可保育施設、地域型保育施設及び学童クラブの開所を行い、段階的な対応として、6月30日までの期間は、保護者に対して登園・登所の自粛の要請を行った。

また、緊急事態宣言期間中には、学童クラブ受け入れ児童及び支援員のうち希望者に対し、給食弁当を提供（有料）し、保護者の負担軽減及び児童の栄養面における支援を図った。



0123はらっぱにおける入館時の検温



学童クラブ受け入れ児童及び支援員に対する給食弁当

【子ども関連施設・保育園等】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
1	都から送られたマスクを、各子育て支援施設に配布		3月30日	■			—	—	子ども政策課
2	各0123施設を閉館	6月15日～制限付き再開	3月2日～6月14日閉館	■	■	■	—	—	子ども政策課
3	ファミリー・サポート・センターの窓口を臨時閉所	相談を要する案件については電話対応を実施	4月9日～6月8日閉所		■	■	—	—	子ども政策課
4	認可保育施設の臨時休園と特例措置（保育が必要な児童の受入れ）実施	6月1日から再開 6月30日まで登園自粛要請	4月11日～5月31日		■	■	—	—	子ども育成課
5	認証保育所に対して、保護者への登園自粛要請と保育が必要な児童の受入れ依頼	6月30日まで登園自粛要請	4月9日、4月30日、5月7日、5月26日		■	■	—	—	子ども育成課
6	認証保育所に対して、施設が利用者負担額（月額保育料）を軽減した場合の補助を決定		4月1日～6月30日、臨時休園となった期間		■	■	—	—	子ども育成課
7	子ども育成課所管施設に対して、園行事の縮小・自粛依頼		2月26日	■			—	—	子ども育成課
8	子ども育成課所管施設長に、各園での対応及び保護者あて文書の配布依頼	臨時休園の取扱い、利用者負担額の還付、6月中の登園自粛のお願い、感染が疑われる場合の連絡体制や登園見合わせ等（保護者宛文書は市HPに掲載）	2月28日、4月9日、4月28日、5月7日、5月22日、5月26日、6月22日、12月11日		■	■	■	—	子ども育成課
9	子ども育成課所管施設に対して、マスク・手指消毒液を配布		3月3日、3月17日、6月1日、11月～12月	■		■	マスク合計約72,300枚 配布 消毒液合計約81ℓ配布	—	子ども育成課
10	保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る補助を決定	国の保育対策総合支援事業補助金と新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用して実施した。	令和2年度		■	■	保育対策総合支援事業補助金 73件 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 56件	—	子ども育成課
11	学童クラブの特別措置における臨時開所		3月3日～4月4日	■			期間中48名の児童が特別措置として学童クラブを利用した。	—	児童青少年課
12	学童クラブの緊急事態宣言を受けた休所	6月1日～再開（6月30日まで登所自粛要請）	4月8日～5月31日休所	■	■		—	—	児童青少年課
13	学童クラブ受け入れ児童及び学童クラブ支援員への給食弁当提供	希望者に給食弁当を提供（有料）し、保護者の負担軽減及び児童の栄養面における支援を図った。	5月18日～29日		■	■	平日10日間 児童及び支援員計1,294食	—	教育支援課
14	プレーパークの休園	6月5日～再開	3月4日～12日休園 3月28日～6月4日休園	■	■	■	—	—	児童青少年課
15	地域子ども館あそべえ（早朝校庭開放含む）の休館	6月22日～放課後校庭開放再開 7月6日～あそべえ教室再開 8月24日～早朝校庭開放再開（一部学校除く）	3月3日～6月21日休館	■	■	■	—	早朝校庭開放について早期の再開を求める意見を多くいただいた。	児童青少年課
16	児童館の休館	6月15日以降は制限を設けて午前開館、6月22日以降は条件をつけて通常開館	3月2日～6月14日休館	■	■	■	—	—	児童青少年課
17	北町高齢者センター子育てひろば「みずきっこ」の休館	7月1日から段階的に再開	2月27日～6月30日中止	■	■	■	—	—	高齢者支援課

(8)学校・教育

－令和2年の主な動き－

2月27日、国内における感染が徐々に広がりを見せるなか、学校内の集団感染を防止する観点から、全国の小中高校に対し、臨時休業の要請が出された。市は翌日28日に、市立小中学校について、3月3日から25日までの臨時休業を決定した。

4月の新学期の開始にあたっては、当初4月6日から17日までの期間について暫定再開を行う予定としていたが、都内の感染者数の増加等の影響を鑑み、緊急対策本部会議及び教育委員会の協議を経て、5月6日までの臨時休業を決定した。その後、緊急事態宣言期間の延長に伴い、5月31日までを臨時休業とした。

臨時休業にあたっては、教室等で自習することができる場を設け、保護者の就業等やむを得ない事情により自宅で過ごすことのできない小学生の居場所の確保を行った。

また、国や東京都等により、インターネットやテレビ等による家庭での学習支援の機会が多く設けられ、市においても教材の配付等に加え、動画配信等により、家庭学習の支援を行った。

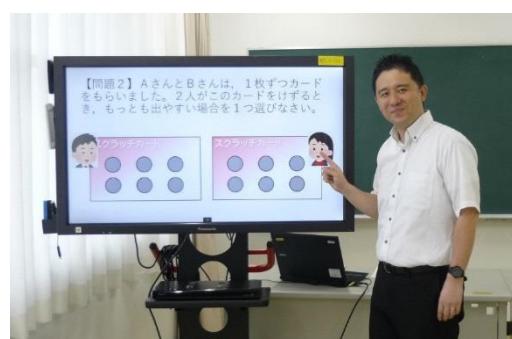
緊急事態宣言解除後の6月1日から12日にかけては、市立小中学校の段階的な再開の期間と位置づけて分散登校を実施し、6月15日から通常の登校を再開した。

学校の再開にあたっては、校内の消毒や給食の実施など、様々な懸案事項が伴ったが、シルバー人材センターへの消毒業務の委託や、武藏野市給食・食育振興財団による配膳の支援、各種衛生消耗品の学校への配付など、学校現場の意見を踏まえつつ対応を行った。

また、約3か月に及んだ市立小中学校の臨時休業の影響により、授業日数が大幅に減少したことから、令和2年度の夏季休業期間を14日間短縮する決定を行った。

移動教室・修学旅行・セカンドスクール・プレセカンドスクールの宿泊事業は中止とした。

夏季休業期間中の学習動画
「武藏野一三鷹 educational Television
M-MET(エムメット)」



【学校・教育】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
1	教育委員会臨時会を開催	会議を緊急開催し、小中学校の臨時休業及び再開等について協議した。	2月28日、4月2日、4月4日、5月6日	■	■		—	—	教育企画課
2	定例校長会で注意喚起	新型コロナウイルス感染症の感染が拡大していることについて注意喚起を行う。	2月10日	■			—	—	指導課
3	東京都教育庁からの通知を各校に随時周知	随時各校にメールを転送し周知を行った。	随時	■	■	■	—	—	教育支援課
4	「新型コロナウイルス感染症への対応について」を学校・保護者宛てに通知を発出	学校・保護者宛てに新型コロナウイルス感染症への今後の対応や取組について通知を行う。	2月26日	■			—	—	指導課
5	臨時校長会にて、臨時休業について説明	3月3日～3月25日の期間臨時休業とする旨を説明	2月28日	■			—	—	指導課
6	市立小中学校の臨時休業について通知を発出	①3月3日～3月25日の期間臨時休業とする旨を通知 ②5月6日まで臨時休業とする旨を通知	①2月28日通知発出 3月3日～3月25日 ②4月4日通知発出 5月6日まで臨時休業	■	■		—	—	指導課
7	市立小・中学校の臨時休業を5月31日まで延長することについて通知を発出	市立小中学校を5月31日まで臨時休業する旨の通知を発出	5月6日発出 5月31日まで臨時休業延長		■		—	—	指導課
8	緊急事態宣言解除を受け、市立小・中学校を段階的に再開	6月1日から市立小・中学校を段階的に再開することを決定	6月1日～		■		市立小・中学校において、6月1日～12日の期間、分散登校を実施	—	指導課
9	市立小中学校施設及び消毒業務をシルバー人材センターに委託	学校での感染拡大防止のため、市の学校再開ガイドラインに基づき、シルバー人材センターに消毒作業を委託した。	6月8日～7月31日 8月1日～令和3年3月31日		■		消毒実施日：平日。土日祝は学校公開授業等児童・生徒が登校した日。	—	教育企画課
10	小学校卒業式・中学校卒業式を短時間・少人数で実施	教員・保護者・児童生徒のみで短時間で実施	中学校：3月19日 小学校：3月25日	■			—	—	指導課
11	小学校入学式・中学校入学式、小中学校始業式を短時間・少人数で実施	教員・保護者・児童生徒のみで短時間で実施	小学校：4月6日 中学校：4月7日 小・中始業式：4月6日		■		参加者は教員・保護者（各家庭2名以内）・児童生徒のみ 歌唱等は行わず短時間で実施	—	指導課
12	市立小中学校の校庭開放を実施し、学校図書館・学習相談日を各学校が設定する日程で実施	学年ごとに時間を区切る等感染症対策に留意しつつ実施	3月13日～3月24日	■			—	—	指導課
13	学童クラブで受け入れる児童を対象として、小学生の居場所の確保を行う	小学校1年生から3年生について、学童クラブでの受け入れを行う。	4月8日～5月6日		■		—	—	指導課
14	「緊急事態宣言」発出後の学校の教育活動についてのQ&Aを公開	市民からの問い合わせをうけ、市ホームページに「緊急事態宣言」発出後の学校の教育活動についてのQ&Aを公開した。	5月7日		■		—	—	指導課
15	ICT設備のない家庭に対し、必要な機器の貸し出しを実施	家庭学習支援のため、ICT設備のない家庭に対し、順次必要な機器の貸し出しを実施。	5月18日～6月14日	■	■	■	タブレット配布台数：232台	—	指導課
16	市公式ホームページにて小中学生向け「家庭学習ガイド」を公開	学校臨時休業中の学習支援のため、小中学生向け「家庭学習ガイド」を公開	5月14日		■		—	—	指導課
17	市立小・中学校の夏季休業期間を短縮	臨時休業による授業日数減少を受け、学習指導要領に基づいた教育活動を進めるため、夏季休業期間を7月21日～8月26日から8月1日～8月23日に変更	7月21日～8月26日→8月1日～8月23日に変更		■		14日間短縮	—	指導課

【学校・教育】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
18	夏季休業期間中の学習動画「武蔵野－三鷹 educational Television M-MET(エム メット)」放映	夏季休業期間中の学習を支援するため小中学生向けに「武蔵野－三鷹 educational Television M-MET(エム メット)」放映	8月3日～8月31日			■	・8月3日～8月31日（午前8時から30分間、土曜・日曜は除く） ・朝8時の体操からスタート。小学校低学年・中学年・高学年、中学生向けに合わせて15本の番組を放映。	—	指導課
19	手指消毒液とマスクを各校に配布	全国的なマスク及び消毒液不足を受けて、市の備蓄分から手指消毒液とマスクを小中学校に配布した。	2月6日	■			小中各校に手指消毒液1本、マスク50枚～300枚配布	—	教育支援課
20	適応指導教室チャレンジルームの閉所 ※相談事業は継続	チャレンジルームの来所相談を中止し、定期的に電話相談を行った。	3月3日～5月31日	■	■	■	相談件数延270件	チャレンジルームの来所休止時のオンライン学習指導の実施	教育支援課
21	帰国・外国人教育相談室すてっぷルーム（学習支援教室）の閉所 ※相談事業は継続	帰国・外国人教育相談室のすてっぷルームを閉所し、電話相談を行った。	3月3日～6月10日	■	■	■	相談件数延21件	—	教育支援課
22	市公式ホームページ等での教育支援センターだより特別号の発信(第1～6号)	新型コロナウイルス感染症拡大時の過ごし方をテーマにした教育支援センターだよりを市ホームページツイッター、フェイスブック等で発信した。	4月17日～5月29日		■	■	6回発信	—	教育支援課
23	教育支援センター来所相談中止 ※電話相談は継続実施	教育支援センターの来所相談を中止し、電話相談を行った。	4月13日～5月31日		■	■	相談延回数278回	来所相談中止時のオンライン相談の実施	教育支援課
24	スクールソーシャルワーカー電話相談開始	教育支援センターだより特別号で保護者向けに周知を行った。	5月18日～		■		—	—	教育支援課
25	就学相談説明会中止	ホームページに掲載する内容を充実することで代替	5月22日中止		■		—	—	教育支援課
26	年長児全世帯に就学相談案内ハガキ送付	市内幼稚園・保育園を通じての周知及び説明会による案内に代わり、就学相談案内ハガキ（ホームページへのQRコード記載）を年長児全世帯に送付	5月22日		■		—	—	教育支援課
27	就学時健康診断対策委員会で健診実施に関する対策を周知	就学時健康診断対策委員会で、分散受診・検温・アルコール消毒等の対策の徹底を周知し、10月から健診を実施した。	7月9日			■	受診者数：約1,000人	—	教育支援課
28	教育支援センター特設電話相談の実施	5月31日に特設電話相談を実施した。	5月31日			■	電話相談件数0件	—	教育支援課
29	学校再開に向けた衛生消耗品の配布①	物品等を消毒するための次亜塩素酸ナトリウムを配布	5月21日		■		各校1本　計18本を配布	—	教育支援課
30	学校再開に向けた衛生消耗品の配布②	教職員用フェイスシールドを配布	5月29日		■	■	教職員数に応じ約900枚を配布	—	教育支援課
31	学校再開に向けた衛生消耗品の配布③	児童生徒等検温用の非接触型体温計を配布	6月2日		■	■	各校1台（大規模校は2台）計20台を配布	—	教育支援課
32	学校再開に向けた衛生消耗品の配布④	手指消毒等のためのアルコールを各クラスに配布	6月4日		■	■	クラス数に応じて各校に計262本を配布	—	教育支援課
33	学校再開に向けた衛生消耗品の配布⑤	定期健康診断等に用いるニトリルゴローブを配布	6月16日		■	■	学校規模に応じ各校に計7,000枚を配布	—	教育支援課
34	学校再開に向けた衛生消耗品の配布⑥	手指消毒等のためのアルコールを各クラスに配布	7月17日		■	■	クラス数に応じて各校に計262本を配布	—	教育支援課
35	新型コロナウイルスに対応した学校予算対応	国費等を活用し、感染症対策に配慮した教育活動に必要な備品及び消耗品の購入に要する経費を補正予算に計上。学校長の判断で柔軟に執行できるよう各校に配当	7月20日			■	予算額 70,282,000円	—	教育支援課

【学校・教育】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
36	クックパッドでの学校給食レシピの発信	クックパッドでの学校給食レシピを発信した。	4月22日～	■	■	■	44レシピ発信	—	教育支援課
37	学校給食のキャンセル食材について、給食・食育振興財団からフードバンク・保育園・学童クラブ福祉施設に提供	学校の臨時休業に伴い、給食食材のキャンセルができない食材について、寄付等を行い食材の活用を図った。	3月～6月	■	■	■	りんご約900個（フードバンク）、カップヨーグルト約9,500個（保育園、学童クラブ、特別養護老人ホーム）、市内産野菜（市職員等に販売）、魚・肉（フードバンク）、魚・バター・ワンタン皮（子ども食堂）	—	教育支援課
38	給食配膳時の感染対策用ペーパータオルを給食・食育振興財団から配布	パン等直接手に触れずに食べられるよう各校にペーパータオルを配布した。	6月15日			■	各クラスに配布	—	教育支援課
39	給食再開時、給食・食育振興財団による配膳支援を実施	配膳に慣れていない小学校1年生に対する配食等への支援のため、配膳指導等の支援を行った。	6月22日～7月3日		■		給食開始後2週間財団職員が小学校へ出向き支援	—	教育支援課
40	各校の定期健康診断を6月中旬から9月末までと例年とは時期を遅らせて実施	本来実施すべき時期が臨時休業となつたため、日程を再調整し、学校再開後速やかに実施した。	6月15日～			■	—	—	教育支援課
41	養護教諭事務連絡会で注意喚起	学校における感染症対策の徹底について注意喚起を行った。	1月30日	■			—	—	教育支援課
42	養護教諭事務連絡会を臨時開催	学校再開後の新型コロナウイルスに対応しての情報交換を行った。	6月25日			■	給食、定期健康診断、校内消毒等への取組みや対応について情報交換	—	教育支援課
43	養護教諭事務連絡会で講演を実施	武藏野赤十字病院感染管理認定看護師による新型コロナウイルスに関する講演を実施した。	7月7日		■		—	—	教育支援課
44	学校保健委員会幹事会で市教育委員会の取り組みを周知	学校における感染症対策について周知し、意見交換を行った。	7月9日			■	—	—	教育支援課
45	学校保健委員会総会で注意喚起	感染予防対策のポイントについて注意喚起を行った。	2月6日	■			—	—	教育支援課
46	学校施設開放の使用停止	6月24日～：段階的に学校の敷地から離れている屋外施設から使用再開した。 ・6月24日：第三中・第六中学校のテニスコート ・8月上旬：全校の校庭・テニスコート ・12月1日：全校の体育館・武道場 ※新型コロナウイルス感染症に対応するための新たな注意事項やチェックシートを作成し、導入した。	3月3日～6月23日使用停止	■	■	■	—	コロナ禍における授業継続と学校施設開放のバランス及び市民への説明責任	生涯学習スポーツ課
47	小学校及び中学校「演劇鑑賞教室」、「オーケストラ鑑賞教室」中止	「小学校オーケストラ鑑賞教室」については、全市立小学校に楽団の演奏者4名を派遣し、訪問授業として実施した。	5月15日		■		—	—	指導課
48	児童生徒表彰 表彰式の中止	武藏野公会堂で開催する予定だった表彰式を中止し、表彰状と記念品は校長から授与。	3月7日中止	■			—	—	教育企画課
49	教育委員会会議の傍聴を中止	臨時会を含め、計2回の会議の傍聴を中止した。	4月8日～5月6日中止		■		—	—	教育企画課
50	中学3年生の修学旅行を秋実施へ日程変更→中止	中学校3年生の修学旅行について中止を決定（4月中に当初の5・6月実施から秋実施に変更した）	7月28日中止決定			■	—	—	指導課

【学校・教育】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
51	小学6年生の日光移動教室を秋実施へ日程変更→中止	小学校6年生の日光移動教室について中止を決定（4月中に当初の6月実施から秋実施に変更した）	7月28日中止決定			■	—	—	指導課
52	利賀村訪問・利賀村来訪の中止	利賀村訪問・利賀村来訪の中止を決定	5月15日		■		—	—	指導課
53	セカンドスクール・プレセカンドスクールの中止	セカンドスクール・プレセカンドスクールの中止を決定	5月15日		■		—	—	指導課
54	新型コロナウイルス関連情報を市所轄の私立専修学校の他、東京都直轄の私立専修学校、中学校、高校に拡大して展開	市の対応方針及び文科省発の新型コロナウイルス関連情報を展開	1月29日～4月9日	■	■	■	—	—	総務課

(9)市関連施設、文化・体育等施設

－令和2年の主な動き－

不特定多数の方が利用をする市内の文化施設、コミュニティセンター、図書館等生涯学習施設及び体育施設は、3月2日から休館とした。

緊急事態宣言解除後の再開にあたっては、段階的な再開に向けた基準として「武蔵野市公共施設等の再開に関するガイドライン」を5月29日に策定し、その後も状況に応じて改定を行った。

併せて、「武蔵野市公共施設等の再開に関するガイドライン」に基づき、利用者の体調確認や利用者情報の記録等、具体的な利用基準を示した。

市職員の交代制在宅勤務導入後も、市政センターの業務を継続するため、4月21日から約1か月間、中央市政センターを閉鎖し、その人員を吉祥寺及び武蔵境市政センターに振り分ける対応を行った。

また、環境啓発施設「むさしのエコ re ゾート」は、感染防止対策を徹底したうえで、予定どおり11月に開館した。



公園の遊具の利用中止



再開後の図書館

【市関連施設、文化・体育等施設】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
1	「武蔵野市公共施設等の再開に関するガイドライン」策定	緊急事態宣言解除後の、公共施設等の段階的な再開に向けて、基準となるガイドラインを作成した。ステップ1～4、それ以降の対応について基準を策定。	第1版：5月29日 第2版：6月1日(12日修正) 第3版：7月1日 第4版：7月28日 第5版：8月27日 第6版：10月1日			■	第6版まで策定	—	安全対策課 各施設所管課
2	「武蔵野市公共施設等の再開に関するガイドライン」に基づく施設利用基準の作成	公共施設について、東京都のロードマップや業種別のガイドライン等を踏まえ、「武蔵野市公共施設等の再開に関するガイドライン」に基づく具体的な利用基準を示した。	6月9日			■	—	—	安全対策課
3	商工会館市民会議室貸し出し中止及び、その期間の使用料返金決定	6月8日～9月30日通常定員の半分（45名）の制限付きで貸出を再開、10月1日より通常定員での貸し出しを再開	3月2日～6月7日	■	■	■	—	—	産業振興課
4	市政資料コーナー、市民協働サロンの閉鎖		市政資料コーナー：4月8日～7月2日閉鎖 市民協働サロン：4月9日～閉鎖		■	■	—	—	市民活動推進課
5	コミュニティセンター予約受付業務の停止	7月初頭から予約受付再開	4月7日依頼	■	■	■	—	—	市民活動推進課
6	コミュニティセンターの閉館	7月6日から条件付き再開	3月2日～7月5日	■	■	■	再開当初は会議利用のみ	—	市民活動推進課
7	コミュニティ研究連絡会でコミセンの再開及びコミセン使用条件の協議		定例会：6月4日、7月2日、9月3日、10月1日、11月5日、12月2日 臨時会：7月20日、8月20日、10月22日 代表者会議：6月15日			■	8月16日～・11月上旬～で段階的に使用条件を緩和	—	市民活動推進課
8	文化施設の閉館	6月8日から条件付き再開	3月2日～6月7日	■	■	■	—	一部施設で利用人数等の制限を継続中。今後の制限解除について、検討の必要あり。	市民活動推進課
9	文化施設利用キャンセルの場合の使用料金額返還		2月26日～8月31日	■	■	■	43,063,750円（12月31日までに還付済みの金額。別日程に振り替えた場合、請求取消の場合は上記金額に含まない。）	—	市民活動推進課
10	文化施設予約受付業務の一時休止	8月31までの予約受付を一時休止。 未抽選分は3月1日から休止	4月6日～6月7日受付休止	■	■		—	—	市民活動推進課
11	吉祥寺美術館展示室の休止	6月1日～再開	3月2日～5月31日中止	■	■		—	—	市民活動推進課
12	ホール・劇場及び展示会場の使用料の減額	劇場・ホール、及び展覧会を開催する目的で会議室を利用する場合の使用料を減額	6月8日～令和3年3月31日		■	■	11,665,050円（12月31日までの利用分）	予約時期の関係で還付での対応が主となってしまっているが、利用率向上につなげる効果的な広報とともに、支援継続の検討が必要。	市民活動推進課

【市関連施設、文化・体育等施設】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
13	男女平等推進センターの閉館 日追加に伴う夜間電話問い合わせ・窓口受付・図書貸出・会議室貸出しの一時停止	①市民会館閉館に伴い窓口受付、図書貸出、会議室貸出を一時停止し、電話対応のみ継続。 ②市民会館閉館日追加に合わせ、木曜日に加え、日曜・祝日を閉館すると伴に夜間電話問い合わせを一時停止。 会議室貸出は6月8日～再開（一般開放除く）。	①3月2日～5月31日 (会議室貸出停止のみ～6月7日) ②4月13日～5月25日	■	■	■	—	—	市民活動 推進課
14	かたらいの道市民スペース設置分自動交付機の利用（通常午前9時～午後9時）の停止及び利用時間短縮	施設閉鎖により終日利用停止を実施。その後、利用時間を短縮（9：00～12：00、13：00～17：00）して再開。5/28～利用時間を延伸（9：00～17：00）し、6/8～通常再開	終日利用停止：3月2日～18日 利用時間短縮：3月19日～5月27日 利用時間延伸：5月28日～6月7日	■	■	■	—	—	市民課
15	イトーヨーカドー武蔵境支店設置分自動交付機の利用（通常午前10時～午後9時）の利用時間短縮	利用時間短縮を実施（9：00～20：00）。 6月1日～通常再開	4月8日～5月31日	■	■	■	—	—	市民課
16	緊急事態宣言の期間、市政センターの夜間窓口及び休日開庁を中止	夜間窓口：6月1日～再開 休日開庁：6月14日～再開	夜間窓口：4月12日～5月31日中止 休日開庁：4月12日～6月13日中止	■	■	■	—	—	市政セン ター
17	市政センター職員の交代勤務実施、中央市政センターの窓口業務を終日中止、吉祥寺・武蔵境市政センターの窓口時間を変更	市政センター職員を2班に分け、交代勤務とした。交代勤務の実施に伴い、3センターのうち中央市政センターを閉鎖し、人員を吉祥寺及び武蔵境市政センターに分けて配置した。1日あたりの人員が少なくなったため、正午から1時まで窓口を休止した。	4月21日～5月25日中止 4月21日～5月25日変更	■	■	■	—	半分の人数のため、窓口終了後の後処理や引き継ぎ書類の作成を超過勤務で行った。	市政セン ター
18	市政センターの公金収納窓口の受付時間を午後4時までに短縮	委託先からの要望により、受付時間を短縮した。	4月30日～5月25日	■	■	■	—	—	市政セン ター
19	市政センターの記載台の筆記具の適宜消毒実施、「手指消毒のお願い」表示の掲出	以前から筆記具の消毒は実施していたが、あらためて適宜おこなうことを確認した。 消毒薬も以前から設置しているが、10月中旬にご来庁の際だけでなくお帰りの際にも手指の消毒をするように貼り紙をした。	4月～	■	■	■	—	—	市政セン ター
20	「むさしのエコreゾート」開館記念式典のオンライン生配信及び内覧会の実施	式典は招待者を絞り、時間を短縮して実施。内覧会は、10～15名程度のグループに分けて実施。	11月8日	■	■	■	式典列席者35名、内覧会参加者74名	—	環境政策 課
21	情報発信機能に特化した「むさしのエコreゾート」開館	施設の貸出や集客事業は先送り。感染防止対策実施。	11月8日～	■	■	■	—	機能拡充に向け、関係者との合意形成の手法が課題となっている。	環境政策 課
22	むさしのエコreゾート施設貸出の延期	開館時から予定していた施設貸出の延期	11月8日開始を延期	■	■	■	—	—	環境政策 課
23	三鷹駅北口の喫煙トレーラーハウスの運用開始を当面の間中止	4月1日から利用開始を予定していたが、緊急事態宣言解除を受けて、7月1日から利用を開始した。	4月1日～6月30日中止	■	■	■	7月1日から利用人数を制限し、利用開始した。	—	ごみ総合 対策課

【市関連施設、文化・体育等施設】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
24	粗大ごみ等のクリーンセンターへの持込、むさしのエコボ、園芸用土・油の回収の休止	①粗大ごみ等の持込の休止（5月26日～再開） ②むさしのエコボ情報更新の休止（7月15日号～再開） ③園芸用土・油の回収の休止	①4月8日～5月25日休止 ②5月1日号から～7月1日号休止 ③4月15日休止、6月17日市役所のみで実施	■	■	■	—	—	ごみ総合対策課
25	むさしの自然観察園の閉鎖	屋外のみ6月9日～再開（管理棟は7月1日～再開）	3月2日～6月8日閉鎖	■	■	■	—	貴重な生物を飼育・展示しているため、園自体を閉鎖しても職員は出勤する必要がある。園内に感染者が出て園内を消毒する場合、生物・植物などへの影響が出来る可能性がある。	緑のまち推進課
26	多目的広場の閉鎖	本田東公園、大師通り公園、武蔵川公園の多目的広場の閉鎖 5月27日～再開	3月2日～5月26日閉鎖	■	■		—	—	緑のまち推進課
27	ドックランの閉鎖	武蔵川公園のドックランの閉鎖 5月27日～再開	4月14日～5月26日閉鎖		■		—	—	緑のまち推進課
28	公園施設の一部使用中止	市立公園内の遊具・砂場など約300施設を使用中止 5月27日～再開	4月25日～5月26日中止		■		—	学校が休校となる中、遊具等は子ども達にとって必要不可欠な施設であるものの、感染拡大の懸念があったことから使用制限を行ったが、全国的に見ても公園利用での感染事例はなかった。コロナ禍における公園のあり方が見直されていることから、遊具等の閉鎖は多角的な視点から検討すべき内容である。	緑のまち推進課
29	公園利用についての周知	市立公園内の園名板等に、密を避ける旨を記載した掲示紙を設置	4月25日～	■	■		—	—	緑のまち推進課
30	市立自然の村の新規利用申込の受付を停止	6月19日～新規利用申込の再開（施設利用には制限あり）	3月2日～6月18日	■	■	■	—	一部利用制限を継続している。全面解除の時期が課題。	児童青少年課
31	武蔵野プレイスの休館	全館休館：3月2日～ 会議室・ギャラリーの一部再開：6月8日～ 書架の一部再開：6月15日～ スタジオラウンジ再開：7月23日～ その他4スタジオについては閉鎖継続	3月2日～6月7日休館 講座の中止または延期：3月2日～	■	■	■	—	近隣を含め、他に機能複合的な代替施設がないため、市民の生涯学習機会が減少する懸念あり。	生涯学習スポーツ課
32	市立体育施設を休場	6月8日～再開（温水プール・トレーニングルームを除く） 総合体育館トレーニングルーム：7月8日～再開（市内在住・在勤・在学者に限定） 温水プール：7月18日～再開市内在住・在勤・在学者に限定） 更衣室：7月8日～再開（シャワー不可）	3月2日～	■	■	■	市長への手紙…9件 市民からの苦情等…9件 市ホームページへの問い合わせ…12件	日常的に市立体育施設を利用していた市民の運動の機会の減少	生涯学習スポーツ課

【市関連施設、文化・体育等施設】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
33	武蔵野プール（屋外プール）開放中止		7月～8月中止			■	—	日常的に施設を利用していた市民の運動の機会の減少	生涯学習 スポーツ 課
34	市民会館を休館し、講座等を中止または延期	全館休館：3月2日～ 一部開館：6月1日～ ロビー・音楽室の利用再開：7月1日～ (条件あり) 自主事業再開：9月4日～	3月2日～5月31日休館 4月～7月の自主事業を中止または延期	■	■	■	—	日常的に施設を利用している社会教育関係団体等の活動の機会の減少	生涯学習 スポーツ 課
35	武蔵野ふるさと歴史館を休館し、講座等を中止または延期	6月1日～一部開館 会議室再開：6月8日～（条件あり） 市民スペース再開：7月1日～（条件あり） 講座：9月～一部再開 10月～再開	3月2日～5月31日休館 講座の中止または延期：2月29日～	■	■	■	—	—	生涯学習 スポーツ 課
36	図書館の休館及び休館期間の延長	図書館の休館を6月14日まで延長 6月15日から「書架に限定した一部開館」を行う。 7月2日から閲覧席、グループ学習室など一部に限定して使用開始。	当初3月2日～3月17日まで休館を予定していたが、その後開館日の延長を行い、最終的に6月14日まで休館。	■	■	■	—	利用者の図書館資料へのアクセス機会の減少	図書館
37	図書館の予約本の受け渡しの実施および一時中止	3月31日まで小中高生のみ受け渡しを実施。 4月1日から予定していた一般者向けの予約本の受け渡しは中止。 5月27日から市内在住・在勤・在学者限定で予約本の受け渡しを開始。 6月1日からはすべての方を対象に再開。4月1日から中止していた予約受付を6月8日から再開した。	3月2日～6月14日 (一時中止期間あり)			■	当該期間中の予約本受取来館者数 中央図書館 3,509人 吉祥寺図書館 3,104人 武蔵野プレイス 4,861人 合計 11,474人	休館の延長を行い予約本が図書館のフロアを占拠したためホームページからの予約の受付を4月1日から6月7日まで中止せざるを得なくなった。 予約本の受け渡しサービスは休館中も継続すべきとの意見と、外出を誘発する施策は行うべきではないとの両方の意見が存在し、対応に苦慮した。	図書館

(10) イベント、会議等の中止・延期・方法の変更

－令和2年の主な動き－

市で主催する様々なイベントや事業、各種会議について、中止や延期の対応を行った。

イベントや事業等を実施する場合においても、人数制限や内容を工夫するなど、感染防止対策を徹底した。

また、多くのイベントや事業等が中止となるなか、動画などインターネットを活用した試みも多く行われ、新たな実施方法の可能性が広がったことも事実である。

例年多数の方にご来場いただく「環境フェスタ」をオンラインにより開催する試みや、離乳食動画やこうのとり学級等の動画、「おうちで運動」動画の配信、計画策定委員会のオンライン開催など、様々な試みが行われた。

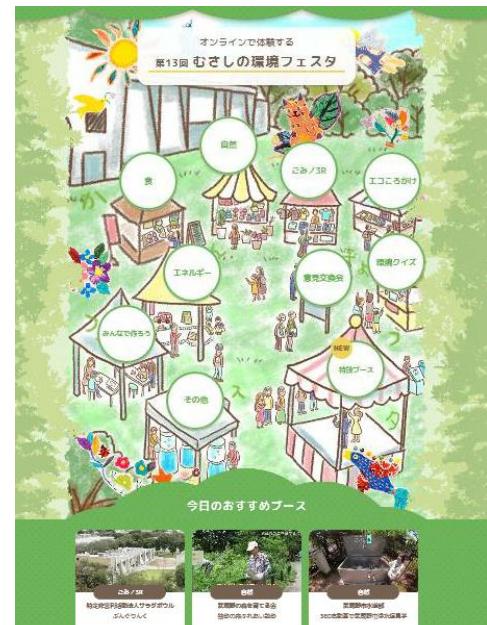
その一方で、むさしのジャンボリーや様々なスポーツ事業等、体験を通してその効果を得られる事業については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合における、今後の事業の在り方を検討する必要がある。



自然の村を紹介する動画配信



「おうちで運動」動画



オンラインでの「むさしの環境フェスタ」

【イベント、会議等の中止・延期・方法の変更】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
1	自宅での生涯学習のための「おうちdeサイエンス」「ぶらっとプレイス」WEB配信	自宅にある身近なものをを使った実験の様子を静止画で撮影し、ホームページ上で公開（おうちdeサイエンス）。プレイス館内の案内や、プレイスで行っているギャラリーコンサート、和スイーツの作り方講座などを動画で紹介（ぶらっとプレイス）。	①おうちdeサイエンス 5月7日～28日 ②ぶらっとプレイス 5月15日～	■	■		①おうちdeサイエンス 7本 アクセス数…591回 ②ぶらっとプレイス 18本（4896回）	利用率を高めるためのオンライン双方向の検討	生涯学習 スポーツ 課
2	食育ホームページ「食を育む。むさしの」を開設	食育フェスタ等食に関するイベント中止の代替として、食育情報発信のための特設ホームページ「食を育む。むさしの」を開設。	12月15日～		■		学校給食動画16本掲載、市内生産者21人と直売所の紹介、友好都市9都市の食の紹介等	—	健康課
3	離乳食動画配信	離乳食教室が中止になった代替として、教室の内容を動画にして配信。	6月24日～		■		離乳食動画6本、歯みがき動画2本	—	健康課
4	0123施設ホームページにて、おうち遊びの情報などを発信		4月15日～	■	■		—	—	子ども政策課
5	武蔵野総合体育館YouTubeチャンネル「おうちで運動」開設	武蔵野総合体育館の教室講師による対象・目的別の自宅で簡単にできる運動を紹介したYouTube動画を配信。（令和3年2月末現在31動画）今後も内容を充実させながら継続していく予定。	4月8日配信開始		■	■	4/8～6/22までに26動画掲載。 6/22時点の視聴回数…8,756件 12/31時点の視聴回数…13,348件	・WEBコンテンツのため市内からの視聴数の把握が困難。市民へ向けての広報を充実させることで市内還元を図っている。 ・WEBには多くの運動紹介動画がアップロードされており、それらとの差別化が課題。	生涯学習 スポーツ 課
6	「3WeeksTry おうちで運動！」配信	自宅でストレッチや筋力トレーニングなどの取組みを記録して「3週間できたこと」が一目でわかり、達成感が得られるシートを市HPに掲載。自由にダウンロードできる。裏面には「運動をする際の注意事項」「動画サイト、健康づくり関連サイト」等の参考情報を掲載。	5月11日、6月1日、12月11日更新		■	■	自分の都合に合わせて実施できるフォームに変更	配布後活用されているかどうかのフィードバックがない	生涯学習 スポーツ 課
7	武蔵野市スポーツ推進委員会作成「おうちで運動遊び」配信	武蔵野市スポーツ推進委員協議会が、コロナ禍においてなかなか外へ遊びに行くことができない子どもたちにむけて、おうちでできる運動遊びを紹介。おうちにあるもので誰でも簡単にできる遊びを掲載。	8月8日		■		チラシ配布、市ホームページ掲載 ・市内小学校全児童・市関連施設にて配布…約7,400枚 ・三鷹駅広報ラック…100枚	配布後活用されているかどうかのフィードバックがない	生涯学習 スポーツ 課
8	野外活動センターYouTubeチャンネル「おうちでやかつ」開設	自宅での野外活動のスキルアップや気分転換に活用していただくため、野外活動センターのプログラム講師による自然観察編とキャンプ編のYouTube動画を配信。（令和3年2月末現在10動画）今後も内容を充実させながら継続していく予定。	5月21日配信開始		■	■	5/21～12/31までに9動画掲載。 12/31時点の視聴回数…903件	視聴回数が少ない 編集時間の確保 新たなカテゴリーの模索	生涯学習 スポーツ 課

【イベント、会議等の中止・延期・方法の変更】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
9	「おうちで歴史館」、「動画で見る歴史館」の掲載	「おうちで歴史館」（歴史・文化）のSNS掲載、「動画で見る歴史館」第1弾～第5弾の投稿（YouTube）	3月12日～6月24日	■	■	■	3月12日～6月24にかけてFacebook・Twitterに「おうちで歴史館」21件・Youtubeに「動画で見る 武蔵野ふるさと歴史館」5件をアップした。	・動画編集作業に多くの労力と時間がかかった。 ・在宅勤務期間中は「おうちで歴史館」などの原稿作成と職員相互の打合せにチャットアプリなどを使用したが、確認や意思疎通に時間を要した。	生涯学習 スポーツ課
10	吉祥寺図書館と吉祥寺美術館とで人形劇の動画を作成し、配信	吉祥寺美術館の企画展で取り上げた絵本のキャラクターが登場する人形劇で、コロナ禍での来館マナーに関する動画を配信	5月31日～		■		視聴回数 705回	—	市民活動 推進課 図書館
11	武蔵野市行政関係団体連絡協議会(春・秋)の中止	開催は中止としたが、各団体から提供された資料をとりまとめて各団体へ送付した。	【春】5月13日中止(4月10日中止決定) 【秋】11月20日中止(9月23日中止決定)	■	■		—	—	秘書広報課 (秘書担当)
12	令和3年新年賀詞交歓会（四者共催）の中止		令和3年1月7日中止 (10月16日中止決定)				—	—	秘書広報課 (秘書担当)
13	統計調査員確保対策事業（バス研修）を中止		3月24日中止	■			—	東京都からの受託事業で交付金を受け取っているため代替え措置を検討する必要があった。	総務課
14	歳末特別環境浄化推進パトロールの規模縮小	感染防止対策として参加人数を縮小し、パトロールを4班に分けて実施した。併せて感染防止の呼びかけも実施した。	12月24日		■		令和元年160人→令和2年67人参加	—	安全対策課
15	市民安全大会の中止	毎年作成する生活安全計画を公表する場として実施していた市民安全大会を中止	6月27日中止		■		—	—	安全対策課
16	各種防犯パトロール・キャンペーン等の中止	警察署、防犯協会等と例年実施している防犯パトロールやキャンペーン等の中止	4月～中止	■	■	■		コロナ禍における防犯パトロール、キャンペーン等の啓発活動の在り方について	安全対策課
17	吉祥寺駅周辺帰宅困難者対策訓練を中止		2月25日中止決定 3月11日中止	■			—	—	防災課
18	水防訓練の中止		4月9日中止決定 5月16日中止		■		—	—	防災課
19	消防団訓練の休止	一部の操法訓練、放水訓練、自主訓練を除き、訓練を休止とした。ただし、定例的な施設、車両、資機材等の点検整備は感染症対策を実施したうえで実施した。	4月～11月中止		■	■	—	—	防災課
20	歳末消防特別警戒	分団の詰所待機時間を22時までに短縮して実施。また、本部・理事者巡視は人数を減らし、各分団での飲食は控え、マスクの着用や消毒等の感染防止対策を徹底したうえで実施した。	12月26日～31日		■		—	—	防災課
21	自主防災組織情報交換会の中止		5月21日中止決定 6月20日中止		■		—	—	防災課
22	はらっぱ防災フェスタの中止		6月4日中止決定 8月22日中止		■		—	—	防災課

【イベント、会議等の中止・延期・方法の変更】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
23	総合防災訓練の中止に伴う避難所運営における感染症対応訓練の実施	訓練の中止に替え、初動支部要員を中心とした避難所感染症対応訓練を実施した。	7月15日中止決定 10月18日中止			■	—	—	防災課
24	民生児童委員・赤十字奉仕団、保護司会の会議・イベント等中止（書面開催の実施）	7月以降は人数縮小・時差・書面開催等で必要最小限の会議開催に留める。	3月～6月中止	■	■	■	—	—	地域支援課
25	児童委員・児童相談所・学校・子ども家庭支援センター等の関係機関による地区連絡協議会（四者協）を中止		9月17日中止			■	—	来年度同時期に開催できるかについては別途検討。	地域支援課
26	シニア支え合いポイント制度説明会を中止		2月～5月（4回）中止	■	■		—	—	地域支援課
27	地域包括ケア人材育成センターにおける初任者研修を中止		5月～9月中止		■	■	—	—	地域支援課
28	地域包括ケア人材育成センターにおける認定ヘルパー養成研修を中止	第1期（6～7月）は中止。第2期（2月）は感染症対策を行った上で実施	第1期：6月～7月中止 第2期：2月実施			■	—	—	地域支援課
29	“社会を明るくする運動”駅頭活動中止		7月（例年）中止			■	—	—	地域支援課
30	学習支援事業の中止	4月より電話によるフォローアップを実施	2月29日～6月15日中止	■	■	■	—	—	生活福祉課
31	テンミリオンハウス事業(関三俱楽部ショートステイ事業除く)の中止	6月15日から予約制（午前午後の2部制）で段階的に再開	2月29日～6月14日中止	■	■	■	—	—	高齢者支援課
32	いきいきサロン事業の中止	7月9日以降順次再開（再開しているサロン数 16サロン（12月1日現在））	2月27日～7月8日中止	■	■	■	—	—	高齢者支援課
33	高齢者総合センター 社会活動センター講座の中止	8月14日から段階的に再開	2月27日～8月13日中止	■	■	■	—	—	高齢者支援課
34	地域健康クラブの中止	9月1日から段階的に再開	2月27日～8月31日中止	■	■	■	—	元々は週1回実施していたが、感染症拡大防止のため会場定員を削減せざるを得ず、隔週参加の会場もある状況。	高齢者支援課
35	境南小学校ふれあいサロンの中止		2月27日～当面の間休止としていたが、令和2年度の中止を決定	■	■	■	—	—	高齢者支援課
36	老人クラブ連合会への委託事業の中止	10月より内容を変更して一部再開	3月1日～9月30日中止	■	■	■			高齢者支援課
37	不老体操の中止	9月16日より会場を登録制として再開	2月26日～9月15日中止	■	■	■	—	会場定員を削減して再開。参加者受入のため体操時間を短縮しての入替制や2クラスにわけての隔週参加が避けられず、コロナ禍における高齢者のフレイル予防として十分とは言えない。	高齢者支援課
38	会食型食事サービスの中止	ゆとりえ7月3日～、親の家9月25日～再開	2月下旬～7月2日中止	■	■	■	—	—	高齢者支援課
39	家族介護支援事業の中止	緊急事態宣言解除後、順次事業再開	2月下旬～6月中止	■	■	■	—	オンライン等、コロナ禍でも実施できる方法を検討する必要がある。	高齢者支援課

【イベント、会議等の中止・延期・方法の変更】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
40	協力歯科医事業の中止	ゆとりえ・吉NH7月～再開	2月下旬～6月中止	■	■	■	—	口腔ケアの必要性は認識しているものの、感染拡大により当面再開の目途が立たない施設もある。	高齢者支援課
41	エンディング（終活）支援事業の出前講座の中止	10月から出前講座再開	2月下旬～9月中止	■	■	■	—	—	高齢者支援課
42	敬老記念事業（赤十字奉仕団による友愛訪問、敬老福祉の集い）の中止及び友愛訪問の代替事業	代替事業：敬老祝品（ティーバッグ詰合せ）を友愛訪問対象者宛に郵送	9月上旬、10月上旬中止 代替事業：8月下旬～9月中旬		■		—	—	高齢者支援課
43	市長による百歳訪問の中止	長寿祝品は例年どおり郵送	9月12日中止				—	—	高齢者支援課
44	シルバースポーツ大会の中止		10月		■		—	—	高齢者支援課
45	専門相談員による認知症相談の中止、電話相談の開始	4月、5月は相談員による相談を中止し、各在宅介護・地域包括支援センターにて対応。6月に電話相談として再開し、7月以降は面談に加え電話相談も可能として対応中。	4月～5月中止	■	■	■	電話相談対応件数12件（令和2年12月末現在） 面談以外に電話相談も可能としたことで、来所者が不安を抱えず専門相談員に相談ができたこと、新型コロナウイルス感染症以外の理由でも（遠方に住んでいる家族、日中就労しており来所が難しい方）電話相談を利用するメリットは大きかった。	電話相談の場合、相談相手の表情や反応、当事者であれば身なりなど視覚で得られる情報は収集できない。また、各在支・包括側の環境面の課題（相談電話にハンズフリー機能がない）が挙げられる。そのため、在支職員が同席していても、相談内容を一緒に聞くことができないため、その後の対応について在支側から助言できないことがあった。	高齢者支援課
46	もの忘れ相談医による認知症休日相談会の中止	3月及び9月に開催予定だった武蔵野市医師会もの忘れ相談医による認知症休日相談会を中止。	3月29日、9月27日中止	■	■		3月、9月は新型コロナウイルス感染症により中止。相談会申込者を6月26日に開催した疾患医療センターの認知症相談会にご案内。申込者数8件、相談対応件数8件であった。	医師への無料相談は市民ニーズが高く医師に相談できる機会を失うことで、認知機能や生活レベルの低下、不安を抱え生活する市民が一定数でてくると思われる。新型コロナウイルス感染症の予防策を充分講じた上で、開催形態を工夫し開催する必要があると思われる。	高齢者支援課
47	認知症サポーター養成講座の中止	5月開催分は中止としたが、6月以降は定員管理、感染対策を充分講じた上で開催した。 8月以降は定員を50%に削減して実施。	5月中止		■	■	6月～12月受講者数：292名	コロナ禍が続くことで、社会とのつながりが途絶え孤立し、認知機能や生活レベルの低下が進む可能性は十分考えられ、地域における支え合いや見守りは今後更に必要となる。認知症の普及啓発は可能な形で継続し講座を開催したい。	高齢者支援課

【イベント、会議等の中止・延期・方法の変更】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
48	認知症サポートステップアップ講座の実施回数の削減	当初予定していた全5回の講座の実施時期を3か月後ろ倒しにし、全3回の講座として実施。 施設訪問は実施せず、オンライン視聴と来場による講座や、ロールプレイを寸劇に変更するなど工夫をして実施した。	8月・9月・11月			■	第1回：会場9名、オンライン21名 第2回：19名 第3回：28名	コロナ禍が続き、今後も認知機能の低下が進行することは十分考えられ、地域における支え合いは更に求められるところである。講座の内容、進行については新型コロナウイルス感染症の動向を見て再考する必要がある。認知症の普及啓発は可能な形で講座を開催したい。	高齢者支援課
49	認知症月間講演会の動画による開催	例年9月に開催する認知症を知る月間ににおける講演会を、動画配信により開催。 また、DVDを市内図書館と高齢者支援課に配架し貸出可能とした。	9月～			■	動画再生回数268回 DVD貸出し回数4回	資料化したDVDを幅広く活用し、多くの市民が視聴することで啓発活動を行いたいが、コロナ禍にあり人を集めての視聴は困難。自粛要請に伴い、在宅時間が増えるため、DVD貸出のPRを積極的に行いたい。	高齢者支援課
50	在宅高齢者訪問歯科健診事業の中止	緊急事態宣言解除後は再開	4月～5月中止	■			—	—	高齢者支援課
51	高齢者福祉施設訪問歯科健診事業の中止	令和3年1月以降、施設での受入体制が整いしだい再開	4月～12月中止	■	■	■	—	歯科健診の必要性は認識しているものの、感染拡大により当面再開の目途が立たない施設もある。	高齢者支援課
52	口腔ケア教室の中止	令和3年1月以降、施設での受入体制が整いしだい再開	4月～12月中止	■	■	■	—	口腔ケアの必要性は認識しているものの、感染拡大により当面再開の目途が立たない施設もある。	高齢者支援課
53	外出困難高齢者訪問理容・美容サービスの中止	緊急事態宣言解除後は再開	4月～5月中止	■			—	—	高齢者支援課
54	寝具乾燥及び消毒サービスの中止	緊急事態宣言解除後は再開	5月中止	■			—	—	高齢者支援課
55	家具転倒防止金具等取付事業の中止	緊急事態宣言解除後は再開	4月～5月中止	■			—	—	高齢者支援課
56	ケアリンピック武蔵野の中止	令和3年度に開催予定	11月中止			■	—	令和3年度はオンライン開催やWEB等を活用することも視野に入れ、感染症予防に留意した方法で開催すること。	高齢者支援課
57	「むさしのあったかまつり」の延期	10月に開催を予定していた「第20回むさしのあったかまつり」の翌年度への延期を決定した。	4月中止		■		—	—	障害者福祉課

【イベント、会議等の中止・延期・方法の変更】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
58	こうのとり学級等動画配信、こうのとり学級オンラインクラスの開始	令和2年2月から中止していたこうのとり学級の内容を「ゆりかごむさしの赤ちゃんの動画」として武蔵野市助産師会の協力のもと作成。妊婦とご家族に出産後のイメージ作りや育児の参考としていただくためにホームページに掲載。 こうのとり学級（平日クラス）をオンラインクラスとして開始	動画6月3日～ オンラインクラス8月31日～		■	■	・赤ちゃんのお世話動画9本 ・オンラインクラス月1回 平均参加人数10名	オンラインでの講座を実施するために、通信機器の整備等が必要。 (外局のため、iPadの借用の不便さ、zoomのホストとなるためのライセンス端末が限られているなど。)	健康課
59	ゆりかごむさしのフェスティバルを中止	保健センターを会場に実施する予定だったイベントを中止。	6月28日中止		■		—	—	健康課
60	母子保健事業の延期（一部中止）	(中止期間) ①3～4か月児健診（4月）②1歳6か月児健診、3歳児健診（3/17～6/16）③母親・両親学級、育児学級等（2/28～7月中旬：順次再開）	2月28日～7月中旬まで	■	■	■	①3～4か月児健診については、個別医療機関での実施に変更して再開（令和2年度中）	—	健康課
61	むさしの食育フェスタを中止		11月21日中止		■		—	—	健康課
62	胃がんエックス線検診（胃がんエックス線・肺がんセット検診含む）の中止	武蔵野健康づくり事業団で実施予定だったがん検診を中止	4月8日、10日 5月8日、11日、13日、15日、16日中止		■		定員120名分、申込者54名をキャンセル	—	健康課
63	胃がん内視鏡検診の実施開始日を延期	6月1日開始予定を6月15日開始に延期	6月15日開始に延期		■		申込者：721名 受診者：352名（R3.2./26現在）	感染症対策により、医療機関の受入体制が変化し、予約できない方もいた。	健康課
64	子宮がん検診の実施開始日を延期	5月1日開始予定を6月1日開始に延期	6月1日開始に延期		■		受診者：6,936名（前年比90.0%）	—	健康課
65	大腸がん検診の実施予定日を変更	令和3年1月に実施予定だった日程を令和2年11月に変更	11月に変更		■		受診者：613名（前年比146.7%）	市報の勧奨効果が大きかったと思われる。	健康課
66	骨粗しょう症予防教室の中止・日程追加	①4月実施予定だった日程を中止。 ②8月に日程追加。例年実施していた健康教室は中止して検診のみ実施、健康教室の代替として参加者にリーフレットを配付。	①4月24日、27日中止 ②8月24日、26日の日程追加		■		①申込者44名をキャンセル ②参加者250名 R2参加者数計512名（前年比157.1%）	検診のみの実施となり、参加者が増加した。参加者への健康教育、要精査者への講義指導ができないため、終息後の実施をどうするかが課題	健康課
67	市税の督促・催告等の延期	訪問催告を中止し、督促状、延滞金請求書、催告書の発送を延期	4月7日～5月25日中止	■			—	—	納税課
68	第28回武蔵野桜まつりを中止	桜まつり臨時実行委員会で中止決定	3月3日中止決定 4月5日中止	■			—	—	産業振興課
69	ごみピットバー2020を中止（武蔵野市観光機構）	支払済参加費は速やかに返還。当初は延期の扱いだったが6月30日に中止決定。	3月21日、4月5日、5月2日中止	■	■		—	事業再開の判断、事業実施の際の感染防止体制	産業振興課
70	令和2年度夏野菜品評会、市民農園コンクールは中止	関係機関の意向をヒアリングし、市が決定。	3月27日	■			—	品評会のあり方について検討中。	産業振興課
71	ほおづき市中止（JA主催事業、市後援及び補助事業）		6月22日～7月13日の月曜日4回中止		■		—	—	産業振興課
72	フレッシュサラダ作戦中止（JA主催事業、市後援及び補助事業）		11月中3回中止		■		—	—	産業振興課
73	農業委員会総会は会長専決で総会事項を決議	東京都の見解により、委員全員の委任状を持って、会長専決で総会事項を決議した。	4月24日		■		—	—	産業振興課
74	農業委員会全員協議会は書面開催		5月25日		■		—	—	産業振興課

【イベント、会議等の中止・延期・方法の変更】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
75	農業委員会行政視察中止	農業委員会全員協議会で決定	8月25日決定			■	視察は行わないが、農業委員向けの研修を全6回を企画した。	—	産業振興課
76	農産物品評会中止	5月の農業委員会全員協議会での意見を基に、主催者である市が決定。	5月25日			■	食育フェスタの中止により、健康課が作成した「食を育む」ホームページに生産者の情報を掲載し、周知を図った。	品評会のあり方について検討中。	産業振興課
77	農家見学会は感染予防に配慮した開催方法に変更し開催		11月28日			■	市内3箇所同時に現地集合現地解散の形式で実施。	—	産業振興課
78	農業振興基本計画中間見直し委員会は令和3年度に延期	市内で協議を実施	7月28日			■	—	—	産業振興課
79	武蔵野市農業経営者クラブ総会は書面開催		6月1日			■	—	—	産業振興課
80	令和元年度消費者スクール第10回・令和元年度消費者被害防止街頭キャンペーンの中止を決定		2月26日中止決定 消費者スクール第10回：3月12日中止 キャンペーン：3月19日中止	■			—	—	産業振興課
81	消費生活センターへの来所での消費生活相談を休止（電話相談のみ実施）、図書貸出休止	緊急事態宣言解除後5月26日から再開	4月9日中止		■		—	—	産業振興課
82	令和2年度第1～3回消費生活講座、消費者スクール第1～3回を中止	緊急事態宣言解除後、7月9日からスクール実施（年10回→8回）	消費者生活講座：5月21日、6月18日、7月14日中止 消費者スクール：4月9日、5月14日、6月11日中止	■	■		—	—	産業振興課
83	夏休み親子教室の中止、日程の変更	夏休み親子教室（うどん作り）を中止。市立小学校の夏休み日程の変更に伴い、夏休み親子教室（天気実験）の日程を変更して実施。	うどん作り：7月28日中止 天気実験：7月30日→8月3日に変更		■		募集定員を例年より減らし、3密防止、換気等の対策をして事業を実施。	—	産業振興課
84	くらしフェスタむさしの2020（第42回武蔵野市消費生活展）を中止	実行委員会で中止を決定。9月に報告書を発行し、市HPに掲載。令和3年2月19日～26日に市役所ロビーでパネル展示	6月17日中止決定 9月25日～26日中止		■		—	—	産業振興課
85	令和2年度武蔵野青空市を中止	昨年度出展団体へのアンケート、役員との協議をもとに市が決定。	7月2日中止決定 11月8日中止		■		—	—	産業振興課
86	税務相談の中止		4月1日～6月23日中止	■	■		—	—	市民活動推進課
87	年金・社会保険・労務相談の中止		4月1日～6月8日中止	■	■		—	—	市民活動推進課
88	交通事故相談の中止		5月7日中止	■			—	—	市民活動推進課
89	人権相談の中止		4月1日～令和2年度中止	■	■	■	—	—	市民活動推進課
90	憲法月間横断幕の掲示中止		5月1日～5月31日中止	■	■		—	—	市民活動推進課
91	憲法月間記念講演会の中止		5月16日中止	■			—	—	市民活動推進課
92	コミセン主催事業及び文化施設自主事業の原則中止・延期		2月25日依頼	■	■		—	—	市民活動推進課
93	住民総会開催方法変更または開催延期依頼		4月6日依頼	■	■		—	—	市民活動推進課
94	武蔵野アールブリュット2020の中止		7月17日～26日中止			■	公募作品は10月14日から実行委員会Facebookで紹介	—	市民活動推進課

【イベント、会議等の中止・延期・方法の変更】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
95	女性総合相談の面談による相談停止	市民会館閉館に伴い3月から面談による相談を一時停止し電話相談とした。4月4日～面談再開。4月7日～5月26日電話相談のみ実施。5月27日～面談再開。	面談による相談(電話相談のみ)一時停止：4月7日～5月26日停止	■	■	■	—	—	市民活動推進課
96	女性法律相談の停止及び方法の変更	市民会館閉館に伴い3月(3月7日)から面談による相談を一時停止し、電話相談とした。 4月4日～面談再開。 4月7日～5月19日弁護士派遣中止に伴い一時停止 5月20日～8月23日電話相談のみ実施。 8月24日～面談再開。	相談一時停止：4月7日～5月19日停止	■	■	■	—	—	市民活動推進課
97	にじいろ電話相談の面談による相談開始延期	面談による相談の開始を延期した。 5月27日～開始	面談開始を延期 4月1日～5月26日停止	■	■	■	—	—	市民活動推進課
98	男女共同参画フォーラム2020延期	映画上映会(6月13日)・講演会(6月21日)を令和3年2月～3月実施へ変更	6月13日開催を延期 6月21日開催を延期	■	■	■	—	—	市民活動推進課
99	「まなこ」109号発行延期	7月末発行予定を12月末発行へ変更	7月末発行予定を延期	■	■	■	—	—	市民活動推進課
100	青少年平和交流派遣事業の中止		8月8日～10日中止	■	■	■	青少年ピースフォーラム（主催長崎市）の代替事業に参加	—	市民活動推進課
101	夏季平和事業の縮小実施	武蔵野文化事業団HPで令和元年度夏季平和事業子ども向けイベント おしばい『ぞうれっしゃがやってきた』を動画配信	8月1日～	■	■	■	—	—	市民活動推進課
102	文化事業団YouTubeチャンネルの開設（吉祥寺シアター・吉祥寺美術館含む）	文化事業団にかかわりのあるアーティストや施設特性などを生かした動画の制作や、動画を活用した公演やワークショップなどを、広く芸術文化を届けるために実施	4月25日から	■	■	■	チャンネル登録数 1,495件	オンラインによる配信は、新しい客層のハードルを下げる効果があると考える。実際に行った公演の映像を配信の素材とする、ハイブリッド形式の事業を検討中。	市民活動推進課
103	友好都市安曇野市への市民交流ツアーを中止		2月25日中止決定 2月29日～3月1日中止	■	■	■	—	—	多文化共生・交流課
104	友好都市安曇野市の市民団受入れ中止		8月中止決定 令和3年2月13日～14日中止	■	■	■	—	—	多文化共生・交流課
105	友好都市南房総市への市民交流ツアーを中止		2月25日中止決定 3月7日～8日中止	■	■	■	—	—	多文化共生・交流課
106	友好都市大崎上島町の中学生による商人体験の中止		10月21日から令和3年3月へ延期（その後3月も中止決定）	■	■	■	—	—	多文化共生・交流課
107	国際交流協会（MIA）事業の一部中止	参加型事業の多くを中止、またはオンライン形式にして実施した。相談事業は継続して実施。	3月中止決定	■	■	■	—	—	多文化共生・交流課
108	アメリカカラボック市ジュニア大使の受入れ中止	新たな交流の場として、ジュニア大使と武蔵野市交流団を対象としたインスタグラムを開設。	6月2日～8日中止	■	■	■	—	—	多文化共生・交流課
109	韓国忠州市への青少年交流団派遣中止		夏季予定中止	■	■	■	—	—	多文化共生・交流課
110	韓国ソウル特別市江東区の青少年交流団受入れ中止		8月20日～24日中止	■	■	■	—	—	多文化共生・交流課
111	ルーマニアブランショフ市日本武蔵野研修生の受入れ中止		夏季予定中止	■	■	■	—	—	多文化共生・交流課

【イベント、会議等の中止・延期・方法の変更】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
112	ルーマニアホストタウン事業の一部中止	参加型事業の多くを中止、ホストタウンフレーム切手の販売や専用HP開設といった参加型事業以外を継続	イースターエッグ展 2月25日中止決定 2月27日～3月4日中止	■		■	—	—	多文化共生・交流課
113	友好都市宿泊施設利用助成の年度内中止		7月16日～中止		■	■	—	—	多文化共生・交流課
114	南房総市夏季期間中の民宿利用助成の中止		全期間（7～8月）中止		■	■	—	—	多文化共生・交流課
115	むさしの国際交流まつり中止（MIA主催事業）		11月15日中止		■	■	—	—	多文化共生・交流課
116	雑木林シンポジウム、緑のカーテン、ホタル観賞会、多摩の自然観察会、ごみゼロデー、猫の譲渡会等の中止		緑のカーテン：6月中止		■		—	—	環境政策課
117	環境の学校、緑の市民講座等のオンライン開催		環境の学校 第1回：10月30日 第2回：11月27日 第3回：12月18日		■		環境の学校講座参加者 12名	—	環境政策課
118	簡易カプセルNO ₂ 調査の中止		6月及び12月 中止				—	—	環境政策課
119	狂犬病予防に係る集合注射期間の延期	4月1日～14日→6月1日～14日へ延期	4月1日～14日延期	■			—	—	環境政策課
120	環境展の中止		6月中止		■		—	—	環境政策課
121	環境啓発事業費補助金の対象事業をWEB開催事業等に制限して募集	申請もWEBにより受付。	第1期募集 9月 第2期募集 12月		■		第1期 応募・交付3件	—	環境政策課
122	環境フェスタのオンライン開催	オンラインイベントとして開催	11月8日～3月31日	■	■		オンライン訪問者数 2,400人 オンライン訪問回数 4,573回 ページビュー数 14,932回	一定の訪問者数を維持できるように、戦略的なコンテンツ追加や広報を実施することが課題	環境政策課
123	武藏野市エネルギー地産地消プロジェクトPR動画の作成	従来、むさしの環境フェスタで環境政策課のブースを設けていたが、フェスタのオンライン化に伴い、ブースの代替としてYouTubeを介した動画を配信した。	10月～		■	■	10月に市公式YouTubeに掲載。12月25日時点での再生回数は2,225回	メディアの取材対応、YouTube以外での再生に対応するため、著作権等のコンプライアンスチェックを行い、広く展開できる体制を整える。	環境政策課
124	朝一番隊の活動を当面の間休止	令和2年度は活動を休止とした。	4月12日～令和3年3月31日休止	■	■		—	—	ごみ総合対策課
125	クリーンセンター運営協議会の書面開催	集合・対面での開催を中止し、書面で開催 6月2日開催分より集合・対面で協議会実施	4月22日		■		—	—	ごみ総合対策課
126	クリーンセンター見学者コース閉鎖	クリーンセンターの見学（個人・団体）の中止 6月1日～再開	3月2日～5月31日休止	■	■	■	—	—	ごみ総合対策課
127	子育てフェスティバルの中止		10月24日中止		■		—	—	子ども政策課
128	コミセン親子ひろば事業を中止		2月26日～8月31日中止	■	■	■	—	—	子ども政策課
129	ベビーカー貸出しサービス「ベビ吉」の休止	10月1日よりアトレ吉祥寺店、吉祥寺パーキングプラザの2か所でサービスを一部再開	4月16日～9月30日休止		■	■	—	—	子ども政策課

【イベント、会議等の中止・延期・方法の変更】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
130	動画配信によるハタラクカイギ2020の実施	予定していた講演会について中止し、同内容を動画で収録し、市公式YouTubeにて配信することとした。	10月15日～3月31日 動画公開			■	—	—	子ども政策課
131	ファミリー・サポート・センター サポート会員養成講座の一部中止	開催予定であった一回目の講座は中止	5月（中止） 9～10月（実施）	■	■	■	—	—	子ども政策課
132	ボランティア養成講座の一部中止	開催予定であった一回目の講座は中止	6月（中止） 12月（実施）	■	■	■	—	—	子ども政策課
133	中高生世代ワークショップの延期	4月5日～延期	3月30日中止	■			—	—	子ども政策課
134	保育施設等指導検査を書面中心に変更	保育施設等指導検査について、通常実地にて実施しているところ、書面中心に変更	9月14日～			■	—	—	子ども育成課
135	学校で開催される青少協地区委員会を一部中止		2月～	■	■	■	—	—	児童青少年課
136	市民を対象とする自然の村へのバス運行の中止	令和元年度第11回運行（3月13～15日運行分）から令和2年度の運行は全11回を中止を決定	3月～	■	■	■	—	コロナ禍での実施の検討（可否を含む）	児童青少年課
137	青少協地区補助金説明会、地区委員長会議、定例会、委嘱式の中止		説明会：4月9日中止 地区委員長会議：4月21日中止 定例会：5月12日中止 委嘱式：5月22日中止		■		—	—	児童青少年課
138	むさしのジャンボリーの中止		7月21日～8月20日中止			■	—	コロナ禍での実施の検討（可否を含む）	児童青少年課
139	ハバロフスク自然交流使節団派遣の中止		8月11日～18日中止			■	—	—	児童青少年課
140	鳥取県家族ふれあい自然体験の中止		8月20日～24日中止			■	—	—	児童青少年課
141	家族で楽しむ！二俣尾自然体験の中止		9月5日～6日中止			■	—	コロナ禍での実施の検討（可否を含む）	児童青少年課
142	親子棚田体験（田植え・稲刈り）の中止		5月16日～17日中止 9月12日～13日中止	■	■		—	コロナ禍での実施の検討（可否を含む）	児童青少年課
143	都市計画マスターPLAN改定委員会をWeb会議で実施	都市計画マスターPLAN改定委員会をWeb会議で実施	5月14日、7月1日		■	■	—	市だけでなく、委員全員がWeb会議に対応した環境整備が必要	まちづくり推進課
144	市民や事業者によるまちづくりワークショップの中止	市民や事業者によるまちづくりワークショップの中止	5月24日中止	■			—	—	まちづくり推進課
145	都市計画審議会の傍聴中止	都市計画審議会の傍聴中止	7月20日中止			■	—	—	まちづくり推進課
146	バリアフリー基本構想改定委員会をWeb会議併用で実施、傍聴は中止	バリアフリー基本構想改定委員会をWeb会議併用で実施、傍聴は中止	7月7日			■	—	—	まちづくり推進課
147	バリアフリー基本構想特定事業者連絡会をDVD解説動画及び書面開催	バリアフリー基本構想特定事業者連絡会をDVD解説動画及び書面にて開催。意見交換と質疑応答のためにオンラインサロンを開催。	12月28日発送 オンラインサロンは令和3年1月20日			■	—	作業するのに専用ソフトが必要	まちづくり推進課
148	建築審査会の書面開催	各委員が書面（メール送付）にて審議、結果を事務局でまとめた	5月8日	■			—	公開の原則との不整合	まちづくり推進課
149	まちづくり条例景観検討会議の書面開催	各委員が書面（メール送付）にて審議、結果を事務局でまとめた	3月17日、4月21日、5月19日、6月16日	■	■	■	—	公開の原則との不整合	まちづくり推進課
150	三鷹駅北口交通環境アドバイザー会議をWeb会議で実施	三鷹駅北口交通環境アドバイザー会議をWeb会議で実施	12月10日			■	—	—	まちづくり推進課
151	自転車安全利用講習会の中止	実施予定であった一般講習を中止 10月～再開（毎月1日（2回）定員縮減・感染防止対策を行った上）	3月7日（2回）、5月30日（2回）、6月11日、7月2日、8月1日（2回）、8月16日（2回）中止	■	■	■	—	—	交通企画課

【イベント、会議等の中止・延期・方法の変更】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
152	令和2年度吉祥寺駅周辺交通問題協議会幹事会の書面開催	書面にて開催	7月17日		■		39名出席（委員39名）	—	交通企画課
153	レンタサイクル（一時利用）の休止	吉祥寺大通り東自転車駐車場で行っているレンタサイクル事業の一時利用を休止 10月1日～再開	5月2日～9月30日休止		■	■	—	—	交通企画課
154	HOP（Holiday Free Parking）事業の中止	HOP：地域団体・企業・市が協力して休日に駅周辺の民間施設を無料駐輪場として開放する事業 6月6日～再開	4月18日～5月31日中止		■	■	—	—	交通企画課
155	第28回武蔵野市地域公共交通活性化協議会の書面開催	書面にて開催	3月13日	■			20名出席（委員20名）	—	交通企画課
156	吉祥寺駅周辺自転車等適正利用懇談会の書面開催	書面にて報告	10月14日発送		■		委員40名	—	交通企画課
157	武蔵野市自転車等駐車対策協議会の書面開催	書面にて開催 ①令和元年度第5回、②令和2年度第1回	①3月23日～30日 ②10月16日～30日	■	■		①13名出席（委員15名） ②14名出席（委員15名）	—	交通企画課
158	「住まいのなんでも相談」を原則延期（緊急性の高い場合は除く）		4月10日～5月27日（毎週木曜日）延期		■	■	—	—	住宅対策課
159	福祉型住宅の茶話会、アクティビティ休止	入居者同士の交流を図るため月1回開催している茶話会やコーラス等の催しを休止。10月からは換気、手指消毒、検温を徹底し、飲食を伴わない内容で再開。	4月1日～9月30日休止 12月1日～再休止		■	■	—	再開、中止を決定する明確な基準の設定が困難であること	住宅対策課
160	浄水場見学会の受入中止	浄水場見学会の受入を中止し、代替措置として浄水場見学動画の利用を推奨。	3月26日～中止	■	■	■	—	—	水道部総務課
161	土曜学校、むさしのサイエンスフェスタほか生涯学習講座等の一部を中止または延期	①むさしのサイエンスフェスタ中止 ②土曜学校中止（サイエンスクラブ、日本歯医生命科学大学バイオ実験教室、亜細亜大学経営学教室、成蹊大学ロボット教室、武蔵野大学リズム道場、ことば探検隊、東京女子大学パイオルガン探検隊） ③土曜学校実施（ピタゴラスクラブII、世界を知る会、世界を知る会ジュニア）	①11月3日 ②6月～11月 ③10月～12月		■	■	③ピタゴラスクラブII 101名（4回） 世界を知る会 94名 (オンラインで5日間) 世界を知る会ジュニア 40名（2日間）	コロナ禍でも実施できる形の検討	生涯学習スポーツ課
162	武蔵野市民芸術文化講座及び自主事業を一部中止または延期	芸術文化講座は中止、自主イベント及び市民文化祭は日数を絞って開催	自主イベント実施（9月4日～6日）、市民文化祭実施（9月20日）		■		市民文化祭：全16演目（358名）	市民芸術の体験及び発表の機会が減少する懸念あり	生涯学習スポーツ課
163	社会教育関係団体の更新期限を1か月延長		4月30日～5月29日に延長		■		—	—	生涯学習スポーツ課
164	16ミリ機械検定を延期	通常6月実施→8月12日実施に変更	6月中止		■		検定結果：合格10台、不合格1台	—	生涯学習スポーツ課
165	令和2年度成人式「未来をひらくはたちのつどい」、2回入替制で実施を決定(→中止)	HP及びプレス発表 (※令和3年1月4日に中止決定)	9月25日公表 令和3年1月11日実施予定(→中止)		■		—	コロナ禍でも実施できる形の検討	生涯学習スポーツ課
166	五大学共同事業の一部WEB実施または中止	寄付講座・共同講演会…武蔵野大学・亜細亜大学におけるWEB実施。他大学は中止。共同教養講座は全大学中止。正規科目は亜細亜大学は全期受入れ、成蹊は後期受入れ、日本歯医生命科学大学、武蔵野大学は中止。	武蔵野大学(寄付講座)：9月25～、(共同講演会)10月8日、亜細亜大学(寄付講座)：10月5日～、(共同講演会)10月14日すべてWEB実施		■	■	—	各大学が構内入場禁止とする中での、各大学における市民対象事業の実施方法の検討	生涯学習スポーツ課

【イベント、会議等の中止・延期・方法の変更】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
167	武蔵野市ロードレース2020中止		3月8日中止	■			申込人数…858名	コロナ禍でも実施できる形の検討	生涯学習 スポーツ 課
168	臨時市民スポーツデーの実施		3月26日、27日、30日、31日	■			4日間×市立小学校12校=のべ48カ所 参加者2,631名	—	生涯学習 スポーツ 課
169	市民スポーツデー中止	感染防止対策を実施したうえで校庭のみ再開 ※9月20日～校庭のみ再開、12月20日から体育館再開	4月19日、5月17日、6月21日中止	■	■	■	新型コロナウイルス感染症対策を行って9月から再開。	—	生涯学習 スポーツ 課
170	ファミリースポーツフェア2020中止		4月29日中止	■			—	コロナ禍でも実施できる形の検討	生涯学習 スポーツ 課
171	アクアスロン大会の中止		9月12日中止		■		—	コロナ禍でも実施できる形の検討	生涯学習 スポーツ 課
172	第35回市民スポーツフェスティバル及び第72回市民体育祭総合開会式の中止決定		10月11日中止		■		—	コロナ禍でも実施できる形の検討	生涯学習 スポーツ 課
173	武蔵野ふるさと歴史館 企画展 関連講演会のWEB開催	9月14日～30日にオンラインで令和2年度 第2回企画展「武蔵野の地名」関連講演会「武蔵野台地の地名から学ぶ」を開催	9月14日～30日		■		9月14日～30日に令和2年度 第2回企画展「武蔵野の地名」関連講演会「武蔵野台地の地名から学ぶ」をYoutubeでオンライン開催、207名が視聴	—	生涯学習 スポーツ 課
174	映画会、おはなし会、どっきんどようびなどのイベントの一時中止	各種イベントは9月まで中止。10月からは実施方法、人数等を見直し再開。	3月～9月まで一時中止	■	■	■	中央図書館 参加 チェック表記入数 おはなし会：50（1月～記入開始） どっきんどようび：21 映画会：6 こどもまつり：19	—	図書館
175	としょかんこどもまつりを延期し、縮小して実施	例年7月末に10日間の予定を8月前半実施に変更 縮小して3館で開催各館1日ずつ実施	例年7月末実施を延期		■		—	—	図書館
176	「読書の動機づけ指導」のための学校訪問を中止	例年5～6月に行う学校訪問での実施は中止。 指導内容をDVDに収録し、各市立小学校へのDVD配布を10月に実施。	10月下旬に配布を実施		■		—	—	図書館

(11) 感染拡大防止対策

－令和2年の主な動き－

1月31日に開催した第1回対策本部会議において、市庁舎及び関連施設に対する感染防止対策の徹底が指示され、速やかに備蓄していた消毒液及びマスクの配付を行った。しかしながら、全国的な消毒液・マスクの供給不足により、新たな購入が困難な状況が続いた。その後、マスクや消毒液の供給不足は徐々に解消されてきたが、これまで1年間のマスク・消毒液の使用実績を踏まえて、今後の備蓄計画を改めて構築し、確実に実行していく必要がある。

一方、多くの市民や企業等よりマスク等の寄付を受け、必要とする施設等にて活用をすることができた。

5月のゴールデンウィーク期間中には、比較的人出が多いとされた吉祥寺地域において、市長をはじめとする市職員により、外出自粛を呼びかける巡回活動を東京都職員とともに連日実施した。

災害時の避難所における感染防止対策も新たな課題となり、マスク・消毒液やパーテーション等の資器材を新たに備蓄した。

そのほか、市民が行う各種申請等の手続の郵送対応や、申請期間を延長して来庁者を分散させる対応等、各部署において、できる限りの感染防止対策を実施した。

令和2年度は東京都知事選挙（7月）や国勢調査（10月）など、大規模な事業が予定されていたが、いずれも実施・運用方法を工夫し、感染防止対策を徹底したうえで、実施をすることができた。

市庁舎内については、当初、各部署にて透明のビニールシートを窓口等に取り付け、感染予防に努めていた。その後、すべての窓口に飛散防止パネルを設置し、職員間の感染を防止するために、事務机上にも飛散防止パネルを設置した。



窓口の飛沫防止対策



外出自粛の呼びかけ活動

【感染拡大防止対策】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
1	母子健康手帳郵送受付による特別対応の実施	緊急事態宣言期間中に母子保健手帳交付希望者には郵送で受付を行い対応を行う。	4月7日～緊急事態宣言解除まで		■		47件	—	健康課
2	ひとり暮らし高齢者調査の調査方法の変更	民生委員による訪問調査を郵送調査に変更の上実施。 未回答者へは、専門職による訪問調査を郵送調査に変更の上実施。回答頂けなかった方に対して、専門職による訪問調査を10～12月に実施。	①本調査（郵送調査） 4月20日～5月22日 ②未回答者調査（郵送調査） 6月1日～6月19日 ③専門職による訪問調査 10月19日～12月25日		■	■	①本調査 調査票回収数1,068人（回収率85.0%） ②未回答者調査（郵送調査） 調査票回収数982人（回収率44.5%） ③未回答者調査（訪問調査） 調査票回収数560人（回収率61.5%）	—	高齢者支援課
3	特定、後期健康診査一斉送付前発行	誕生日ごとに分けて送付していた受診票を希望者に対し早期発送を行った。	6月1日～30日		■		約1,600件	—	健康課
4	固定資産税情報の縦覧期間を1か月延長		6月1日～30日		■		—	—	資産税課
5	武藏野市勤労者互助会の窓口を休止し、電話およびメールでの対応に変更		4月13日～5月6日休止		■		—	—	産業振興課
6	庁内窓口用の手指消毒液、マスク配布等の対応	窓口に手指消毒液設置、窓口業務職員へマスク配布。当初備蓄（安全対策課備蓄分）はマスク約6万枚、消毒液約170ℓ。	2月3日～	■	■	■	マスク約135,000枚配布 消毒液約1,000ℓ配布	全国的なマスク・消毒液不足及び価格の高騰により、新たな入手が困難となった。配布実績を踏まえた計画的な備蓄体制の構築が必要。	安全対策課
7	土日祝日等の吉祥寺駅周辺における市民への外出自粛の呼び掛け巡回	吉祥寺駅周辺において、理事者・各部応援職員等により、市民への外出自粛の呼び掛け巡回を実施。※東京都職員参加5/2～5/6	4月17日～5月6日		■		全10回実施	より効果的な市民への注意喚起、啓発の方法の検討	安全対策課
8	市立小中学校の休業に伴う、ホワイトイーグル、市民安全パトロール隊による見守り体制の変更	ホワイトイーグルは、学校等施設への立ち寄り警戒を面会でなくインターほん越し等に行うなど接觸しない方法で実施。 市民安全パトロール隊は合同パトロールを中止し、個人でのパトロールを実施。例年小学校において実施する隊員紹介の中止。	3月3日～5月31日	■	■	■	—	感染症流行期におけるパトロール体制の在り方の検討。 小学校等におけるホワイトイーグルや市民安全パトロール隊員の直接的な交流ができない状況における活動の周知方法	安全対策課
9	ホワイトイーグル、ブルーキャップによる外出自粛等の放送・呼びかけの実施	ホワイトイーグルは外出自粛・感染防止啓発の放送をかけながらの市内巡回を実施。 ブルーキャップは、吉祥寺駅周辺の巡回時に外出自粛の呼びかけを実施。	ホワイトイーグル：4月6日～ ブルーキャップ：4月20日～5月25日	■	■	■	—	より効果的な市民への注意喚起、啓発の方法の検討	安全対策課
10	接待を伴う飲食店の従業員に対するPCR検査の実施	市内の接待を伴う飲食店の従業員を対象としたPCR検査を実施することを決定した。	12月～				検査実施は令和3年以降	—	安全対策課
11	避難所・一時滞在施設における感染症対策強化として衛生資器材の購入	第4号補正予算に計上し、避難所等で使用するマスク、消毒液、防護服、パーテーション等の衛生資器材を購入した。	6月10日			■	—	—	防災課
12	レモンキャップ事業向け手指消毒液を配布		4月10日、5月7日		■		—	—	高齢者支援課

【感染拡大防止対策】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)			実施時期※ ア イ ウ	実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
			ア	イ	ウ				
13	手話通訳者へのフェイスシールド、透明マスクの配布	市内で活動する登録手話通訳者の感染防止と安全確保を図るため、フェイスシールド及び透明マスクを配布した。	フェイスシールド7月、透明マスク 10月及び12月		■	フェイスシールド 40個 透明マスク 30個	—	障害者福祉課	
14	妊婦へのマスク配布（市独自・国配布）	①厚生労働省による妊婦用マスク配布の一時中断を受け、出産予定のかたの感染不安を軽減するため、市独自でマスクを郵送。 ・4月出産予定の妊婦へ郵送配布（4/30） ・5月以降出産予定の妊婦へ郵送配布（5/20） ②厚生労働省による妊婦用マスクを窓口及び郵送配布	①4月30日 5月20日（5月以降出産予定の方） ②6月～10月	■		①4月配布 83名（紙マスク3枚、ポリウレタンマスク1枚）、5月配布684名（ポリウレタンマスク2枚） ②6月～10月 布マスク2枚/月（窓口及び郵送配布）	—	健康課	
15	3～4か月児健康診査の個別（医療機関委託）実施	4月から保健センターにて行う集団健診を延期していたが、5月から個別健診として市内小児科医院において暫定的に実施。（令和3年3月まで）	5月8日～令和3年3月31日	■	■	約1,250件	・個別健診への変更に伴う委託料増加。 ・集団健診の再開時には三密を防ぐための健診回数の増や呼出し人数を調整。	健康課	
16	胃がんエックス線肺がんセット検診の受診勧奨通知の送付停止	例月申込開始に合わせて勧奨通知を送付していたものを停止	7月実施分以降停止	■	■	予定送付数：約10,000件	がん検診受診率が低下する（R2：645名前年比84.1%）	健康課	
17	国民健康保険及び国民年金に係る申請の一部郵送対応	加入申請、保険証・高齢者受給者証の再交付申請等の郵送対応を実施	4月13日～（国民年金はコロナ前から実施）	■	■	—	—	保険年金課	
18	国民健康保険高額療養費申請書の分割発送	窓口来訪者の分散を図るため、申請書を分割して発送	4月1日～5月31日	■	■	—	—	保険年金課	
19	国民健康保険限度額適用認定証一斉更新勧奨通知に返信用封筒を同封	郵送対応を行えるよう返信用封筒（郵送代市負担）を同封	6月1日～8月31日		■	—	—	保険年金課	
20	国民健康保険税督促状・催告書の発送延期	督促状の発送延期。催告書については期間中予定していた分について中止。	4月15日～5月25日	■		158件	—	保険年金課	
21	経済センサス調査員説明会で注意喚起		2月6日	■		—	—	総務課	
22	国勢調査を感染防止に配慮した調査方法にて実施	調査は「非接触」を原則とした実施方法とする。	8月27日～11月16日		■	・調査対象世帯とはインターネット越しに会話し、世帯への訪問回数も最小限とした。 ・調査員説明会を少人数多回数開催としたうえ、動画上映で実施した。 ・調査員への連絡はSNSを多用し来庁機会を減少させた。	回答率の低下が予測されたが、結果的には前回調査と同程度の回答率となった。	総務課	
23	庁舎各玄関（3か所）に来庁者向け手指消毒液を追加配備	1ℓ容器を設置した。	1月30日～	■	■	定期的に補充した。 ※累計164ℓ使用	—	管財課	
24	庁舎トイレ等の手洗い用液体せっけんの予備（約1年分）確保	54ℓ分を購入した。	2月12日～	■		定期的に補充した。	—	管財課	
25	庁舎デジタルサイネージを活用し、来庁者に向けた「感染予防啓発」を実施	厚生労働省が用意している啓発資料や、新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先の詳細を掲示した。	2月7日～	■	■	行政情報として、正面玄関、北玄関及び市民課待合スペースに掲示した。	—	管財課	

【感染拡大防止対策】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
26	布マスク寄付受付専用の箱の設置	市庁舎1階総合案内に布マスク寄付受付専用の箱を設置し、寄付受領の流れを簡略化した。寄付された布マスクは、市立小学校・市内児童養護施設等への提供等に活用した。	4月27日～12月28日		■	■	受領枚数2,436枚	—	管財課
27	非接触式体温計の市主催事業等への貸出し	市主催事業での体温測定用に非接触式体温計を購入し、庁内に貸出した。	7月6日～		■		購入：6台 (内2台はサーモグラフィーカメラの付属品として貸出)	今後、貸出状況に応じて追加購入を検討する。	管財課
28	飛沫感染防止パネルの市主催事業等への貸出	市主催事業等への貸出用に飛沫感染防止パネル10台を購入し、庁内に貸出した。	8月24日～		■		各課必要に応じ使用している。	今後、貸出状況に応じて追加購入を検討する。	管財課
29	サーモグラフィーカメラの市主催事業等への貸出	市所管施設及び市主催事業への貸出用にサーモグラフィーカメラを1台購入した。また、運用ガイドラインを策定し、庁内に周知の上で運用開始した。	運用ガイドライン策定：9月15日 運用開始：10月1日		■		市主催の会議、研修会、イベント、市立小学校運動会等での使用のため庁内に貸出した。	今後、貸出状況に応じて追加購入を検討する。	管財課
30	新築家屋の調査方法の変更	固定資産税・都市計画税の評価額を算定するための家屋調査について、極力所有者との接触を避けるため、訪問調査を原則実施せず、図面資料を郵送してもらうこととした。なお、所有者が希望する場合は、距離を保ったうえ、来庁・訪問で対応しているが、所有者建物内に入ることを控えている。	8月1日～		■			—	資産税課
31	専門相談を電話相談で対応		4月8日～	■	■		法律相談120件、税務相談97件、年金・社会保険・労務相談6件、交通事故相談5件	対面相談の再開時期 (税務相談)	市民活動推進課
32	市民窓口の来庁者向け感染防止対策	来庁者が適切な距離を保って座れるよう、待合の椅子について一部の席を使用禁止とした。来庁者が途切れた折に消毒用アルコールで待合の筆記用具やカウンター等を消毒。	待合席の一部使用禁止：4月～ 消毒：新型コロナが問題となる以前より行っている。	■	■		—	—	市民課
33	ムーバスの平日における休日ダイヤ導入	6月1日～通常ダイヤで運行	4月13日～5月31日	■	■		—	—	交通企画課
34	ムーバスの「境南西循環」の運行ダイヤの改正	20分間隔から15分間隔に改正	9月16日～		■		—	—	交通企画課
35	窓口対応記録票の作成	窓口対応記録票（住所、氏名、連絡先、相談内容、対応した職員名を記載）を作成し、来庁者に記帳を依頼	4月～	■	■	■	—	—	道路管理課
36	福祉型住宅の募集延期及び申込み方法の変更	福祉型住宅の5月募集を6月に延期。従前の期間中に直接申し込む方法から、事前に電話による来庁予約をしたうえで、人数を調整して個別面談による申込みを実施。面談時には手指消毒及び検温を行い、申込者と職員の間にアクリル板を設置、1組終了ごとに机椅子等の消毒を実施。	①高齢者向け6月募集受付：6月3日～5日 面談：6月10日～11日 ②高齢者向け11月募集 受付：11月4日～6日 面談：11月11日～12日			■	①申込者：32名 ②申込者：29名	募集の延期を決定する明確な基準の設定が困難であること	住宅対策課
37	市税等収納窓口の時間短縮	市庁舎1階市税等収納窓口を午前9時から午後3時までとした。（午前8時30分から9時、正午から午後1時、3時から5時まで窓口を閉鎖）	4月13日～5月25日		■		—	納税者（納付者）の利便性の低下	会計課

【感染拡大防止対策】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
38	東京武蔵野シティFCオフィシャルスポンサー環境管理センターからマスク1万枚の寄付の寄贈式		5月7日		■		—	—	生涯学習 スポーツ 課
39	東京武蔵野シティFCオフィシャルスポンサー明治安田生命保険（相）武蔵野支社からの寄付金の寄贈式		7月30日			■	—	—	生涯学習 スポーツ 課
40	東京都知事選挙投開票	投票所内で消毒液や飛沫防止シートの設置等、開票所内での従事者の削減等の感染症対策を実施	6月19日～7月5日		■		投票所23か所、期日前投票所3か所 開票所1か所	—	選挙管理 委員会事務局
41	職員間の感染を防止するため、机上に飛沫防止パネルの配布・設置（マスクを外さざるを得ない食事の際などのリスク低減を目的とする）		12月21日			■	—	—	人事課
42	本庁舎等の受付カウンターに飛沫感染防止パネルを設置	当初は、各課が必要に応じて受付カウンター上に感染予防透明シートを設置していたが、飛沫感染防止パネルを本庁舎等のすべてのカウンターに新たに設置した。どのカウンターでも使用できるよう、高さのあるパネル（高さ900mm）を設置した。	8月17日～			■	193台配置した。	今後、必要に応じて追加購入を検討する。	管財課

(12)議会

－令和2年の主な動き－

議会の運営については、感染防止対策の徹底と共に、新たな運営方法の試みが行われた。

3月の予算特別委員会における審査日程の短縮、定例会・臨時会・委員会開催にあたり様々な感染防止対策の徹底を行った。

4月の緊急事態宣言発出以降、「新型コロナウイルスに関する市議会の対応方針」を2度にわたり決定し、対応方針のもと、議員の登庁自粛を求めるなど市議会での感染拡大防止を徹底した。また、議会基本条例に則り、執行部と議会との情報共有を行ながら、3回の臨時会を含め遗漏なく議会を運営した。対応方針に加え、「武藏野市議会議員の新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応等について」を決定するなど市議会として、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めた。

3密回避のために本会議場の傍聴席については、なるべく離れて着席するようお願いするほか、委員会室の傍聴席については半数程度に制限したが、6月定例会中の常任委員会・外環道路特別委員会では、特例的にインターネット中継を実施することで委員会の公開性を確保することができた。その後、令和2年度中はすべての常任委員会・外環道路特別委員会についてインターネット中継を実施することとした。

行政視察を受け入れも含めて中止し、オンライン視察を試行した。また、傍聴に係る託児の受付は中止した。



オンライン視察の試行



議場における飛沫防止パネル

【議会】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
1	本会議（3月2日）の開議時刻を午前10時から午後1時に変更	議会運営委員会（2月28日）で決定。執行部より、国の学校休業要請を受け3日より市立小・中学校を休業することについて報告があり、3月2日の午前はさまざまな事務作業や協議が日々発生すると考えられるため、本会議本会議（3月2日）の開議時刻を午前10時から午後1時に変更していただきたい旨の要請があったため。	3月2日	■			—	—	議会事務局
2	予算特別委員会は3月13日の日程を中止し、審議日数を短縮	審査日数を5日間から4日間に短縮	3月13日中止	■			—	—	議会事務局
3	各会派代表者会議の開催		4月3日、8日、5月7日、29日	■	■	■	—	—	議会事務局
4	行政視察受入れの中止		2月～中止	■	■	■	—	—	議会事務局
5	各会派代表者会議にて各議員に対し、閉会中の不要不急の登庁の自粛を要請		4月3日	■	■		—	—	議会事務局
6	正副議長、議会運営委員会正副委員長及び議会事務局職員でオンライン会議を適宜行い、情報共有・課題検討を行った		4月7日～		■		—	—	議会事務局
7	議長の登庁を原則週1回とし、また正副議長の同席を避け会議運営等を実施		4月13日～5月25日		■		—	—	議会事務局
8	緊急事態宣言中の委員会及び議会運営委員会（5/8）の傍聴を遠慮いただく		5月8日～25日		■		—	—	議会事務局
9	5月の閉会中の委員会は、付託事件がある場合は開催し、不要不急の行政報告は行わないよう執行部に申し入れ		5月		■		—	—	議会事務局
10	市議会臨時会の開催		第1回：5月8日、第2回：5月20日、第3回：7月21日		■	■	・補正予算（第1回）専決の承認及び補正予算（第2回）の可決 ・補正予算（第3回）の可決、市税条例の改正 ・補正予算（第5回）の専決の承認及び補正予算（第6回）の可決	—	議会事務局
11	本会議、臨時会開催に伴う感染防止対策の実施	本会議傍聴にあたっての注意喚起の貼り紙を貼付。 本会議中の本会議場の各扉を常時開放。 執行部側の出席を最低限とし、該当する案件が終了したら退席を可とした。 本会議及び委員会の議事説明員について、最小限とし、委員会中の入退場も可とした。 臨時会開催にあたり、執行部側の3密を避けるため、理事者等の座席の配置を一席毎に離して配置。 臨時会開催にあたり、本会議場前の傍聴受付窓口の飛沫防御対策を行った。	3月～	■	■	■	令和2年第1回定例会（3月2日～26日）、第1回臨時会（5月8日）、第2回臨時会（5月20日）、第2回定例会（6月9日～25日）、第3回臨時会（7月21日）、第3回定例会（9月2日～29日）、第4回定例会（12月2日～16日）	—	議会事務局

【議会】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
12	委員会開催に伴う感染防止対策の実施	委員会室の窓及びドアの常時開放。会派控室前及び委員会室前のソファーの利用を遠慮いただくよう貼り紙を貼付。委員会室の傍聴席を半数程度とし、距離を置いて席を配置。	5月～		■	■	—	—	議会事務局
13	6月定例会の日程を変更し、議決事件を前半とし、一般質問を後半とした		6月		■		—	—	議会事務局
14	6月定例会中の常任委員会及び外環道路特別委員会について、特例的にインターネット中継を行う		6月		■		傍聴者席を半数程度に減席したが、インターネット中継を行ったことで委員会の公開性を担保できた。また、説明員を最低限とすることができた。	—	議会事務局
15	傍聴に係る託児の受け入れを中止		6月9日～中止		■			—	議会事務局
16	常任委員会の行政視察を中止し、一部オンライン視察を実施	中止した行政視察に代わり、一部委員会でオンラインでの行政視察を実施	6月4日～視察中止 10月8日オンライン行政視察		■		文教委員会によるオンライン視察。熊本県熊本市教育センター	—	議会事務局
17	新型コロナウィルスに関する市議会の対応方針について等を決定	武蔵野市新型コロナウィルス感染症対策本部設置期間中における市議会の対応方針を決定（4月～6月）（7月以降の武蔵野市新型コロナウィルス感染症対策本部設置期間中）議員の新型コロナウィルス感染症拡大防止に係る対応等についてを決定	4月8日各会派代表者会議 6月25日議会運営委員会 7月6日議会運営委員会 7月16日議会運営委員会 8月3日議会運営委員会 8月21日各会派代表者会議	■	■	■	—	—	議会事務局
18	令和2年度中の常任委員会及び外環道路特別委員会インターネット中継を実施		8月18日～		■		傍聴者席を半数程度の減席したが、インターネット中継を行ったことで委員会の公開性を担保できた。また、説明員を最低限とすることができた。	—	議会事務局
19	令和3年賀詞交歓会の中止を決定	市長、武蔵野市商工会議所、武蔵野市商店会連合会及び議会の4者共催の賀詞交歓会を中止決定し、参加予定者に周知	1月7日中止 (決定は10月22日、周知は12月3日付け)		■		—	—	議会事務局

(13)組織体制

－令和2年の主な動き－

職員が感染した場合、業務遂行が困難となり、市民生活に影響がでることを避けるため、緊急事態宣言発出後から解除までの期間、各職場の職員を原則2班編成として勤務を行う、交代制在宅勤務を臨時的に実施した。

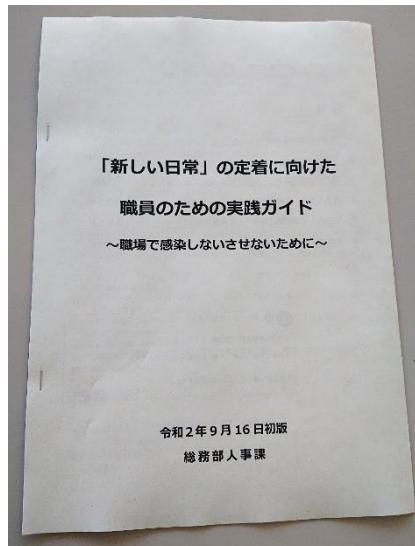
また、公共交通機関を使用する職員の時差勤務を奨励し、時差勤務における勤務パターンも臨時的に拡大した。

併せて、通勤・勤務中の感染防止対策や、職員の体調管理・感染した場合の対応などをまとめた「「新しい日常」の定着に向けた職員のための実践ガイド～職場で感染しないさせないために～」を作成し、全職員に徹底するよう指示をした。

令和2年10月には、「新型コロナウイルス感染症業務継続計画（BCP）」を新たに作成し、職員体制の維持、安全な職場環境、継続業務の選択等についての計画をとりまとめた。

会議を容易に開催することができない状況のなか、各部に専用タブレットを配布し、多くの部署にてオンラインによる会議等を実施することができた。

また、これまでに経験のない事態に対する対応の記録として、新型コロナウイルス感染症関連の公文書については、経過や意思決定に至る過程を明らかにし、適切に保存するよう全庁的に指示を行った。



「新しい日常」の定着に向けた職員のための実践ガイド



オンラインによる打ち合わせ

【組織体制】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
1	職員に対し、手洗いや咳エチケット等の徹底や、定期的な職場換気、机等の消毒を指示	職員に対し、手洗いや咳エチケット等の徹底や定期的な職場換気、机等の消毒を指示	2月21日 3月3日 3月16日延長指示	■			—	—	人事課
2	ホワイトイーグル、ブルーキャップの二交代制勤務の実施	パトロール体制を変更し、感染防止対策を行いつつ業務を継続した。	4月13日～5月25日		■		—	パトロール体制の縮小	安全対策課
3	特別定額給付金事業を実施するための職の設置、担当職員の配置	4月23日付け企画調整課に特別定額給付金（仮称）事業担当係長及び主査（特別定額給付金（仮称）事業担当）の職を設置し、4名の担当職員を兼務で配置した。 5月11日付け特別定額給付金事業担当課長の職を設置（企画調整課長兼務）し、新たに特別定額給付金事業担当係長及び主査（特別定額給付金事業担当）の職を設置。新たに9名の担当職員を兼務で配置した（4月23日付け設置した担当係長及び主査の職を廃止）。	4月23日、5月11日		■	■	総合政策部企画調整課、資産活用課の職員に加え、全庁各課から応援職員を募り、6月中旬までに52名の職員が業務に携わった。	—	企画調整課
4	業務継続調査を実施	各課の業務のうち、市民の生命、生活及び財産の保護並びに都市機能の維持等のために継続しなければならない業務を把握するため、全庁宛に調査を実施した。	3月31日	■			調査結果をとりまとめ、4月7日付けの新型コロナウイルス対策本部にて報告	—	総務課
5	保存文書廃棄及び文書引継ぎの実施を延期	例年春に実施している文書廃棄及び引継ぎについて、交代制在宅勤務の実施に伴い準備期間が取れなかったことから、延期して実施した。	8月1日、10月22日（廃棄） 9月17日～10月16日（引継ぎ）		■		—	—	総務課
6	新型コロナウイルス感染症に関する文書等の適切な取扱いについて指示	新型コロナウイルス感染症に関する文書の作成においては、経過・意思決定に至る過程を明らかにするよう指示した。	5月25日		■				総務課
7	新型コロナウイルス感染症対策業務継続計画（B C P）を策定	新型コロナウイルス感染症対策業務継続計画（B C P）策定部会を設置し検討を行った。職員体制の維持、安全な職場環境、継続業務の選択などの対応策について記載した。	部会の設置：7月15日 策定：10月16日			■	10月21日付けの新型コロナウイルス対策本部にて報告	各課の非常時優先業務一覧は、令和2年度末までとなっているため、今後の感染の状況によっては令和3年度の優先業務の選定依頼を行う必要がある可能性がある。	総務課
8	令和2年度中の市議会各委員会における執行部の対応について周知	市議会各委員会のインターネット中継実施に伴い、執行部側の出席者を最小限とすること等を全庁向けに周知	8月19日、11月9日（再周知）		■		—	—	総務課
9	公共交通機関を利用する職員に時差勤務を奨励	公共交通機関を利用する職員に時差勤務を奨励	2月21日	■			—	—	人事課
10	職員に感染が疑われる場合の出勤自粛の要請	職員に感染が疑われる場合の出勤自粛の要請	2月21日	■			—	—	人事課
11	市立小中学校、文化施設等の休業に伴う職員の給与の取扱いについて周知	市立小中学校、文化施設等の休業に伴う職員の勤務及び給与・休業手当の取扱いについて周知	3月3日	■			—	—	人事課

【組織体制】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
12	時差勤務における勤務パターンの臨時の拡大	時差勤務における勤務パターンの臨時の拡大	3月5日～17日 4月7日延長指示	■	■		—	—	人事課
13	新型コロナウイルス感染症に係る職免とする事由および振替休暇の取扱いについて周知	新型コロナウイルス感染症に係る職免とする事由および振替休暇の取扱いについて周知	3月5日 4月10日、6月2日	■			—	今後も、新型コロナウイルス感染症の感染状況や国・都等の動向等を踏まえて、適宜取扱いの変更等を検討する。	人事課
14	職員の海外渡航の自粛等について周知	職員の海外渡航の自粛等について周知	3月19日 4月7日延長指示	■	■		—	—	人事課
15	職員の歓送迎会の自粛について事務連絡を発出	職員の歓送迎会の自粛について事務連絡を発出	3月26日 4月7日延長指示	■	■		—	—	人事課
16	職員等の健康状態にかかる報告について指示	職員等に新型コロナウイルス感染症と疑われる症状が見られた場合、人事課へ健康状態にかかる報告をするよう指示	4月6日		■		—	—	人事課
17	緊急事態宣言に伴う交代制在宅勤務の臨時の実施	実施可能な職場において各職場の職員を2班編成とし、交代制在宅勤務を臨時に実施。緊急事態宣言解除に伴い終了を指示。	4月8日 4月27日延長指示 5月25日終了指示		■		交代制在宅勤務の実施割合：最大約40%	—	人事課
18	財政援助出資団体職員の健康状態の把握及び報告について所管の所属長に指示	財政援助出資団体職員の健康状態の把握及び報告について所管の所属長に指示	4月10日		■		—	—	人事課
19	新型コロナウイルス消毒作業準備	新型コロナウイルス消毒作業準備	4月16日	■			新型コロナウイルス消毒作業5件実施	—	人事課
20	新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る職員の対応についての庁達を発出	新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る職員の対応についての庁達を発出	4月21日		■		—	—	人事課
21	所属職員の新型コロナウイルス感染症にかかる報告の方法及び情報の取扱いについて指示	所属職員の新型コロナウイルス感染症にかかる報告の方法及び情報の取扱いについて指示	4月13日 4月24日		■		—	—	人事課
22	妊娠中の女性職員への配慮について所属長へ周知	妊娠中の女性職員への配慮（男女雇用機会均等法に基づく健康管理上の措置）について所属長へ周知	5月25日		■		—	—	人事課
23	クールビズ期間中の職員のマスク着用の取扱いについて周知	熱中症予防のため、職員のマスク着用の取扱いについて指示した。	6月16日		■		—	—	人事課
24	昼食中の会話及び職員同士の会食の自粛について指示	昼食中の会話及び職員同士の会食の自粛について指示	7月13日		■		—	—	人事課
25	発熱等の風邪症状がみられる職員の医療機関の受診について指示	発熱等の風邪症状がみられる場合は、早期に医療機関を受診するよう指示し、休暇制度等について周知した。	7月28日		■		—	—	人事課
26	『「新しい日常」の定着に向けた職員のための実践ガイド～職場で感染しないさせないために～』を作成・周知	勤務中や通勤時における対策や職員の体調管理・感染した場合の対応等をまとめ、周知した。	9月16日		■		—	—	人事課
27	年末年始の人の流れの分散に寄与するため年末年始前後の休暇取得を奨励	年末年始の人の流れの分散に寄与するため年末年始前後の休暇取得を奨励	12月3日		■		—	—	人事課

【組織体制】

対象期間：令和2年1月～12月

(※) 実施時期 ア：令和2年1月～4月6日（緊急事態宣言前）イ：4月7日～5月25日（緊急事態宣言期間中）ウ：5月26日～12月31日（緊急事態宣言解除後）

	対応の名称	対応の内容（概要）	実施日/実施期間等 (令和2年)	実施時期※			実績 (令和2年12月31日時点)	課題等	主な 担当課
				ア	イ	ウ			
28	年末年始における職員の新型コロナウイルス感染症情報の報告等の対応方法について指示	年末年始における職員の新型コロナウイルス感染症情報の報告等の対応方法について指示	12月24日			■	—	—	人事課
29	Web会議システムの試行実施	各部庶務担当部署へWeb会議用タブレットを3台配布し、運用開始	6月1日～			■	端末の利用実績（全庁） 6月～12月合計：1,079回	—	情報管理課
30	本庁舎内食堂・喫茶の休業期間（4/6～5/29）中、食堂を職員の昼食場所として開放	正午から午後2時まで開放。	4月13日～5月25日		■		必要に応じて職員が使用した。	—	管財課
31	例月現金出納検査の実施方法の変更	対面での説明聴取を書面審査に変更するなど	4月1日～5月25日		■		1回	—	監査委員事務局
32	定期監査の実施方法の変更	対面での説明聴取を書面審査に変更するなど	4月1日～5月25日		■		2回	—	監査委員事務局
33	例月現金出納検査の実施方法の変更	対面での説明聴取の際、飛沫感染防止パネルの設置、出席人数を最小限にする、換気を行う、3密を避けるため収容人数の多い会議室での実施など	5月26日～			■	8回	—	監査委員事務局
34	決算審査の実施方法の変更	3密を避けるため収容人数の多い会議室で説明聴取を実施など	7月22日～7月31日			■	18回	—	監査委員事務局

5 資料編

資料1 新型コロナウイルス感染症対策本部会議の記録(令和2年1月～12月)

資料2 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言(令和2年4月7日)

資料3 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等
(令和2年4月10日)

資料4 武蔵野市内における感染者の公表の考え方(第3版)

資料5 武蔵野市公共施設等の再開に関するガイドライン(令和2年10月1日第6版)

資料6 「武蔵野市公共施設等の再開に関するガイドライン」に基づく施設利用基準
(令和2年6月)

資料7 武蔵野市新型インフルエンザ等対策本部条例
武蔵野市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則

資料8 武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員・事務局名簿
(令和2年12月31日現在)

資料1 新型コロナウイルス感染症対策本部会議の記録（令和2年1月～12月）

【特措法】…新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条に基づく対策本部

会議名	開催日	内容
第1回対策本部会議	1月31日(金) 16時45分～17時15分	<p>【本部長指示事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 情報収集の継続（各部） 感染拡大防止のための取り組み徹底について（各部） 市の窓口及び施設における案内掲示及びマスクと手指消毒液の配布について（防災安全部、健康福祉部） 関係機関、関係団体との情報共有について（各部） 行事やイベントの開催の可否について（各部）
第2回対策本部会議	2月5日(水) 13時～13時50分	<p>【本部長指示事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 市役所及び関連施設における感染防止対策の徹底（各部） 市民への情報提供の充実（各部）
第3回対策本部会議	2月14日(金) 14時30分～15時05分	<p>【本部長指示事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 教育現場における中国からの帰国者に対する人権の配慮について（教育部） 手洗いによる感染予防及びハンドドライヤーの不使用の徹底について（各部）
第1回運営部会会議	2月20日(木) 14時～15時15分	<p>【協議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 区市町村における対策本部等設置状況について（防災安全部） イベントの開催可否について（各部）
第4回対策本部会議	2月25日(火) 16時30分～17時15分	<p>【本部長指示事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 3月17日(火)までのイベント等の原則中止または延期について（各部）
第5回対策本部会議	2月28日(金) 8時30分～9時20分	<p>【決定事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 市立小中学校の休業（3/3～3/25）について（教育部）
第6回対策本部会議	2月28日(金) 12時～12時30分	<p>【決定事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 市内各施設の対応について（各部）
第7回対策本部会議	2月28日(金) 18時～19時	<p>【決定事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 図書館の閉館について（教育部） 市報におけるイベント開催などの中止情報の掲載について（総合政策部） 桜まつりのポスター表彰の延期について（市民部） 内部研修会の延期について（環境部）
第8回対策本部会議	3月2日(月) 8時45分～9時20分	<p>【決定事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 学童の対応について（子ども家庭部）
第9回対策本部会議	3月3日(火) 13時30分～14時	<p>【決定事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 母子保健事業について（健康福祉部） 公の施設のキャンセルに伴う使用料全額免除について（市民部） 職員の感染予防策の徹底について（総務部）
第2回運営部会会議	3月10日(火) 11時～12時15分	<p>【協議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> マスクの配布について（防災安全部） 中小企業支援について（市民部） シルバーパートナーの減収について（健康福祉部） 職員が罹患した場合の対応について（総務部） 第10回対策本部会議の論点整理について（各部）
第10回対策本部会議	3月11日(水) 14時～15時10分	<p>【決定事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 市立小中学校の対応について（教育部） 市主催事業の取り扱いについて（各部） 各図書館の休館延長及び市内児童生徒に限定した予約図書の貸出業務について（教育部） 体育施設の休館及び休場の延長について（教育部） 文化施設の自主事業中止措置の延長及び吉祥寺シアターカフェの再開について（市民部） コミュニティセンター等の施設の休館延長について（市民部） 子ども関連施設の休館延長について（子ども家庭部） プレーパーク事業の再開について（子ども家庭部） 市制度融資における利子補給率のかさ上げについて（市民部） 社会福祉施設等の休止延長について（健康福祉部） 介護事業所及び障害者福祉事業所へのマスクの配布について（健康福祉部）
正副本部長及び関係本部員協議	3月13日(金) 11時～12時15分	<p>【決定事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 学童クラブの特別措置等について（子ども家庭部） 感染防止用備品等について（健康福祉部・子ども家庭部） 認可保育施設4月入所者の育児休業復職日、就労開始日の取り扱い変更について（子ども家庭部）
第11回対策本部会議	3月19日(木) 11時～12時05分	<p>【決定事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 「小・中学生限定 臨時市民スポーツデー」の実施について（教育部） 市立小・中学校の新学期の体制について（教育部） 市主催事業の中止又は延期措置の延長について（各部） 文化施設・体育施設等の対応について（各部） 公設学童クラブ4月入会児童保護者の育児休業復職日、就労開始日の取り扱い変更について（子ども家庭部） 0123施設の再開について（子ども家庭部） 社会福祉施設の対応について（健康福祉部） 中小規模事業者支援対策について（市民部） マスク・手指消毒液について（防災安全部）

会議名	開催日	内容
第12回対策本部会議	3月24日(火) 11時～12時	<p>【決定事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道料金・下水道料金の支払い猶予について（水道部） 2 乳幼児健康診査の実施について（健康福祉部） 3 学校施設開放事業について（教育部）
第13回対策本部会議	3月30日(月) 17時20分～18時30分	<p>【決定事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 文化施設・体育施設等の対応について（市民部・教育部） 2 学童の特別措置の延長について（子ども家庭部） 3 地域子ども館あそべの休止延長について（子ども家庭部） 4 プレーパーク事業の中止について（子ども家庭部） 5 三鷹駅北口に設置する喫煙トレーラーハウスの運用開始の中止について（環境部）
第14回対策本部会議	4月2日(木) 11時～12時	<p>【決定事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市主催事業（イベント）の対応について（各部） 2 文化施設・体育施設等の対応について（市民部・教育部） 3 市立小中学校の対応について（教育部） 4 学童クラブ等の対応について（子ども家庭部） 5 社会福祉施設について（健康福祉部） 6 市ホームページにおける都が公表した市内感染者数の掲載について（防災安全部）
第1回緊急対策本部会議	4月4日(土) 10時～11時50分 15時～16時	<p>【決定事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校の臨時休業について（教育部） 2 小学生の居場所の確保（学童クラブ利用児童を含む）について（子ども家庭部） 3 学童クラブについて（子ども家庭部） 4 市立小中学校教職員に感染防止用マスクを配布することについて（教育部）
第15回対策本部会議	4月6日(月) 14時～15時	<p>【決定事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「緊急事態宣言」が発令された場合の市民への周知及び広報について（防災安全部） 2 保育園及び学童クラブについて（子ども家庭部） 3 健康福祉部が所管する市民の生命・生活の維持のために必要な事業について（健康福祉部） 4 市民活動推進課が所管する各種相談業務（法律相談等）について（市民部） 5 憲法月間行事の中止について（市民部） 6 各コミュニティ協議会が行う住民総会の開催方法検討の依頼について（市民部） 7 文化施設の予約受付について（市民部） 8 秋までの国内外の交流事業の延期検討について（市民部）
第16回対策本部会議	4月7日(火) 14時～15時30分	<p>【決定事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学童クラブの臨時休所について（子ども家庭部） 2 武蔵野市役所の体制（B C P）について（総合政策部） 3 市政資料コーナーについて（市民部）
第17回対策本部会議 【特措法】	4月8日(水) 14時～15時05分	<p>【決定事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急事態宣言発令に伴う市民への広報強化について（総合政策部） 2 中央市政センターの夜間窓口及び休日開庁の中止について（市民部） 3 ムーバスの運行について（都市整備部） 4 武蔵野赤十字病院への備蓄防護服、マスクの貸与について（健康福祉部） 5 窓口での感染防止の強化策の検討、実施について（財務部） 6 全庁に関わる業務の執行等について（総合政策部） 7 コミュニティセンターの予約受付業務について（市民部） 8 保育園の方針について（子ども家庭部） 9 緊急事態宣言発令に伴う認可保育所等の対応について（子ども家庭部）
第3回運営部会会議	4月9日(木) 14時～15時	<p>【決定事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会議室の臨時使用について（財務部） 2 取材等に対する市の方針について（総合政策部・防災安全部） 3 対策本部に関する業務の整理について（総合政策部） 4 職員または同居の家族等が感染、もしくは感染の疑いがある場合について（総務部）
第18回対策本部会議 【特措法】	4月10日(金) 15時～16時	<p>【決定事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急事態宣言中の外出自粛を周知する横断幕について（防災安全部） 2 緊急事態措置による市の施設の対応について（各部） 3 国が妊娠に対して布マスクを月に2枚配布する事業について（健康福祉部） 4 国実施「生活支援臨時給付金（仮称）事業」について（総合政策部） 5 緊急事態宣言中の子どもも関連施設、福祉施設、その他の施設への取材対応について（各部） 6 職員または同居の家族等が感染、もしくは感染の疑いがある場合について（総務部） 7 緊急事態措置期間中の入札・契約事務手続きについて（財務部） 8 4月13日（月）以降の市役所1階収納窓口の業務時間について（会計課）
第19回対策本部会議 【特措法】	4月13日(月) 15時～15時50分	<p>【決定事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 吉祥寺駅周辺での市職員等による外出自粛呼びかけについて（防災安全部） 2 武蔵川公園のドッグランの中止について（都市整備部） 3 オンライン会議の試行的実施等について（総務部） 4 市職員の昼食、休憩時の感染防止の徹底について（総務部） <p>【報告事項】</p> <p>むさしのジャンボリー、ハバロフスク自然交流使節団派遣、鳥取県家族ふれあい自然体験、むさしのサイエンスフェスタ2020の中止について（子ども家庭部・教育部）</p>

会議名	開催日	内容
第20回対策本部会議 【特措法】	4月17日(金) 14時～15時	<p>【決定事項】 新型コロナウイルス感染症対策本部の下に「経済対策等調整部会」を設置し、経済支援と生活支援の検討を進めることについて（総合政策部）</p> <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 職員に感染者又はその疑いがある者が発生した場合の、報告・連絡体制について（総務部） 市民税・都民税、法人市民税の申告・納期限を延長することについて（財務部） 中央市政センターの臨時閉鎖について（市民部） 市民等への外出自粛を要請するための職員等による巡回及び呼びかけについて（防災安全部） 国が実施する「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」について（子ども家庭部） 地域子ども館「あそべえ」の休止について（子ども家庭部） ベビーカー貸し出しサービス「ベビ吉」の休止について（子ども家庭部） 各議員からの情報等について（議会事務局） 健康課各事業の対応について（健康福祉部） 新型コロナウイルス感染症に関するFAQのホームページへの掲載について（総合政策部） HOP事業の中止について（都市整備部） レモンキヤブの4月20日(月)以降の特例運行について（健康福祉部）
第21回対策本部会議 【特措法】	4月20日(月) 15時～15時30分	<p>【決定事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 市内公園（市立・都立）の感染拡大防止の周知・啓発活動について（環境部） 吉祥寺駅周辺における感染拡大防止対策を徹底するための市職員による巡回について（防災安全部） <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 市長メッセージの動画配信及び音声配信について（総合政策部） 吉祥寺駅周辺における外出自粛の要請の横断幕及び放送について（防災安全部） 武蔵野市赤十字奉仕団がマスクを製作し武蔵野赤十字病院へ寄付する事業について（健康福祉部） 新型コロナウイルス感染症に関する市の対策全体を把握できるホームページの作成について（総合政策部）
第22回対策本部会議 【特措法】	4月24日(金) 10時～11時	<p>【決定事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 市が管理する公園の大型複合遊具や健康遊具等の使用中止について（環境部） 吉祥寺市政センター、武蔵境市政センターの公金取り扱い窓口の業務時間の変更について（市民部） 特別定額給付金（仮称）事業の実施について（総合政策部） 5月11日(月)以降の主催事業（イベント）等の対応について（各部） <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症に関するよくある質問について（市民部） 武蔵野市新型コロナウイルスPCR検査センター（仮称）について（健康福祉部） 市立小中学校休業中の家庭学習について（教育部） 学校休業中の家庭学習等を支援するための市、国、都などの情報をまとめたホームページ作成について（教育部） 国が配布する布マスクの市民等からの寄付について（財務部） 憲法月間啓発横断幕等の掲出を控えることについて（市民部） 文化施設の市民への提供コンテンツについて（市民部） 文化施設の閉館日について（市民部） 男女平等推進センターでの電話による女性総合相談、にじいろ電話相談について（市民部） 「むさしのあったかまつり」の中止について（健康福祉部）
第23回対策本部会議 【特措法】	4月27日(月) 14時～15時	<p>【決定事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 特別定額給付金（仮称）等の補正予算の審議について（総合政策部） 市の中小企業向け融資相談及び生活困窮に関する臨時電話相談実施について（市民部、健康福祉部） <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 市立小中学校は5月7日(木)、8日(金)については児童・生徒を登校させない日とすることについて（教育部） 緊急事態宣言に関する保育施設及び学童クラブの取扱いについて（子ども家庭部） 第1回経済対策等調整部会の開催について（総合政策部） 東京都市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金の交付決定について（市民部） 吉祥寺駅周辺で市職員等が実施している外出自粛呼びかけ巡回への東京都職員の参加について（防災安全部） 交代制在宅勤務実施に伴うWeb会議について（総合政策部） 市議会との情報共有の方法について（議会事務局） 武蔵野文化事業団における市民が参加できるアーティストとのコラボレーション企画等について（市民部）
第24回対策本部会議 【特措法】	5月1日(金) 14時～15時	<p>【決定事項】</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関連して今後想定される対策について（各部）</p> <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 経済対策等調整部会、経済支援分科会における市独自の経済支援策について（総合政策部） 市の中小企業向け融資相談及び生活困窮に関する臨時電話相談窓口について（市民部、健康福祉部） 国の持続化給付金や都の感染拡大防止協力金の申請サポート窓口設置について（市民部） 特別定額給付金のオンライン申請が5月1日(金)から可能になったことについて（総合政策部） 市独自に妊婦の方へマスクを配布することについて（健康福祉部） 令和2年度敬老事業を中止し、ケアリンピック武蔵野2020の開催を延期することについて（健康福祉部） 東京都緊急対策に伴う介護サービス事業所等へのマスク配布について（健康福祉部） 各議員からの情報等について（議会事務局） 市庁舎における和室、休養室の使用中止と8階ロビー等に設置しているソファーを当面の期間撤去することについて（財務部）

会議名	開催日	内容
第2回緊急対策本部会議 【特措法】	5月6日(水・祝) 9時～10時	<p>【決定事項】</p> <p>1 市立小中学校の臨時休業の延長について（教育部） 2 学童クラブ受け入れ児童への給食弁当の提供について（教育部） 3 認可保育所、地域型保育施設について（子ども家庭部） 4 学童クラブの臨時休所の延長について（子ども家庭部） 5 市主催事業（イベント）の原則中止または延期期間の延長について（各部） 6 市の施設の休業期間延長について（各部） 7 緊急事態宣言等解除後の対応について（防災安全部） 8 市民協働サロンについて（市民部）</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 中小企業向け融資及び生活困窮相談窓口の利用状況について（健康福祉部、市民部） 2 特別定額給付金の申請状況について（総合政策部） 3 防災行政無線による放送の時間変更について（防災安全部）</p>
第25回対策本部会議 【特措法】	5月12日(火) 14時30分～16時	<p>【決定事項】</p> <p>「武藏野市新型コロナウイルス感染に係る緊急事態宣言の延長に伴う対応方針（案）」について（総合政策部）</p> <p>1 健康福祉支援策について（健康福祉部） (1) 武藏野市PCR検査センター (2) 住居確保給付金 (3) レスキューヘルパー（高齢者等緊急訪問介護） 2 子育て支援策について（子ども家庭部） (1) 市独自に対象児童一人当たり3万円の臨時給付を実施する (2) 妊婦へのアンケート、「子ども・子育て応援券」を3万円分配付 (3) 子どもやその保護者へ食事の提供を行う事業者への支援 (4) ベビーシッター利用支援事業における利用者への活用支援 3 経済支援策について（市民部） (1) 感染拡大防止に取り組む事業者に対し、市独自で法人30万円（個人事業主は15万円）を給付 (2) 国・都・市の支援事業に関する申請サポート窓口に要する費用補助 (3) 中小飲食事業者が新たに「持ち帰り」「宅配」を始める際の助成 (4) 武藏野商工会議所が実施するクラウドファンディング事業に対する補助について</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 相談業務について（市民部） 2 その他（各部） (1) 東京都に寄付されたマスクを介護サービス事業所へ配布することについて (2) 各議員からの情報等について (3) 「PCOフォーラム（害虫対策に関する講習会）」の中止について</p>
第26回対策本部会議 【特措法】	5月15日(金) 14時～14時45分	<p>【報告事項】</p> <p>1 セカンドスクール・プレセカンドスクール、市立小中学校連合行事の中止について（教育部） 2 武藏野市子育てフェスティバルの中止について（子ども家庭部） 3 文化事業団によるwebコンテンツ等の配信について（市民部） 4 中小企業者等申請サポート窓口について（市民部） 5 学生アルバイト等の積極的な活用の取り組みについて（選挙管理事務局）</p>
第27回対策本部会議 【特措法】	5月19日(火) 13時30分～14時50分	<p>【決定事項】</p> <p>緊急事態宣言解除後を見据えた今後の対応について</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 「武藏野市新型コロナウイルス感染に係る緊急事態宣言の延長に伴う対応方針」の情報共有について（総合政策部） (1) 武藏野市PCR検査センターの開設（健康福祉部） (2) ひとり親家庭等支援臨時給付金事業（子ども家庭部） (3) 感染拡大防止中小企業者等緊急支援金（市民部） (4) テイクアウト・デリバリー支援事業（市民部） (5) 地域飲食店応援クラウドファンディングプログラム補助（市民部） (6) 感染拡大防止中小企業者等申請サポート窓口事業補助（市民部） (7) 都市計画税の税率の軽減（都市整備部） (8) 子ども・子育て応援券の拡充（子ども家庭部） (9) 要件緩和に伴う住居確保給付金（家賃相当額の支給）の拡充（健康福祉部） 2 東京都より障害福祉サービス事業者へのマスク配布について（健康福祉部） 3 令和2年度の社会を明るくする運動について（健康福祉部）</p>
第28回対策本部会議 【特措法】	5月22日(金) 14時～16時	<p>【決定事項】</p> <p>1 認可保育所、地域型保育施設について（子ども家庭部） 2 特別定額給付金のオンライン申請停止について（総合政策部）</p> <p>【協議事項】</p> <p>緊急事態宣言解除後の、市の施設の再開及び市主催事業（イベント）等の対応について（各部）</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 武藏野市感染拡大防止中小企業者等緊急支援金について（市民部） 2 ムーバスを平日ダイヤの運行に戻すことについて（都市整備部） 3 職員の交代制在宅勤務の終了について（総務部） 4 武藏野地域五大学共同教養講座について（教育部） 5 武藏野市市民安全大会の中止について（防災安全部） 6 感染拡大防止の取組み継続をお願いする横断幕へ変更することについて（防災安全部） 7 武藏野市PCR検査センターの開設について（健康福祉部） 8 市が独自で実施している妊婦へのマスク配付について（健康福祉部） 9 生涯学習スポーツ課・（公財）武藏野生涯学習振興事業団のwebコンテンツ配信について（教育部） 10 子ども・子育て応援券の配付に先立つアンケートについて（健康福祉部）</p>

会議名	開催日	内容
第29回対策本部会議	5月26日(火) 14時～15時30分	<p>【決定事項】※速報 1 学童クラブの開所について（子ども家庭部）</p> <p>【確認事項】※速報 1 市立小中学校の段階的再開について（教育部） 2 市立図書館の段階的サービス再開について（教育部）</p> <p>【協議事項】 緊急事態宣言解除後の市の施設の再開及び市主催事業（イベント）等の対応について（各部）</p> <p>【確認事項】 1 文化施設・コミセンについて（市民部） 2 子育て支援施設について（子ども家庭部） 3 都認証保育所の臨時休園等に係る支援について（子ども家庭部） 4 公園施設の使用中止の解除について（都市整備部） 5 クリーンセンターの見学者ホールについて（環境部）</p> <p>【報告事項】 1 特別定額給付金の郵送申請分の給付開始予定について（総合政策部） 2 武蔵野市感染拡大防止中小企業者等緊急支援金について（市民部） 3 介護サービス事業所向けのマスクの配布について（健康福祉部） 4 就学援助制度における市立小中学校臨時休業期間中の給食費相当額の支給について（教育部） 5 シルバースポーツ大会の中止について（健康福祉部）</p>
第30回対策本部会議	5月29日(金) 16時30分～17時50分	<p>【決定事項】 1 「武蔵野市公共施設等の再開に関するガイドライン（第1版）」について（防災安全部） 2 新型コロナウイルス感染症対策支援制度一覧表について（総合政策部）</p> <p>【確認事項】 1 市立小中学校の夏季休業について（教育部） 2 「フードスクラムむさしの」について（市民部） 3 市内救急医療機関支援のための「ふるさと応援寄附」の「使い道」の新設について（市民部） 4 「ひとり親世帯臨時特別給付金（仮称）」について（子ども家庭部） 5 公共施設等の再開に伴う利用者情報について（防災安全部）</p> <p>【報告事項】 1 青少年平和交流派遣事業の中止について（子ども家庭部） 2 市民相談事業について（市民部） 3 プレーパークの再開について（子ども家庭部） 4 市内保育施設等へのマスクの配布について（子ども家庭部） 5 選挙事務における学生アルバイトの募集について（選挙管理事務局）</p>
第31回対策本部会議	6月4日(木) 9時～9時50分	<p>【協議事項】 1 公共施設等の再開に関するガイドラインに基づく施設利用基準について（市民部）</p> <p>【報告事項】 1 特別定額給付金について（総合政策部） 2 事業の精査について（総合政策部） 3 市立小中学校の再開にあたっての各校への提供物品について（教育部） 4 はらっぱ防災フェスタむさしのについて（防災安全部） 5 武蔵野アール・ブリュット2020について（市民部） 6 福祉関連施設について（健康福祉部） 7 ファミリー・サポート・センター事業利用料相当額の助成について（子ども家庭部） 8 子ども向けWEBコンテンツの配信について（市民部、教育部）</p>
第32回対策本部会議	6月11日(木) 10時～11時30分	<p>【決定事項】 「武蔵野市公共施設等の再開に関するガイドライン」に基づき公共施設の再開を行っていくこと等について（各部）</p> <p>【確認事項】 「武蔵野市公共施設等の再開に関するガイドライン」に基づく施設利用基準について（防災安全部）</p> <p>【報告事項】 1 特別定額給付金について（総合政策部） 2 武蔵野市感染拡大防止中小企業者等緊急支援金について（市民部） 3 国の第2次補正予算への対応について（各部） 4 市立自然の村の再開について（子ども家庭部） 5 市立図書館の段階的サービス再開について（教育部） 6 東京都知事選挙における感染防止対策について（選挙管理委員会） 7 遠野市からの手作りマスク受領について（市民部） 8 武蔵野市の新型コロナウイルス感染症対策の取組みの一覧について（防災安全部）</p>
第33回対策本部会議	6月19日(金) 9時～9時40分	<p>【報告事項】 1 特別定額給付金について（総合政策部） 2 武蔵野市感染拡大防止中小企業者等緊急支援金について（市民部） 3 クラウドファンディング「エール！むさしの」について（市民部） 4 保育施設及び学童クラブの登園・登所自粛要請の解除について（子ども家庭部） 5 ひとり親家庭等支援事業について（子ども家庭部） 6 高等学校等修学給付金の対象世帯の臨時の拡大について（教育部） 7 市政資料コーナーの一部再開について（市民部） 8 コミュニティセンターの開館予定について（市民部） 9 武蔵野ブレイスと市立図書館の段階的サービス再開について（教育部） 10 公園内親水施設のオープンについて（環境部） 11 三鷹駅北口喫煙所の利用開始について（環境部） 12 むさしの環境フェスタのオンライン開催について（環境部）</p>

会議名	開催日	内容
第34回対策本部会議	6月25日(木) 10時～11時	<p>【決定事項】 市役所本庁舎の空調について（財務部）</p> <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 特別定額給付金について（総合政策部） 武蔵野市感染拡大防止中小企業者等緊急支援金について（市民部） ティクアウト・デリバリー事業について（市民部） クラウドファンディング「エール！むさしの」について（市民部） 市民会館等の再開について（教育部） コミュニティセンターの開館後の利用条件等について（市民部） 文化施設の使用制限について（市民部） 夏季平和事業の実施について（市民部） 人権相談の中止について（市民部） 市公共施設等の再開に関するガイドラインについて（防災安全部） 国補正予算成立を踏まえた対策について（各部）
第35回対策本部会議	7月6日(月) 13時30分～14時30分	<p>【協議事項】 市内の私立幼稚園で感染者が確認されたことについて（子ども家庭部）</p> <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 市内の民間事業所等における感染者の発生について（都市整備部、子ども家庭部） 特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、ひとり親家庭等臨時給付金について（総合政策部、子ども家庭部） 武蔵野市感染拡大防止中小企業者等緊急支援金について（市民部） 武蔵野市飲食店ティクアウト・デリバリー事業補助について（市民部） 文化施設使用料の減額について（市民部） 友好都市宿泊施設への市民利用助成の再開について（市民部） 体育施設の再開について（教育部） 地域子ども館あそべえ（教室）について（子ども家庭部） いきいきサロン、不老体操の再開について（健康福祉部） 市政資料コーナーのサービス再開について（市民部） 各種イベントの中止について（各部）
第36回対策本部会議	7月15日(水) 15時30分～16時40分	<p>【決定事項】 友好都市11宿泊施設への市民利用助成の中止について（市民部）</p> <p>【協議事項】 「武蔵野市新型コロナウイルス感染症に係る安心と活力を未来につなげる対応方針～第6回補正予算案～」について、内容を確認し、確定する。（各部）</p> <ol style="list-style-type: none"> 経済支援策について 医療・福祉支援策について 子育て・教育支援策について その他 <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 特別定額給付金について（総合政策部） 武蔵野市感染拡大防止中小企業者等緊急支援金について（市民部） 武蔵野市飲食店ティクアウト・デリバリー事業補助について（市民部） 多摩信用金庫が開催する雇用調整助成金に関する個別相談会について（市民部） 業務継続計画（B C P）策定部会の設置について（総務部） 武蔵野市消防団員の新型コロナウイルス感染について（防災安全部） 総合防災訓練の中止について（防災安全部） 学校施設開放（屋外）の再開について（教育部） 武蔵野ブレイス 青少年フロア（B 2）の再開について（教育部） 体育施設の再開について（訂正）（教育部）
第37回対策本部会議	7月28日(火) 15時～16時10分	<p>【協議事項】 「武蔵野市内における感染者発生時の公表の考え方（第2版）」の見直しについて（防災安全部）</p> <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 中学校修学旅行及び小学校移動教室の中止について（教育部） 武蔵野市PCR検査センターの検査枠拡大について（健康福祉部） 水道料金・下水道使用料の支払い猶予期間の延長について（水道部） 武蔵野市感染拡大防止中小企業者等緊急支援金について（市民部） 武蔵野市飲食店ティクアウト・デリバリー事業補助について（市民部） コミュニティセンターの利用条件の緩和について（市民部） 地域子ども館あそべえの運営について（子ども家庭部） 社会活動センター各種講座の再開について（健康福祉部） 介護サービス事業所への感染予防物品の配布について（健康福祉部） 職員等の感染が疑われる場合の対応について（総務部）
第38回対策本部会議	8月7日(金) 9時～9時30分	<p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ひとり親等世帯臨時特別給付金について（子ども家庭部） 武蔵野市感染拡大防止中小企業者等緊急支援金について（市民部） 武蔵野市感染拡大防止インフラ中小企業者等支援金について（市民部） 武蔵野市飲食店ティクアウト・デリバリー事業補助について（市民部） 事業者支援「ほっとらいん」について（市民部） 経済支援策に関する商店会等への説明及び報告について（市民部） 「感染防止徹底宣言ステッカー」について（防災安全部） 東京都と市区町村との共同による感染拡大防止対策推進事業について（各部）
第3回緊急対策本部会議	8月9日(日) 10時～11時	<p>市内民間認可保育園において、児童に新型コロナウイルス感染症PCR検査の陽性反応が判明した報告を受け、対応を協議した。</p> <p>【決定事項】 「武蔵野市内における感染者発生時の公表の考え方（第2版）」に基づき、保護者の同意を得て、市公式ホームページにおいて経過及び対応等を公開する。（防災安全部）</p>

会議名	開催日	内容
第39回対策本部会議	8月19日(水) 10時～10時40分	<p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 武蔵野市感染拡大防止中小企業者等緊急支援金について（市民部） 2 武蔵野市感染拡大防止インフラ中小企業者等支援金について（市民部） 3 武蔵野市飲食店ティクアウト・デリバリー事業補助について（市民部） 4 事業者支援「ほっとらいん」について（市民部） 5 市関連施設・団体職員等のPCR検査陽性者の判明について（各部） 6 令和2年度指定主要事業について（総合政策部）
第40回対策本部会議	8月27日(木) 9時30分～10時30分	<p>【決定事項】 「武蔵野市内における感染者発生時の公表の考え方」の改定について（防災安全部）</p> <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 武蔵野市感染拡大防止中小企業者等緊急支援金について（市民部） 2 武蔵野市感染拡大防止インフラ中小企業者等支援金について（市民部） 3 武蔵野市飲食店ティクアウト・デリバリー事業補助について（市民部） 4 事業者支援「ほっとらいん」について（市民部） 5 武蔵野市中小企業者等テナント家賃支援金について（市民部） 6 PCR検査体制の拡充について（健康福祉部） 7 市内一斉清掃の中止について（環境部） 8 コミュニティセンターの利用条件について（市民部） 9 地域健康クラブ、不老体操、市民スポーツデーの再開について（健康福祉部） 10 サーモグラフィーカメラの運用開始について（財務部） 11 在宅勤務の検証アンケート結果について（総務部）
第4回緊急対策本部会議	9月13日(日) 10時～11時10分	<p>市役所本庁舎勤務職員3例目の新型コロナウイルス感染症PCR検査陽性反応者が判明したことを受け、対応を協議した。</p> <p>【決定事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該職員間の接触がないことの確認について 2 保健所の指導、助言を基に、職員に対し、改めて感染拡大防止のための取り組みの徹底を図る 3 市公式ホームページにおける公開について
第41回対策本部会議	9月15日(火) 9時～9時45分	<p>【決定事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 サーモグラフィーカメラ運用ガイドラインの策定及び貸出開始について（財務部） 2 催物の開催制限等の緩和に伴う文化施設の使用条件の見直しについて（市民部） <p>【協議事項】 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取り組みの徹底と「新しい日常の定着」に向けた職員のための実践ガイドについて（総務部）</p> <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東京都新型コロナウイルス感染症対策条例改正案について（防災安全部） 2 武蔵野市感染拡大防止中小企業者等緊急支援金について（市民部） 3 武蔵野市感染拡大防止インフラ中小企業者等支援金について（市民部） 4 武蔵野市飲食店ティクアウト・デリバリー事業補助について（市民部） 5 武蔵野市中小企業者等テナント家賃支援金について（市民部） 6 武蔵野市商店会活性出店支援金について（市民部） 7 事業者支援「ほっとらいん」について（市民部） 8 市民協働サロン、コミセン親子ひろば、自転車安全利用講習会の再開について（市民部、子ども家庭部、都市整備部） 9 令和2年度未来をひらくはたちのつどい（成人式）の開催方法について（教育部） 10 新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発ポスターの掲示について（市民部）
第42回対策本部会議	9月30日(水) 13時～13時35分	<p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公共施設（会議室等）の使用条件の見直しについて（市民部） 2 市内におけるPCR検査の実施について（健康福祉部） 3 ベビーカー貸出しサービス事業「ベビ吉」の一部再開について（子ども家庭部） 4 レンタサイクルの再開について（都市整備部） 5 武蔵野市感染拡大防止中小企業者等緊急支援金について（市民部） 6 武蔵野市感染拡大防止インフラ中小企業者等支援金について（市民部） 7 武蔵野市中小企業者等テナント家賃支援金について（市民部） 8 武蔵野市商店会活性出店支援金について（市民部） 9 事業者支援「ほっとらいん」について（市民部） 10 市内事業所に対する東京都の感染防止徹底宣言ステッカー及び市の経済支援策の周知・啓発について（市民部） 11 国が実施する「Go To キャンペーン」の情報収集について（防災安全部）
第43回対策本部会議	10月21日(水) 9時～9時40分	<p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設開放（屋内）の一部再開について（教育部） 2 市内におけるPCR検査の実施について（健康福祉部） 3 武蔵野市感染拡大防止中小企業者等緊急支援金について（市民部） 4 武蔵野市感染拡大防止インフラ中小企業者等支援金について（市民部） 5 武蔵野市中小企業者等テナント家賃支援金について（市民部） 6 武蔵野市商店会活性出店支援金について（市民部） 7 事業者支援「ほっとらいん」について（市民部） 8 新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業の追加実施について（子ども家庭部） 9 武蔵野市消防団員及び市立中学校関係者におけるPCR検査陽性反応者の判明について（防災安全部） 10 武蔵野市新型コロナウイルス感染症業務継続計画（BCP）の策定について（総務部） 11 執務室内のアクリルパーテーションについて（総務部）

会議名	開催日	内容
第44回対策本部会議	11月5日(木) 9時～9時30分	<p>【報告事項】</p> <p>1 環境啓発施設「むさしのエコreゾート」における感染症拡大防止対策の実施について（環境部） 2 市内におけるPCR検査の実施について（健康福祉部） 3 武蔵野市感染拡大防止中小企業者等緊急支援金について（市民部） 4 武蔵野市感染拡大防止インフラ中小企業者等支援金について（市民部） 5 武蔵野市中小企業者等テナント家賃支援金について（市民部） 6 武蔵野市商店会活性出店支援金について（市民部） 7 事業者支援「ほっとらいん」について（市民部） 8 新型コロナウイルス感染症に関するよくある質問（質問応答集）の掲載内容の更新について（市民部） 9 催物の主催者が存在しない行事における感染防止策の徹底及び感染リスクが高まる5つの場面の周知について（防災安全部）</p>
第45回対策本部会議	11月24日(火) 9時～10時	<p>【協議事項】</p> <p>「武蔵野市新型コロナウイルス感染症に係るくらしの安心をまちの活力につなげる対応方針（案）」について、内容を確認し、確定する。</p> <p>1 くらしを守り、まちの活力につなげる支援策について 2 いのちを守るための感染拡大防止対策の拡充について 3 誰もが安心して暮らし続けられるための福祉体制の充実について 4 くらしと心を豊かにする芸術文化等を楽しむ環境づくりについて</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 「武蔵野市くらし地域応援券」事業（案）について（市民部） 2 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う水道料金・下水道使用料の支払い猶予の受付再開について（環境部・水道部） 3 市内におけるPCR検査の実施について（健康福祉部） 4 武蔵野市感染拡大防止中小企業者等緊急支援金について（市民部） 5 武蔵野市感染拡大防止インフラ中小企業者等支援金について（市民部） 6 武蔵野市中小企業者等テナント家賃支援金について（市民部） 7 武蔵野市商店会活性出店支援金について（市民部） 8 事業者支援「ほっとらいん」について（市民部） 9 武蔵野市消防団年末年始の行事予定について（防災安全部） 10 武蔵野市民会館における新型コロナウイルス感染症PCR検査陽性反応者の判明について（市民部） 11 来年2月末までの催物の開催制限等について（防災安全部） 12 ベビーカー貸出しサービス事業「ベビ吉」の貸出し場所の一部変更について（子ども家庭部） 13 その他（国、東京都通知等の情報共有）</p>
第46回対策本部会議	12月17日(木) 9時～9時30分	<p>【報告事項】</p> <p>1 ひとり親等世帯臨時特別給付金「基本給付」の再支給について（子ども家庭部） 2 市内におけるPCR検査の実施について（健康福祉部） 3 年末年始の医療体制について（健康福祉部） 4 武蔵野市感染拡大防止中小企業者等緊急支援金について（市民部） 5 武蔵野市感染拡大防止インフラ中小企業者等支援金について（市民部） 6 武蔵野市中小企業者等テナント家賃支援金について（市民部） 7 武蔵野市商店会活性出店支援金について（市民部） 8 事業者支援「ほっとらいん」について（市民部） 9 市立小学校関係者におけるPCR検査陽性反応者の判明について（教育部） 10 令和2年度健康福祉部政策研究・新型コロナウイルス感染症対策本部合同研修会の実施について（健康福祉部） 11 年末・年始における緊急時等の連絡体制について（防災安全部） 12 「新型コロナウイルス感染症に対する武蔵野市の取り組み報告書（仮称）【令和2年版】」の作成について（防災安全部） 13 その他（国、東京都通知等の情報共有）</p>
第47回対策本部会議	12月28日(月) 9時～9時30分	<p>【報告事項】</p> <p>1 年末年始の市内の医療体制について（健康福祉部） 2 新型コロナウイルスワクチン住民接種について（健康福祉部） 3 市内におけるPCR検査の実施について（健康福祉部） 4 武蔵野市中小企業者等テナント家賃支援金について（市民部） 5 武蔵野市商店会活性出店支援金について（市民部） 6 事業者支援「ほっとらいん」について（市民部） 7 市立コミュニティセンターにおける新型コロナウイルス感染症PCR検査陽性反応者の判明について（市民部） 8 市内認可保育施設における新型コロナウイルス感染症PCR検査陽性反応者の判明について（子ども家庭部） 9 市立小学校における新型コロナウイルス感染症PCR検査陽性反応者の判明について（教育部） 10 その他（国、東京都通知等の情報共有）</p>

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

令和2年4月7日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症（同法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に関する緊急事態が発生した旨を宣言する。

記

（1）緊急事態措置を実施すべき期間

令和2年4月7日から5月6日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

（2）緊急事態措置を実施すべき区域

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域とする。

（3）緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

資料3

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等

令和2年4月10日

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等

1. 区域

都内全域

2. 期間

令和2年5月6日（水曜日）まで

3. 実施内容

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の要請を実施

（1）都民向け：徹底した外出自粛の要請（令和2年4月7日～5月6日）

・新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

（2）事業者向け：施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（令和2年4月11日～5月6日）

・特措法第24条第9項に基づき、施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請。これに当たはまらない施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼

・屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティ等の開催についても、自粛を要請

2. 対象施設一覧

基本的に休止を要請する施設（特措法施行令第11条に該当するもの）

施設の種類	要請内容	内訳
遊興施設等	施設の使用停止 及び催物の開催 の停止要請 （＝休業要請）	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等
大学、学習塾等		大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※ 床面積の合計が1,000m ² を超えるものに限る。
運動、遊技施設		体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設、又はマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等
劇場等		劇場、観覧場、映画館又は演芸場
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場
		博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） ※ 床面積の合計が1,000m ² を超えるものに限る。
商業施設		生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※ 床面積の合計が1,000m ² を超えるものに限る。

2. 対象施設一覧

特措法によらない協力依頼を行う施設

床面積の合計が1,000m²以下の下記の施設については、同1,000m²超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼

施設の種類	内訳
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※但し、床面積の合計が100m ² 以下においては、適切な感染防止対策を施した上で営業
集会・展示施設	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※但し、床面積の合計が100m ² 以下においては、適切な感染防止対策を施した上で営業

2. 対象施設一覧

施設の種別によっては休業を要請する施設

施設の種類	要請内容	内訳
文教施設	原則として施設の使用停止及び催物の開催の停止要請	学校（大学等を除く。）
社会福祉施設等	必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力要請	保育所、学童クラブ等
	適切な感染防止対策の協力要請	通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	要請内容	内訳
医療施設	適切な感染防止対策の協力要請	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	適切な感染防止対策の協力要請	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	適切な感染防止対策の協力要請、営業時間短縮の協力要請	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスを含む。） ※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。（宅配・テークアウトサービスは除く。）
住宅、宿泊施設	適切な感染防止対策の協力要請	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等
交通機関等	適切な感染防止対策の協力要請	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等
工場等	適切な感染防止対策の協力要請	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	テレワークの一層の推進を要請、適切な感染防止対策の協力要請	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	適切な感染防止対策の協力要請	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※ 「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年4月7日改正）を踏まえた整理

※ 適切な感染防止対策については、別表「適切な感染防止対策」を参照

【別表】適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止 ・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止	・店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約2m間隔の確保） ・換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける） ・密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）
飛沫感染、接触感染の防止	・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・店舗・事務所内の定期的な消毒
移動時における感染の防止	・ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進） ・従業員数の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等） ・出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）、来訪者数の制限

資料4

武藏野市内における感染者発生時の公表の考え方（第3版）

感染者の公表について

感染者の公表は保健所を所管する自治体は独自で行えますが、保健所を所管していない武藏野市で感染者が確認された場合は、東京都が感染者からのヒアリングや感染者の公表をすることになっています。このため、武藏野市公式ホームページは東京都の公表を基に作成しています。

保健所は、都道府県、政令指定都市、特別区の他、中核市で設置でき、東京都の場合、東京都と特別区、八王子市、町田市が保健所を設置しています。武藏野市を管轄する保健所は、東京都多摩府中保健所（以下「保健所」という。）となります。

東京都（以下「都」という。）においては、感染者の発生に際して、大都市の特性として居住地と医療機関所在地や勤務地等が異なる自治体にまたがることが多い点や、個人が特定されるリスクが高まり、公衆衛生上の対策に不可欠な感染経路の確認に支障が生じること、及び人権侵害の危険性が高まること等から、これまで居住地の公表は「都内」に統一され、感染者の居住地について市区町村単位での公表は行われておりませんでした。

しかし、都は都内感染者数が増加していること等を受けて、都民に対してより一層の注意喚起を図るため、令和2年4月1日から、市区町村別患者数の公表を始めました。

これを受けて武藏野市（以下「市」という。）は、都が公表した市内の患者数等を市公式ホームページに掲載することといたしました。

なお、感染者が、市職員等や市が管理者である施設等で発生した場合は、次のとおり公表いたします。

1 目的

市が発生状況等の情報を公表することにより、市内における感染拡大を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にとどめ、もって市民の安全で安心な生活を維持することを目的とする。

2 公表の対象

① 市職員等が感染した場合

※ 市職員等とは、市職員、市立学校教職員及び市の財政援助出資団体の職員をいう。

② 市施設等で感染が発生した場合

※ 市施設等とは、市立施設のほか市の財政援助出資団体により運営を行う施設をいう。

③ 市が当該事業について指導監督権限を有している施設等で感染が発生した場合

例：認可保育所、介護保険施設等

④ 市が公表することにより、感染拡大防止に著しく寄与すると認められる場合

〔裏面あり〕

3 同意の原則

公表にあたっては、個人情報保護条例等の趣旨に鑑み、感染者及び事業者等のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、原則として感染者（未成年の場合は保護者）や関係者（以下「感染者等」という。）の同意を得た情報について公表する。

4 同意が得られない場合の特例

市内で同時期に、同一の場所（家庭内感染は除く。）で複数の感染者が発生し、濃厚接触者が特定できないなど、市民への感染拡大が強く懸念される場合、市は保健所等と協議のうえ、感染者等の同意が得られなくても、感染に関する情報を公表することがある。

5 公表内容

以下のうち、必要な情報を公表する。

- ① 感染者の年代、性別、居住地（都内・都外）など
- ② 感染者の症状・経過（行動歴等を含む。）など
- ③ 公衆衛生上の対策

6 公表の方法

以下のうち、必要な方法で情報を公表する。

- ① 市公式ホームページ
- ② プレスリリース
- ③ その他の方法

7 その他

- ① 公表にあたっては、濃厚接触の状況や感染拡大のリスク等を総合的に勘案し、公表内容について個別に検討し判断する。
- ② 本考え方については、今後の感染者発生の動向などを踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

以上

ロードマップ（部）による基準		文化施設	コミュニティセンター
施設所	●施設は原則として休館		
ステップ1	①吉祥寺美術館展示室の再開 【条件】6月1日～ 【内容】吉祥寺美術館展示室の再開 ②その他の施設の再開 【条件】6月8日～公会堂、スイングホールは9日～ 【内容】市民文化会館、スイングホール、吉祥寺劇場・公会堂、スイングホール・吉祥寺美術館音楽室・松露庵・吉祥寺シャター・かたらいの道市民スペースの施設貸出再開 【条件】 ・100人以下、かつ収容定員の半分以下（文化会館大・小ホール、公会堂ホール、レインガーサロンが100人）の利用に限定 ・大劇場の収容定員の半分以下（会場内飲食や劇、音楽、器、ダンスの練習室などを目的とした利用は休館 *自主事業については、施設貸出の要件を満たせる事業を企画し、順次開	【時期】7月6日～8月15日（一部コミセンは7月7日から） 【内容】施設貸出再開 【条件】会議室など会議室等で着席で行える活動のみ利用可（立いの座敷が近づく活動、体を動かす活動、大きな席を出す活動、飲食を伴う活動などは不可） ・ロビーなどフリースペースは原則として短時間の休憩のみ利用可（新聞・雑誌などの閲覧不可） ・部屋の定員は半分以下（劇場・音楽室などは原則として不可） ・一部のコミセンは夜間の時間帯を閲覧	
ステップ2	●市民文化会館・健楽館が運営するうえで必要性が高まっている施設と緩和 ●記の規範等のイベントについての開催可能 （屋内）100人以下、かつ収容定員の半分以下 （屋外）200人以下	【時期】8月16日から通常の開 【内容】施設利用条件の緩和 【条件】 ・市の施設利用基準（休館利用基準）を遵守 ・会議室等で座席にて行える活動に加え、非接触型の座いの運動など、感染の恐が少ない活動の利用を認める（座いの体操、ストレッチ、太極拳、ヨガ、気功、電子器具演奏など） ※吉祥寺劇場「ア」、「不老体操」、「コミセン親子ひろば」は9月から開館（定期開館など感染対策を徹底） ※「立いの座敷」が近づく活動、大きめの声を出す活動、飲食を伴う活動などは原則として不可（激しい運動、闘棋、将棋・カードゲーム、カラオケ、合唱、演劇・ダンス、芝居など） ・ロビーなどフリースペースの利用は緩和（原則として短時間の休憩のみ利用可） ・夜間開館としていたコミセン（本館、本町、けやき、西部）のうち、けやきは8月1日から通常開館に移行 ※実施は改修工事の準備のため休館	
ステップ3	●クラスター発生歴がなく、3つの密が重なりにくい施設を緩和 ●記の規範等のイベントについての開催可能 （屋内）100人以下、かつ収容定員の半分以下 （屋外）200人以下	【時期】法定休日実施する 【条件】詳細な検討中 ※本館のみが吉祥寺北コミセン・西部コミセンでは、10月からシングルスの卓球・バトミントンなどの利用可。 ※夜間開館としていたコミセン（本館、本町、西部）のうち、西部は10月2日から夜間開館。 【内容】 ・施設貸出は、1,000人以下、かつ収容定員の半分以下の利用に限定 【内容】 ・大劇場の発声を行う会場・や芝居、電子機器、ダンスの練習室などを目的とした利用は制限 *自主事業については、施設貸出の要件を満たせる事業を企画し、順次開 会場に変更し、実施	
以降の方	●適切な感染拡大防止策をとった上で全ての施設の休業を終了 ●記の規範等のイベントについての開催可能 （屋内）1,000人以下、かつ収容定員の半分以下 （屋外）1,000人以下	【時期】9月19日～11月30日まで 【内容】 ・ホール・劇場 展示室について、感染リスクを低減するためのチェックリストの遵守を求めた上で、収容定員上限まで使用可とする。 11月31日～1月30日まで ①練習室・音楽室 けいこの使用について ・収容定員の半分以下の利用は緩和 ・収容定員の発声を行う会場・演劇、電子機器、ダンスの練習室等について、各業種別ガイドラインに基づいた対策を行なうことを条件に使用可 ②会議室・和室 の使用について ・飲食（茶道を含む）を半分使用については、収容定員の半分以下とする。 ・上記以外の使用については、収容定員限まで利用可とする。	・施設利用者は市が施設利用基準（休館利用基準）を遵守（マスク着用、手洗い・手指消毒の徹底、浜野の推出など） 施設利用者は市が施設利用基準（休館利用基準）を遵守（マスク着用、手洗い・手指消毒の徹底、浜野の推出など） ・施設貸出における利用者には、事前に、感染症予防対策への協力を周知 ・施設貸出における利用者には、代使者が行う。施設管理者は、代使者の連絡先を把握 ・会議室、音楽室を含む、主事業においては、主事業者が施設管理者と利用者情報を適切に把握 ・既存契約者のうち、新たな利用条件に合意しないためにキャンセルを希望する場合は、使用料を全額返付

	公園	クリーンセンター	社会福祉施設等	子ども園地施設
解説前				
ステップ 1	<p>・道具や砂場等の利用中止を依次解除する。 【特例】5月26日～ 【内容】金公園企画施設 ・ボランティア団体、NPO団体の活動の再開 ・公園の面倒使用の再開</p>	<p>【特例】6月1日 【内容】自由見学（個人）の再開</p>	<p>【内容】訪問系及びティサービス等は引き続き事業継続 *6月30日まで自肃要請</p>	<p>・体育施設 【特例】6月1日～6月30日 *6月30日まで自肃要請</p>
ステップ 2		<p>【内容】ボランティア団体、NPO団体の200人までのイベントの開催</p>	<p>【内容】7月1日～団体見学の再開 【条件】来場者数の上限を通常の50%以下で行う。</p>	<p>・体育施設 【特例】7月1日～ 【条件】分煙室の実施、イベントの自肃、縮小 0.12施設 【特例】6月15日～ 【条件】開館時間の制限、利用者を市民限定、感染予防対策、ひろば事業 【特例】9月～ 【条件】つど～事業（参加人数制限）、オンライン講座 ・保育児童館 【特例】6月15日～ 【条件】開館時間の制限、感染予防対策 ・アミューズメントセンター 【特例】6月8日～ 【条件】感染症予防対策</p>
ステップ 3		<p>【内容】ボランティア団体、NPO団体の200人を超えるイベントの開催</p>	<p>【内容】市外の行政観察、団体見学の再開 【条件】1回における来場者、団体見学の上限を通常の50%以下で行う。</p>	<p>・高齢者総合センター（社会活動センターラーニング） 【特例】8月1日以後、年末感染リスクの低い講座から順次的に再開。 【条件】呼吸器くなる恐れ、発声等を行う活動、飲食を伴う活動は中止、フリースペースの使用は中止（窓口比～での短時間休憩は可能）（新聞・雑誌などの閲覧不可） ・いきいきサロン 【特例】7月9日以降、段階的に再開。 【条件】運営団体に、事前感染対策ガイド（体温測定、マスクの着用、手指の消毒、身体的距離の確保、換気、プロクラムの制限、熱中症予防等）を配りし、感染防止対策を十分に行う。</p>
			<p>イベントの再開については、国内感染状況及びイベント実施意向等を勘案しながら、要施設に向け逐検討する。</p>	<p>・来館前に氏名・住所等の記載（任意）、マスク着用、アルコール消毒、身体的距離 の確保を来館者に依頼 ・マスク着用、手洗いの徹底、身体的距離の確保を主催者等に依頼 備考</p>
				<p>・来館前に氏名・住所等の記載（任意）、マスク着用、アルコール消毒、身体的距離 の確保を来館者に依頼 ・来館者には、事前の検温、マスク着用（保護者）、手指消毒の実施 ・来館者は、マスク着用、手消毒、必要応じてエイズガード着用 ・定期的な換気、館内消毒 ・必要に応じて、感染防止に必要なマスク等の物を市から提供 ・事業継続（再開）にあたっての独自のチェックシートを活用</p>

解説	図書館	武藏野プレイス（図書館機能以外）	スポーツ施設	市立自然の村・清流を伴う事業及び助成等
ステップ 1	①市民対象予約資料受取りの再開 【時期】5月27日～（中央図書館）、5月28日～（吉祥寺図書館、武藏野プレイス図書館） 【内容】予約資料受取り（市民対象）の再開 ②予約資料受取（全利用者対象）の再開 【時期】上記①の受取休止を踏まえて検討			
ステップ 2	【時期】6月15日～ 【内容】書架に販促した一部入館を再開	【時期】6月19日～ 【内容】屋外体育施設（陸上競技場、軟式野球場、庭球場、緑町バスボール広場、ストリートボール広場、中央公園バスボール場）の再開 ・総合体育館（メイン・サブアリーナ、ランニング走路、会議室、柔道場、弓道場、駒体操ダンス室、幼児室、卓球室）の再開	【時期】6月19日～ 【内容】屋外体育施設（陸上競技場、軟式野球場、庭球場、緑町バスボール広場、ストリートボール広場、中央公園バスボール場）の再開 ・総合体育館（メイン・サブアリーナ、ランニング走路、会議室、柔道場、弓道場、駒体操ダンス室、幼児室、卓球室）の再開	
ステップ 3	【時期】6月2日～ 【内容】開館前の利用を再開（半分程度）	【時期】7月8日～ 【内容】トランシング室、温水プールの再開 ①トランシング室 ・市内在住・在勤・在学対象。定員20名制限あり。 ②温水プール ・市内在住・在勤・在学対象。2時間交代入替制、定員各回50名等制限あり。 ・夏季の屋外プールは中止	【時期】7月10日～ 【内容】トランシング室、温水プール ①トランシング室 ・市内在住・在勤・在学対象。定員20名制限あり。 ②温水プール ・市内在住・在勤・在学対象。2時間交代入替制、定員各回50名等制限あり。	
備考	以降の点	【時期】7月23日～ 【内容】B2スタジオランジ再開（利用制限あり） 【時期】10月1日～11月30日まで 【内容】料金施設・スタディコーナーの使用について ・利用料上限まで使用可とぞする。 【その他】 ・図書閲覧席の使用については、中央図書館と合わせて席制限あり。 ・B2オーブンスタジオ、サウンドスタジオ、バワーオーマンススタジオ、クラフトスタジオの再開については検討中。	【時期】10月1日～ 【内容】料金施設・アーネー・会議室等の利用人数を変更する。但し、大会講堂、規制室、洋室、研修室、会議室等について定員の50%を超える利用の場合は事前の打ち合わせが必要。	・来館者には、マスク着用、手指消毒の実施、身体的距離の確保などの行動を促す。 ・施設利用者はマスク着用、手指消毒、カワフターによる手指消毒防止シートを設置。 ・料施設利用者にはマスク着用、手指消毒、マスク着用、咳エチケットの遵守を記入、提出を依頼。 ・イベント参観者や、グループ学習および一部の開催者にはマスクの着用、手指消毒、マスク着用、咳エチケットなどのお願い。 ・職員はマスク着用、手指消毒、マスク着用、咳エチケット等による手指消毒シートを設置。 ・料施設・スタディ・B2における利用者、職員、清掃業者による消毒作業の実施。

資料6

「武藏野市公共施設等の再開に関するガイドライン」に基づく施設利用基準 (令和2年6月)

文化施設・生涯学習施設・スポーツ施設・コミュニティセンター等について、東京都のロードマップや業種別のガイドライン等を踏まえ、「武藏野市公共施設等の再開に関するガイドライン」に基づく具体的な利用基準を示すこととする。

【1 共通利用基準】

施設利用者は、以下の全ての基準を遵守するものとする。

○利用基準

(1) 体調確認	発熱、だるさ、息苦しさ、咳などの症状がある場合、体調不良の場合は、利用を控えること。 (注意) 団体利用の場合は、代表者が利用者全員の体調を確認すること。
(2) 海外渡航歴確認	過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合は、利用を控えること。 (注意) 団体利用の場合は、代表者が利用者全員の渡航歴を確認すること。
(3) マスク	原則としてマスクを着用し、咳エチケット（咳をするときは口をふさぐ等）を守ること。
(4) 手洗い・消毒	入退館時に、手洗い・手指消毒を徹底すること。
(5) 利用者情報の記録・保管	利用者の氏名・連絡先を個票に記入し、提出すること。 団体利用の場合は、代表者が利用者全員の氏名・連絡先を把握し、利用者名簿を1カ月間は保管すること。 (注意) 利用者に感染が確認された場合に、保健所等の公的機関へ利用者情報を提供するため（他の用途に使用されることはない）。
(6) 利用者数	利用者数は、各部屋の定員の5割以下とすること。 (注意) 施設の特性により、入場を制限される場合がある。
(7) 活動内容	感染の恐れがある利用者同士が近接する活動、大きな声を出す活動は控えること。
(8) 換気	こまめに部屋の換気を行うこと。 (1時間ごとに5~10分程度を目安として、2カ所以上の窓・扉を開放すること)。
(9) 対人距離	人と人との間隔は、できるだけ2メートル以上の距離を取り、最低でも1メートルの距離を確保すること。

(注意) 上記基準の対象者は、主に貸出施設の利用者を想定している。図書館等の不特定多数の来館者が見込まれる施設（申込不要の自由来館型の施設）では、（6）及び（8）に関しては、原則として施設管理者が施設ごとの管理上の特性を踏まえて対応し、（5）に関しては原則として実施せず、施設入退館時の消毒等により感染防止を徹底するものとする。

(注意) 上記基準以外の細目は、施設の状況・特性等に応じて、施設管理者が別に定める。

(例)

- ・ロビーなどの共用施設（予約不要のスペース）は、当面の間利用できない。
- ・エレベーター利用時、施設の入退室・入退館時は、混雑が生じぬよう配慮すること。
- ・施設使用後（退室時）には、消毒用洗剤等により、机や椅子などの使用した備品や手の触れた箇所の消毒を行うこと。

【2 適用期間】

令和2年6月8日から当面の間（国の対処方針や東京都のロードマップの検証状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを図る）

資料7

○武蔵野市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年7月4日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、武蔵野市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長は、本部長を補佐し、本部の事務を整理し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 前3項に規定する者のほか、本部に必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、武蔵野市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定により国の職員その他武蔵野市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部の職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

○武蔵野市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則

平成25年7月4日規則第56号

改正

平成26年10月1日規則第54号

平成26年12月12日規則第67号

(趣旨)

第1条 この規則は、武蔵野市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年7月武蔵野市条例第22号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、武蔵野市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長)

第2条 新型インフルエンザ等対策副本部長は、副市長及び教育長の職にある者をもって充てる。

2 条例第2条第2項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副市長、教育長の順序により本部長の職務を代理し、副市長である副本部長が本部長の職務を代理する順序は、武蔵野市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則（平成26年12月武蔵野市規則第63号）に定める順序による。

(本部員)

第3条 新型インフルエンザ等対策本部員は、前条に規定する者のほか、武蔵野市消防団長、武蔵野市組織規則（平成24年9月武蔵野市規則第62号）第4条第1項に規定する部長（以下「部長」という。）の職にある者をもって充てる。

2 前項に規定する者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、武蔵野市（以下「市」という。）の職員のうちから指名する者をもって本部員に充てることができる。

3 本部員に事故があるときは、あらかじめ当該本部員が指名する者がその職務を代理する。

(会議の審議事項)

第4条 条例第3条第1項に規定する本部の会議（以下「会議」という。）においては、新型インフルエンザ等対策（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の総合的な推進を図るため、次に掲げる事項について本部の基本方針を審議策定する。

- (1) 新型インフルエンザ等（法第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）に関する情報の収集及び市民への適切な方法による情報提供に関する事項。
- (2) 新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項。
- (3) 市内の生活環境の保全その他市民の生活及び地域経済の安定に関する事項。
- (4) 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項。
- (5) 新型インフルエンザ等対策の実施に係る他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項。
- (6) 新型インフルエンザ等対策の実施時における業務の継続に関する事項。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、重要な新型インフルエンザ等対策に関する事項。

(会議の構成)

第5条 会議は、本部長、副本部長及び本部員（部長の職にある者に限る。）をもって構成する。

2 前項に規定する者のほか、会議は、必要があると認めるときは、市の職員のうちから指名する者を会議の構成員として加えることができる。

(職務権限)

第6条 本部の職員は、特に定める場合又は特に本部長に指示された場合を除き、通常の市の組織における職務権限の例により本部の事務を処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成26年10月1日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成26年12月12日規則第67号)

この規則は、公布の日から施行する。

資料8 武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部

(令和2年12月31日 現在)

1 本部員

本部長	市長	松下 玲子
副本部長	副市長	笹井 肇
副本部長	副市長	恩田 秀樹
副本部長	教育長	竹内 道則
本部員 (※)	消防団長	齊藤 嘉昭
本部員	総合政策部長	吉清 雅英
本部員	総合政策部行政経営担当部長	樋爪 泰平
本部員	総合政策部秘書広報課広報担当課長	若林 俊宏
本部員	総務部長	清水 雅之
本部員	財務部長	伊藤 英穂
本部員	財務部税務担当部長 (兼市民税課長事務取扱)	菅原 誠治
本部員	市民部長	渡邊 昭浩
本部員	市民部市民活動担当部長 (兼市民相談担当課長事務取扱)	小島 麻里
本部員	市民部交流事業担当部長 (兼多文化共生・交流課長事務取扱)	大杉 由加利
本部員	防災安全部長	西川 和延
本部員	防災安全部安全対策課長	今井 隆文
本部員	防災安全部防災課長	奥野 聰一郎
本部員	環境部長	荻野 芳明
本部員	健康福祉部長	山田 剛
本部員	健康福祉部保健医療担当部長 (兼健康課長事務取扱)	一ノ関 秀人
本部員	子ども家庭部長	勝又 隆二
本部員	都市整備部長	早川 千秋
本部員	都市整備部参事 (まちづくり調整担当)	福田 浩
本部員	都市整備部参事 (兼吉祥寺まちづくり事務所長事務取扱)	松崎 泰
本部員	会計管理者	中野 健史
本部員	水道部長 (兼参事 (都営水道一元化推進担当))	大塚 省人
本部員	教育部長	福島 文昭
本部員	選挙管理委員会事務局長	天野 裕明
本部員	監査委員事務局長	塩瀬 晴久
本部員	議会事務局長	衣川 順

(※) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部期間 (令和2年4月8日～5月25日)

2 事務局

防災安全部 安全対策課	安全対策課長 今井 隆文
	係長 原澤 由紀子
	生活安全担当係長 遠藤 淳平
	主任 坂部 敬大
健康福祉部 健康課	健康福祉部保健医療担当部長 (兼健康課長事務取扱) 一ノ関 秀人
	地域保健調整担当課長 高橋 徹
	主任 三好 保津

令和2年版
新型コロナウイルス感染症に対する武蔵野市の対応報告書

発 行 令和3年3月
編 集 武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部
(事務局:武蔵野市 防災安全部 安全対策課)
住所:〒180-8777 武蔵野市緑町2丁目2番 28号
電話:0422-60-1916(直通)